

70-26

井上哲次郎著

# 教育と宗敎衝突

版權所有

敬業社發兌



## 教育と宗教の衝突

### 緒言

此篇は余が始めより自ら著はさんと企圖したるにあらざ、教育時論の記者が偶、時事の問題に就き、余が意見を問はれたるによりて、少しく余が意見を述べたるに、耶蘇教徒の中頻に攻撃を試るものあるを以て、遂に一篇の長論文を成すに至れり、換言すれば、全く事情の已むを得ざるに出でたるものにて、一時の談話を敷衍せるに過ぎざるあり、是故に章を分ち節を設けて詳細に事を論ずるの暇なく、又廣く公衆の注意を惹かんことを期せし故、引用書目等の如きは、多くは之れを省き、一に意義の解し易きを主としたり、

此篇の前半分は教育時論、教育報知、日本教育雜誌、大日本教育會雜誌、國の教育、東洋學藝雜誌、天則、千葉縣教育雜誌、茨木縣教育雜誌、北陸教育等に出で、又佛教雜誌中には、佛教、淨土教報、密嚴教報、日宗新報、明教新誌

護教、佛教公論、教友雜誌、傳燈、活天地、法雨、能仁、真佛教軍、花の園生、三寶叢誌、四明餘霞等に出でたり、其他「ユニタリヤン」派の宗教并に九州日々新聞等に轉載せり、後半は尙ほ一層詳密に論述すべき企圖ありしも、他の事業の起るに遇ひ、其志を得ず、因りて簡單に叙述し、前半と合して此篇を成すに至れり、余が曾て開發社に寄送せる二通の書は何づれも、世人の批評に答ふるものにして、間、本篇の脱漏を補ふに足るを以て其重複を厭はず、一二訂正を加へ、附録として之れを卷末に載せたり、或る耶蘇教徒は云ふ、余が引用せる報道は多くは非耶蘇派の新聞雜誌によるものにて、信憑し難しと、然れども、耶蘇教徒に不利あるとは多く耶蘇派の新聞雜誌に見えず、是等の事に關しては反對者の機關に據らざるべからず、然れども、反對者の報道、盡く確實なりとは言ひ難し、故に事實を確實にせんが爲め、横井時雄氏に托し、其公平ある報道を得たるを以て之れを卷末に付せり、内村鑑三氏の事に關しては余當時の新聞を得ざり

しが故に、令智會雜誌より引用せり、然るに氏は余に一篇の公開状を送りて曰く、

余は他の記事に就ては眞偽を證する能はざれども、令智會雜誌の余の第一高等中學校禮拜事件に關する報知は誣ゆるの甚しきものと言はざるを得ず、余が尊影に對し奉り敬禮せざりしとは全く虚説に過ぎず、拜戴式當日には生徒教員ども尊影に對し奉ての禮拜を命ぜられし事あり、只教頭久原氏は余輩に一人づと御親筆の前に進みて禮拜せしめたり、而して其記事「斯かる偶像や文書に向て禮拜せず」云々の語は余の發せし語にあらざるあり、又「前非を悔て」どの言は時の事實を云ふにあらざり、余は禮拜とは崇拜の意ならずして敬禮の意たるを校長より聞きしにより喜んで之をあせしあり、又爾來もこれをあすべきあり、故に「決して眞心にあらざるの」云々の語は余の眞意を云ふものにあらず、其「免職」云々に關しては最も讒謗の甚しきもの

と云はざるを得ず、木下校長の余に對するや、常に同僚の禮を以てせられ、余も亦同氏に對し決して悪感情を有せしことなし、余は奸賊として放逐せられざりしあり、

余は此に氏の言を擧げて以て氏に關する記事の誤を正す、事實は余の根據、眞理は余の歸する所、故意に事實を枉げ、眞理を蔽ふとは決して爲さざるべきあり、

余は耶蘇教徒中知己の人も多く、妄に耶蘇教の是非如何を論ずるを好まず、此篇は現今教育の方針とされる勅語の主意と耶蘇教と其趣を異にするものあるを論ずるものにて、耶蘇教其れ自身の是非を論ずるを主とするものにあらず、要するに、此篇論ずる所は哲學的問題と云より、寧ろ時事問題と連帶せる歴史的探求と謂ふべきあり、  
耶蘇教の主意は勅語と同じからずとするも、耶蘇教は後來之れを拒絶すべしとは言はず、況んや迫害をや、此事は自ら別問題に屬す、然れども

簡單に之れを言へば、耶蘇教は個人的倫理を維持するに於ては、其効少しとせず、然れども其非國家主義を斷行するときは、遂に我邦をして羅馬の覆轍を履ましむるの恐ありしとせざるが故に、以後は出來得べき丈、我邦の風俗に同化し、其非國家的精神を排除して、專はら個人的倫理を維持するの方針を取るべきあり、假令個人的倫理を維持するを義務むるも、又同時に非國家主義を斷行せば、其功は其罪を償ひ難かるべきあり、

余が説に反對するもの、或は云ふ、宗教と神學とを混同すべからずと、余も亦兩者の相異なるを知る、然れども實際に於ては、神學は宗教と連帶して入り來る、故に純粹なる理論にありては、全く兩者を分つを要すと雖も、實際上の問題にありては、兩者とも連帶せるものと見做すを得べきあり、是故に此篇に於ては、往々兩者を合一して論ぜり、  
余は耶蘇教徒中に種々の宗派あるに拘はらず、悉皆合して之れを論ぜ

り、然れども耶蘇教より起るべき非國家的弊害は如何ある耶蘇教の宗派にも均しく之れありとするにはあらず、保守的の宗派は最も此の如き弊害を生じ易く、進歩的の宗派には比較的少く、殊に我邦の風俗に同化せんとする宗派にありては最も少かるべきあり、又耶蘇教徒とは云ひながら、單に耶蘇の實踐的倫理のみを守り、進歩的精神ありて我邦に同化し、人性的の神を棄て、單に理想のみを以て神とし、未來よりも現世を重んずる者の如きは、余の論旨の相當せざる所あるべく、是等の人も随分多かるべきは固より疑なきあり、

余が先きに論文の前半を諸雜誌に公にするに當りて耶蘇教徒中に或は穩和ある辯護的反駁を爲すものあれども、又妄に余を譏毀し、専ら人身攻撃を爲すものあり、是等の人は、耶蘇教は國家主義ありと論證するを能はざるが故に、正々堂々と是非の争を爲すを得ず、誹謗によりて自家の弱點を償はんとするものあり、故に耶蘇教徒が學說に對するに學說

を以てすべきに、之を離れて他の方法を取るが如きは、余其策の甚だ拙あるを知るあり、又或る耶蘇教徒は己れ自身を顧みずして、徒に人を責むるが如き傾向あり、曾てプラトン氏が諸友を饗應せし時、デオゲネス氏招待を受けざるに敢て入來り、美麗ある數物を踏んで曰く、余は此の如くにしてプラトンの傲慢心を踏むと、プラトン氏之れに答へて、嗚呼汝デオゲネス一層甚しき傲慢心を以てと云へり、或る耶蘇教徒の反駁は忽ち余をして當時のデオゲネス氏を追想せしむ、然れども耶蘇教徒の駁論は余を裨益せしものなきにあらず、駁論中余の弊に當る所は、余は之を後來に戒むべく、其當らざるものは、犬吠馬嘶と何んぞ異あらん、如何ある人も、常に世人の讚美のみを受くるときは、富家の子が安逸に流れ易きが如く、遂に奮發興起するの動機を得ざるべし、千里の馬も時ありて鞭撻を要す、人豈に獨り然らざらんや、麻奴の法典に「婆羅門は常に尊敬を以て毒の如くに畏れ、常に輕侮を甘露の如くに欲すべし」と云

余は知識あり  
困つて居るから  
知識の乏しい南  
にせよ、あつたは  
これにて、  
いへば、

へるもの、其意深い哉余は輕侮を恐れざるあり、石、石と相撃て火生ず、異説の衝突するあるにあらざれば、眞理の光を見るを難かるべし、耶蘇教徒は余を以て他山の石と爲し、深く自ら省慮する所あかるべからず、若し余が論旨の如何を究めずして、徒に人身攻撃を爲すあらば、卑怯の甚しきものと謂ふべきあり、殊に前程萬里のものを評するに、單に過去の事業のみによらば大なる謬誤ありしとせざるべきあり、反對論者中或は恭謙を名として我口を箝せんとするが如きは、我れ其是あるを知らず、余が言論は彼等に取りて苦酸あるべしと雖も、亦其病を治するの効ありしとせざるあり、恭謙は人の良徳あり、然れども恭謙を讚美して已まざるものは、自利の甚しきものあり、人何故恭謙を讚美するや、他人盡く已れに對して恭謙あるときは、已れに取りて都合好ければあり、リヒテンベルヒ曰く「恭謙は他の諸徳を缺く所の人の徳あるべし」と、是れ能く他人の未だ道破せざる所を道破せり、シヨッペンハワー氏曰く「恭謙は單に

嫉妬に對する防禦として發明せられたり」と、氏の言に據れば、恭謙は世故に訓練せるものが、他人の嫉妬猜疑を避けんが爲めに發明したる防禦の具に外ならず、ラロシフォル氏も恭謙を以て嫉妬及び輕侮に陥るをの恐れありとして曰く「是れ吾人精神力の虚誇的發現あり、之れを要するに、人類の恭謙は、其極度に達するときは、實際の資質より一層高尚に見せ掛けんとの欲望あり」と、何等の奇論が、ゲーテ氏の如きは「唯、卑俗者のみ恭謙あり」と云へり、此言固より過度弊ありしとせず、然れども又充分に自己に思惟する所を述ぶるを指して恭謙ならずと謂ふべきにあらず、若し我思惟する所にして他人と異ならざれば、之れを叙述するの必要あるべきも、若し他人の説と異なる見解を有する時は、充分に之れを叙述して他人をして其異なる所を知らしめざるべからず、是れを學者の義務とあすあり、自主獨立の精神は各自の有すべき所にして、自負自重の性質も亦一概に退くべきにあらず、若し釋迦が果して「天上天

下、唯我獨尊と云ひたりしあらば其抱負の大、此上あかるべし、孔子曰く「天之將喪斯文也、後死者不得與於斯文也、天之未喪斯文也、匡人其如予何」(子罕篇)と、是れ亦自ら任ずるの厚きものと謂ふべし、耶蘇亦曰く「在天在地諸權、已悉予我矣」(馬太傳第廿八章第十八節)と、又曰く「天地必廢、惟我言必不廢」(全上第廿四章第卅五節)と、何んぞ其れ自ら信ずるの深きや、老子も亦曰く「我獨異於人、而貴求食於母」(第卅章)と、是れ已れ獨り真正の道を得たるを謂ふあり、若し己れの身体が幾寸か幾尺か他人の身体より高きときは、自ら分明に他人の上に出づるを見ん、之れと同じく己れの智識が他人に勝るときは、亦自ら之れを知らざるをあかるべし、是故に古來の宗教家、哲學者、詩人等に、自負自重の言を爲すもの少しとせざるあり、勿論實力あくして虚勢を張るものは打破し去るべしと雖も、一概に自負自重を非難すべきにあらず、況んや妄語を以て之を攻撃するをや、余は耶蘇教の信者にあらざるも、又耶蘇の言に取る所あり、反對者は或

は余を以て偏に佛教を保護するものとすれども、余は佛教の信者にあらず、佛教中に取らざる所もあり、然れども佛教中固より玄妙ある真理の存するあり、シヨッペンハワー氏れもへらく、若し支那帝か、又は暹羅王或は又其他の亞細亞の君主が歐羅巴の諸國に己れの國に耶蘇教の宣教師を派遣せしむるを許すと報道し、其代りに又佛教の布教者を歐羅巴に派遣する事とせば……勿論能く西洋語に通曉せるものを選んで……孰れか最も功を奏すべきか、甚だ面白き競争を現に目撃するを得んと、真に然り、佛教亦一概に擯斥すべきにあらず、若し幾千萬の僧侶にして寶玉を抱いて昏睡するが如きの狀あらば、余甚だ佛教の爲めに之れを惜む、余亦曾てヅント氏に遇ひ、種々談話せる時、言偶、倫理學の困難に及ぶ、氏曰く「嗚呼、亦何んぞ愛へん、貴國には孔子の教あり」と、氏の此言固より一時の談話に過ぎざると雖も、亦其平生思惟する所あらん、孔子の教、今日に適せざるものなきにあらずるも、亦佛教と同じく一概

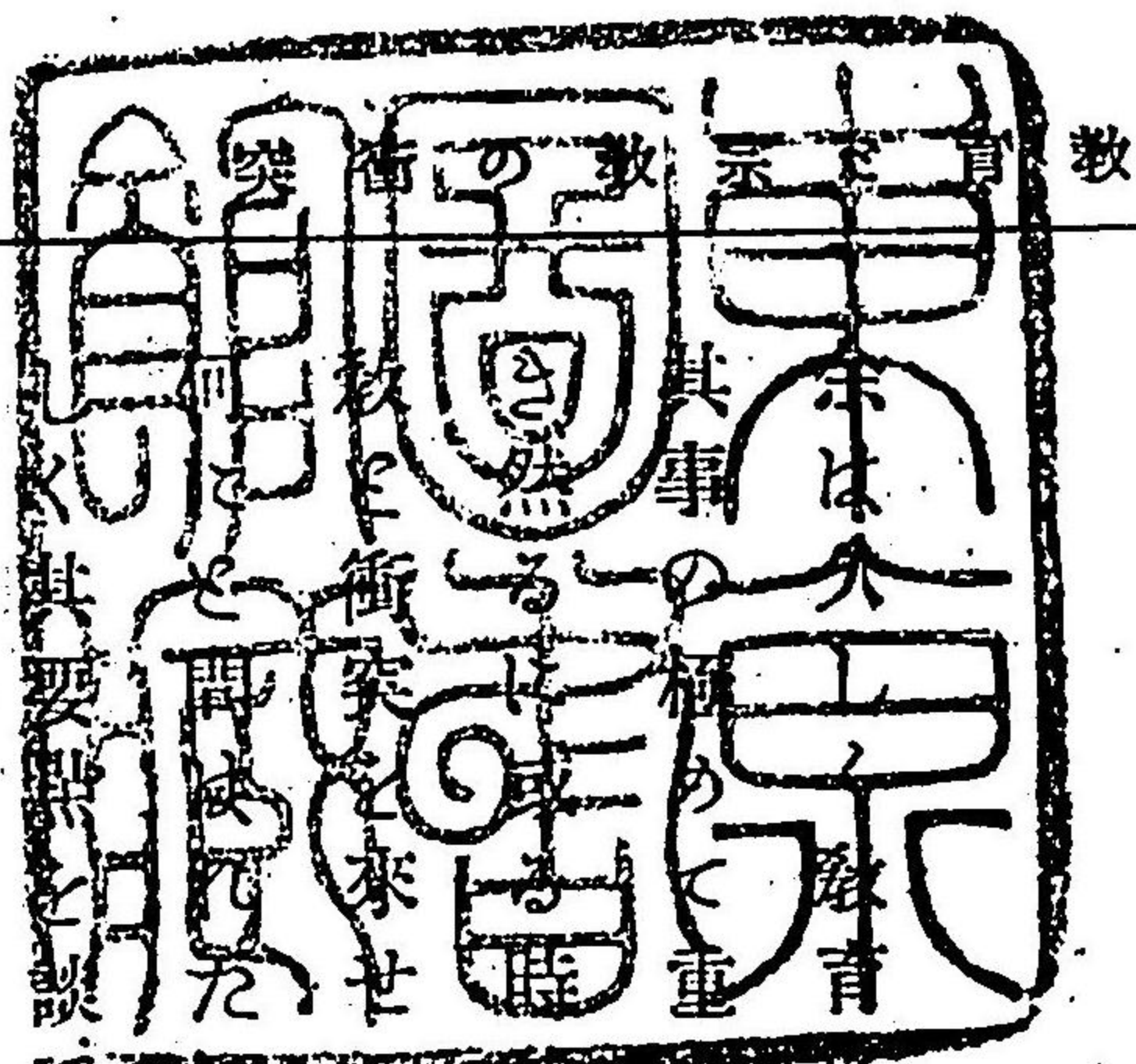
に排抵すべからざるあり、今日は東西各種の哲學及び宗教を研究して以て眞理を明かにすべきの時あり、始めより一種の宗教、一種の哲學を絶對の眞理と見做すが如きは已れの位置を誤るものあり、余の方針は獨り東洋古代の哲學宗教等のみを古代の如くに恢復せんとするにあらず、東西各種の思想を參酌し、鑄鑄して新に組織を成さんとするにあり、若し余を以て世の所謂國粹保存論者と混同すものあらば余は其大なる誤あるを公言すべきあり、余が宗教全体に關する斷案は他日發表するの期あるべければ、今之れを陳述するを好まざるあり、看官請ふ之れを恕せよ、

明治廿六年四月一日

井上哲次郎識

### 教育と宗教の衝突

井上哲次郎著



(一)

余は、教育と宗教との關係に就いて一種の意見を抱き居りしも、其事の極めて重大あるが爲め、敢て妄に之れを叙述するを好まざり、然るに或る時、教育時論の記者余を訪ひ、現に熊本縣に於て教育と宗教との衝突を來せるが、抑、敕語の主意は耶蘇教と相合はざるものにや、如何と問ふれば、余は最早平生懷抱する所を隠蔽するを能はず、少く其要點を談話せり、然るに記者は其談話の大意を教育時論第二百七十二號に載せられたり、是に於てか耶蘇教徒は頗る之れが爲めに激昂せしものと見え、其機關たる諸雜誌に於て余が意見を批難し、中には



随分人身攻撃をもあせり、横井時雄氏は六合雜誌第百廿五號に「德育に關する時論と基督教」と題せる文を掲載し、主として余が談話の主意を辯駁し、本多庸一氏は教育時論第二百七十六號及び次號に「井上氏の談話を讀む」と云へる文を寄送して百方耶蘇教の爲めに辯護を爲せり、其苦心想ふべし、民<sup>氏</sup>自らは辯護の爲めに草せしにわらずと云へども、畢竟牽強附會ある辯護に過ぎざるあり、同志社文學第六十號に「教語と基督教」と題せる文を掲げて又余が意見を批難し、間、罵詈の語を交へ、人身攻撃に類するものありて、自ら宗教家ありと誇る者の口吻に似ざるあり、自由基督教第二卷第五號にも「日本の德育問題」と云へる文を載せて余の意見をも彼れ是れ評論し、不合理ある辯難を爲せり、其固執の爲めに眞理の光を見るを能はざる、誠に憫むべきとあすあり、今一々是等の諸雜誌に答辯を爲すの暇あらざる而已ならず、又彼等は實に一々答辯を爲すほどの價值あるものにあらざれば、余は此文を草して一度に之れ

が答辯を爲さんと欲するあり、然れども先づ冒頭に辯明し置かざるを得ざるをあり、何ぞや、是れ他にわらず、教育時論の記者が余の談話を後にて文章に綴られたるは、能く余が談話の主意を叙述せられたるにも拘はらず、毫も誤謬なきものとすべからざるを是れあり、凡そ言論は練達せる速記者をして速記せしむるも、尙ほ多少の誤謬を免れず、況んや錯雜せる論辯を記憶によりて叙述するに於てをや、然るに耶蘇教徒が余が意見を批評するに當りて、毫も此點に顧慮せざるは抑、又何故ぞや、余は今余が主意の存する所を明瞭にせん、耶蘇教徒は、極公平ある念慮を以て余が主意の存する所を領解せざるべからず、若し些の固執を離れざれば、直きものも、斜に見ゆべきあり、余が教育時論の記者に談話せし處は、單に東西道德の發達を異にするを謂ひたるあり、未だ彼是の正邪如何を判せしにわらず、余固より彼是の正邪に就いて説あり、然れども彼の談話は、單に歴史上の事

實を叙述したるに過ぎざるあり、然るに駁者は恰も余が彼是の正邪に就いて判せしが如くに論辯し、平生此點に就いて言はんと欲する所を一時に吐露せしは、甚しき大早計と謂はざるを得ず、且つ余は耶蘇教に就いて陳述すべきを多きも、成るべく之れを後日に遅延せるに、耶蘇教徒は益、迫りて余をして余が秘する所までも陳述せしめんとす、耶蘇教徒も亦紛争を好むの徒にあらざると謂ふを得ざるあり、嚮きに教育に關する敎語の出づるや、之れに抗せしものは、佛者にあらざ、儒者にあらざ、又神道者にあらざ、唯、耶蘇教徒のみ之れに抗せり、或は云はん、耶蘇教徒は敎語其れ自身に抗せしにあらざ、敎語を拜するをに抗せしありと、然れども是れ唯、表面上の口實に過ぎず、其實は敎語の主意を好まざるあり、耶蘇教徒は皆忠孝を以て東洋古代の道德とし、忌嫌に堪へざるあり、故に或は發して不敬事件とあり、或は激して宣告文とあり、何故敎語の出づるに當りて唯、耶蘇教徒のみ敎語に對して紛紜

を生ぜしや、能く其因りて起る所に注意せざるべからざるあり、耶蘇教徒の中日本の風俗に同化して、忠孝の教も採用し、甚しきは敎語をも會堂に講ぜんとするものあり、是等は保守的の耶蘇教徒と相容れざるものあり、其相容れざるは、一は我邦に適合せざる舊來の教旨を保存し、一は舊來の教育をして枉げて我邦に適合せしめんとするに由るあり、要するに、耶蘇教は元と我邦に適合せざるの教あり、故に我邦の風俗に同化すべき必要も起るあり、若し耶蘇教が始めより能く我邦の風俗に適合するものあらば、豈に之れに同化するを要せんや、從ひて又同臭の耶蘇教徒中に別派を生ずるをあらんや、世の教育家は公平ある眼を以て能く近時社會の現象如何に注目せよ、敎語の出づるに當りて第一高等中學校に不敬事件を演せしは何人ぞ、是れ耶蘇教徒にあらざや、明治廿四年發兌の令知會雜誌第八十三號に云く、

第一高等中學校囑托教師、内村鑑三が、同校の敎語拜戴式に列して陸

下の敕語に對して、尊影に對して、敬禮せざりし、其不遜不敬、最も憎むべき所行は云云、其最初よりの顛末を記すべし、抑も此の事の起りは本年一月九日、同校就業始めに於て、木下校長は、生徒一同を衆め、校内倫理室を以て、式場とし、各教員列席の上、舊臘陛下が、文部大臣へ下し玉ひし教育上に關する勅語の并讀式を舉行せり、其砌教員内村鑑三は、他の生徒教員が何れも肅々として、敬禮を罄すにも拘らず、一人傲然として更に敬禮せざる狀の如何にも不遜ありしより、生徒は大に奮激し、嚴しく内村を詰りしに、彼は慢然として、我は基督教者あり、基督教の信者は、斯る偶像や、文書に向て禮拜せず、又禮拜するの理由なしと答へたるより、生徒は益々激し、一同校長に迫り、校長も捨置かれぬ事ありとて、内村に問ふところあり、内村も同教徒、金森通倫、木村駿吉、中島力造等と協議の上、前非を悔て禮拜することとなり、折節内村は病氣にて、幕にありしかば、木村をして代拜せしめ、全快の上、自身更めて禮拜するを定まりしも、一旦其眞面目を現はせし上は、今設ひ禮拜するも、決して眞心に非ざるは勿論、不敬の所爲ありし上は、相當の處置あるべしとの論、生徒中に喧しく、到底一同の折合つかざるより、初は免職すべき筈ありしも、故ありて内諭解職とあり、此一條先づ事濟とありしも、濟まざるは

基督教者の内幕にて、此事に付、二派に別れ、横井高橋の一派は、禮拜するも不可ありとし、他の多くは、飽迄も不可とするものにて、今尙ほ紛然たりと云ふ、

是れ實に第一高等中學校に於ける不敬事件の顛末の概要あり、内村氏が此の如き不敬事件を演せしは、全く其耶穌教の信者たるに因由するも亦疑ふべきあり、耶穌教は唯一神教にて、其徒は自宗奉ずる所の一個の神の外は、天照太神も、彌陀如來も、如何ある神も、如何ある佛も、決して崇敬せざるあり、唯一神教は恰も主君獨裁の如く、一個の神は一切萬物の

主にして、此神の外には神あしとし、他神の其領分中に併存するを許さざるあり、獨り自宗の神のみを以て真正の神とし、他の諸宗の奉ずる所は如何ある神も、皆真正の神と見做さざるあり、多神教は之れに反して共和政治の如く、他宗の諸神をも併存するを許すを多く、決して唯一神教の如く、嚴に他神崇拜を禁ずるものにあらざるあり、唯一神教と多神教とは、此の如く全体の性質を異にするを以て、多神教たる佛教は古來温和ある歴史を成し、唯一神教たる耶蘇教は到る處激烈ある變動を成せり、内村氏が敕語を敬禮するを拒み、傲然として偶像や、文書に向ひて禮拜せずと云ひたるは、全く其信仰する所、唯一箇の神に限るに出づるあり、……余は今此に多くの神若くは唯一の神を信ずるに就いて其是非如何んと斷案を下だすにはあらず、唯、不敬事件の起れる理由を辯明するに止まるあり、……我邦は古來神道の教ありて、神の多きを實に千萬を以て數ふ、然るに其最大の神たる天照太神は實に皇室の祖先

ありと稱す、然かのみならず、歴代の天皇は皆亦神として尊崇せらる、然かのみならず、倫理に關する教も皇祖皇宗の遺訓と見做さる、是れ現に我邦の國体の存する所とするあり、然るに耶蘇教徒の崇敬する所は、此にあらずして他にあり、他とは何ぞや、猶太人の創唱に係る所の神に外あらざるあり、余は今耶蘇教徒に強ひて神道者にみれど勸むるにはあらず、此には單に耶蘇教者の國体を損傷するを多き所以を解釋するに止まるあり、  
然れども斯く論じ來らば、耶蘇教徒或は云はん、内村氏の事は實に内村氏一個の過失に出づ、豈に此例を引いて一切の耶蘇教徒を論ずるを得んやと、然れども内村氏の所爲、決して内村氏の過失にあらず、彼れは堅く耶蘇の教旨を守るものにて、我邦の忠臣あらざるべくも、耶蘇の忠臣あるを疑ふきあり、内村氏の如くあらざる耶蘇教徒は多少、其教旨を枉げて我邦の風俗に同化せんとするものあり、又内村氏の所爲の如きは、

決して偶然ならざるをば、尙ほ他の例を参考せば氷釋するを得ん、天則第三篇第六號に云く、

近頃聞く、名古屋の代言人中に徳義家を以て稱せられたる有賀某は、耶蘇教信者の一人にして、某教會中に頗る信用厚き人ありしが、一朝感ずる所ありて、斷然該教會を引き去りしと云ふ、其原因を尋ぬるに、去月(明治廿三年十一月)三日の天長節に、同教會にて恐れ多くも我が陛下の御寫眞の上に、某國の國旗を畫ける扇面を掛け置きたるを見て、大に其不敬を咎め、直にその扇面を撤せしめ、牧師等に對ひて、懇々忠告する所ありしが、其後、國會開院祝祭の折にも、又々是に類せる所爲ありしより、今はとて遂に袂を拂ひて脱會するに至りしありとぞ、余は曾てニコライの禮拜堂に於て我天皇の寫眞を言ふに忍びざる仕方によりて甚しく汚黷せしものあるを聞きたりしも、他の耶蘇教徒も亦同様の事あるを知らざりき、然るに天則の報道する所に據りて推測

するに、耶蘇教徒中には随分我邦の元首に對し、無禮の所行あるに似たり、其中吾人の耳朶に觸れざるものも多かるべきも、又間、世人の感情を傷ふものあるが爲め、相傳へて遂に吾人の耳朶に觸るゝものもあり、天則の報道する所の如きは、即唯、其一例に過ぎざるあり、耶蘇教徒が某國の國旗を畫ける扇面を我天皇の寫眞の上に掛けたるが如きは、事甚瑣細あるが如しと雖も、唯、耶蘇教徒に限りて殊更に他國の國旗を畫ける扇面を我邦の至尊たる陛下の寫眞の上に加ふるは、如何ある動機に出でたるか、且つ一度あらずして二度まで之を爲せるは如何ある故ぞ、有賀某の忠告するにも拘はらず、殊更に國會の開院式に當りて再び之れを爲せるは、抑、何等の意志の然らしむる所か、余は少しく之れが解釋を試みん、凡そ人は其學ぶ所に僻するものにて、大抵は之れを免るゝを能はざるものあり、國學者の愛國心に富めるを衆の稔知する所にて、何も角も日本を以て最上とし、甚しきは言靈のさきはふ國杯と云ひて日本

程言葉の發達せる國は他にみき様に思惟せるもあり、漢學者は亦一も二も支那と云ひて、終身唯、支那のみを模範とし、遂に自ら東夷と稱するものあるに至る、佛教徒は亦偏に印度を景慕するの傾向あり、佛陀伽耶の故郷ありと云ひて、佛陀伽耶恢復の事を獎勵したるも、此動機に乗じたるあり、又彼の近來歐米の學藝を修むるものを見よ、曾て米國に留學せるものは、米國を以て己れの本國の如く思惟し、摸擬せずとも濟むとも、矢張強ひて彼國に摸擬し、彼國の迷信固執より婦人崇拜の陋習に至るまで、浮慕艶稱して之れを我邦に實行せんとす、英國にありしものは、英國を賞讚し、佛國にありしものは、佛國を嘆美し、獨國にありしものは、獨國を稱揚し、各、其學ぶ所に僻するの傾向あり、國學者の名譽は、國學と共に消長し、漢學者の名譽は、漢學と共に消長す、若し國學をして價值あきものならしめば、國學者も亦價值あきものとなる、若し漢學をして價

値あきものならしめば、漢學者も亦價值あきものとなる、故に國學者も漢學者も各、其修むる所を尊崇して其價值を貴からしめんとす、歐米の學藝を修むるものも……假令ひ必ずしも其國に留學せざるも……大抵は此傾向を脱するを能ざるあり、就中耶蘇教徒の如きは、多くは和漢の學に精通せざるものあり、若し初めより和漢の學に熟達せしとあらば、容易に耶蘇教に移るとあかるべきあり、稀れに多少和漢の學を修めたるものにして耶蘇教を信ずるものあるべけれども、其等の人には未だ眞誠に能く和漢の哲學宗教等を修め得たるものと謂ふべからず、要するに、耶蘇教徒の最大部分は和漢古來の教育を受けずして、單に英米人の教育を受けて生長せるものあり、此の如き現状あれば、彼等が我邦よりも寧ろ英米を尊崇し、遂に他國の國旗を畫ける扇面を我邦の天皇の寫眞の上に掛くるに至るも、略、解釋するを得べきあり、世の教育を以て自ら任ずるものは、深く是等現象を惹起す所の動機を察せざるべから

ざるあり、  
又曾て押川方義氏等五名の寄書として郵便報知新聞紙上に投載せる  
を見るに云く、

各小學校に陛下の尊影を掲げ、幼少の子弟をして之れに向て拜禮を  
あさしめ、新敕語を記したる一片の紙に向て稽首せしむるが如きは、必  
ずこれ宗教上の問題として之れを論ずべからざるも、我輩教育上に  
於て其何の益あるかを知るに苦しむ、寧ろ一種迷妄の觀念を養ひ、卑  
屈の精神を馴致するの弊あるを疑ふ、云云、皇上は神あり、之れ  
に向て宗教的禮拜をあすべしと言はば、云云、我輩死を以て之れに抗  
せざるを得ず、

此言の是非は姑く之れを置き、是れ實に内村氏が不敬事件を演せし胸  
中あらん、耶蘇教徒は多く外國宣教師の庇蔭を得て生長せしものゆゑ、  
甚だ愛國の精神に乏しきあり、苟も愛國の精神に富まば、敕語を拜する

も何んかあらん、唯、敕語のみを拜禮して愛國の精神あきものは、固より  
取るに足らざるの無腸漢に過ぎず、然れども眞誠に愛國心あるものは、  
生命も亦國の犠牲に供するをあり、何んぞ復た敕語を拜するを拒む  
を用ひんや、耶蘇教徒は何時の間にか知らず識らず愛國心を失ひ、他人  
の行爲を怪訝し、風俗に逆ひ、秩序を紊り、以て國の統合一致を破らんと  
す、國の蓄實に是れより大あるはあし、我邦人たるもの深く此に意を留  
めざるべからざるあり、

余は此間耶蘇教徒中の最も甚しきものを舉げて、其如何程我邦に不利  
あるものあるかを明かにせん、駿河臺の上に高大ある建物あり、元とし  
て雲表に聳え、我宮城を俯瞰するもの、如し、是れをニコライの禮拜堂  
とあす、然るに此禮拜堂にて教ふる所は抑、如何ある事か、世人は曾て注  
意せざる如しと雖も、又大に我邦の國是に關するもの之れあしとせず、  
羅馬加特力教にては羅馬法王を以て頭とすれども、露西亞にては露西

亞帝を以て頭とす露西亞帝は嘗に露西亞帝國の元首たる而已ならず、又露西亞の宗教の頭あり、我邦人の中一人ニコライの宗旨に歸依すれば一人だけ露西亞國に從屬するも同様あり、十人彼れに歸依すれば我邦は十人を失ふ譯あり、況して彼れに歸依するもの、己に我邦の言語に通じ、我邦の事情を知る者あれば、我邦の不利實に淺小ありとせざるあり、然るに我邦人が幻夢中に行動するが如く、毫も是等の事を熟念せざるは、最も危険ありと謂はざるを得ざるあり、又彼のニコライの禮拜堂のある地面は、我邦より永世賃與したるものありと聞く、ニコライは實に我邦の特惠を受けたるものあり、然るにニコライの處より毎月刊行する正教新報と題する雜誌あり、少しく已れに不利あると言ふものあれば、如何ある人と雖も、忽ち之れを誹謗するを務む、實に耶蘇の敵をも愛すべしと云へる教に戻るものと謂ふべきあり、然れどもニコライ教派の如きは、蓋し他の耶蘇教徒と頗る其趣を異に

するを以て此れに由りて一切の耶蘇教徒を評論するを得ざれども、耶蘇教は歐米諸國に行はるゝ所の宗教あるゆゑ、之れを信ずる者は自然其教の由りて出づる所を本國の如くに思惟し、却て我邦を外國の如くに見做すの傾向を生せざるを得ず、且つ其師とする所の宣教師も亦歐米人あるを以て、教育を受くる間に漸々教師の思想感情を傳受し、遂に己れ自らも布教の爲めに我邦に來る者の如き状態を露はすに至るあり、然かのみならず、耶蘇教徒は唯一の神を信じ、此神に對して之れを言へば、如何あるものも差等あるとあし、天皇も穢多も同等と見做し、唯、其奉ずる所の神のみを以て至尊無上とあす、是れ實に耶蘇教徒が屢、聖影に對し、不敬ある所行ある所以あり、去年八月廿九日の日本新聞に左の記事あり、云く、

肥後八代の某小學校生徒何某は、第一教場に掲げ奉れる聖影に向ひ、ナンダと云ひ様扇子にて打落しければ、教師は早速呼寄せ、其所因を



純したるに、傲然として曰く、我が信ずる傳道師は、神より外に尊いものありと申し聞けたるが故に、之れを打落したるのみと、忽ち地方の一大紛擾とあり、遂に其生徒に退校を命じたるよし、

又去年十月十二日の繪入自由新聞に左の如き報道あり、云く、

我邦の集治監、監獄は憲法發布以前は大抵眞宗の僧侶教誨師として幾分の手當にて専ら囚徒に教誨せしが、去る廿二年二月憲法發布以來宗教は信仰の自由あるより空知集治監にては、典獄大井上輝前氏が佛教を廢し、更らに基督教誨師を置き、囚徒に教誨し、其の成跡如何は知らざれ共、次で官制改革とあり、北海道の各集治監は樺戸を本監として、空知、釧路、網走は各分監とあり、矢張り大井上氏は典獄ありしより悉く囚徒の教誨を基督教として是れまで例年一月元旦には天皇陛下の御眞影を囚徒に拜參せしめしに、本年一月の元旦には大井上氏之れを各分監に命じ、陛下の御眞影を脱して、物置の隅に押し入

れ、囚徒に拜せしめざりし、囚徒は何故に斯くの如くあるやと疑ひしに、全く基督教信仰の結果ありとこのことあるが、苟も集治監の典獄たるもの何たる不敬ぞや、

世人は一時是等の事を曉々すれども、忽ち又忘却し、曾て是等の事はあかりしものゝ如く経過し去るの状あしとせず、余は冷淡なる智識的探求の精神を以て其由りて起る所を明かにせんと欲するあり、右二新聞の報道する所の如きは、内村氏が不敬事件と全く其本源を同うする者あり、寫眞は天皇の寫眞も、穢多の寫眞も、皆均しく紙片あり、紙片として之れを見れば、崇拜するに足らず、然れども聖影を現出する寫眞を見れば、必ず是れ我邦の元首たるを思惟し、我邦の元首を崇敬するの情も、亦從ひて起るあらん、是れを人の常情とあすあり、拿破列翁の墳墓を過ぎるもの皆脱帽して禮を爲すを見る、華盛頓の墳墓に於けるも亦同様ありと聞く、是れも理論上より言へば、嗤笑すべきが如しと雖も、感情上

より見れば其決して然らざるものあるを知る、之れと同じく陛下の寫眞は紙片ありと云ひて輕侮するは理論上恕すべき者あるが如しと雖も、感情上より見れば決して然らざるあり、一箇の寫眞にして陛下を代表する以上は、陛下を尊敬する念慮は、陛下の寫眞にも及ぶものあり、親戚朋友の寫眞若くは肖像を壁に掛くるも、英雄豪傑の彫像を街頭に建つるも、名士の相貌を新聞雜誌に載するも、聖賢の筆蹟を愛翫するも、皆其人を愛敬欽慕する情に出づるあり、神功皇后の靴とか、フレデリック大王の笛とか、釋迦の頂骨とか云ふものを後人が可笑しきほど鄭重に保存するも亦古人を追慕する感情に出づるあり、如何ある人も多少此の如き感情を具せざるはあし、若し此の如き感情を具せざる者あらば、是れ全く高尚ある人情を缺くものあり、耶蘇教徒と雖も、又聖書を尊重するにあらざや、若し之れを紙片ありと云ひて足にて踏み、汚穢物中に投ぜば、耶蘇教徒は毫も不愉快ある感情を起さざるか、耶蘇教徒が耶蘇を

崇敬するの感情は延ひて耶蘇の教を記載する書籍に及ぶにあらざや、國家的精神ある者の國主の寫眞を尊重するは、此感情に異ならざるあり、又思へ、十字軍は何の爲めに起れるか、全く耶路撒冷を恢復せんが爲に、ならずや、耶路撒冷は何故恢復するを要せしか、是れ耶蘇の死處にして耶蘇は既に在らざるも、其地は尙ほ之れが爲めに神靈ありと思惟せしに本づくに、ならずや、果して然らば十字軍は耶蘇と關係ある耶路撒冷を追慕する感情より起れり、國家的精神あるものが、國主の寫眞までも崇敬するは、此感情に異ならざるあり、然るに耶蘇教徒が或は聖影を打落し、或は撤去するが如きは、大に我邦の國家的精神に戻れり、是れ國家的精神の我邦に勃興するに當りて、耶蘇教徒の大に世人に厭忌せらるゝの傾向を生ずる所以あり、

耶蘇教徒は或は以爲らく、寫眞を崇拜するは、偶像崇拜に類す、故に之れを爲すに堪へずと、然れども神の觀念を心中に描出して之れを崇拜す

るも、寫眞を見て其表する所の人を崇拜するも、本と甚しき差別あるに  
 わらず、一は主觀的、一は客觀的にして兩者の間井然甄別すべきが如し  
 と雖も、其之れを崇拜する念慮に至りては同一ありと謂はざるを得ざ  
 るあり、シヨッペンハワー氏曰く、偶像は木石若くは金屬より造るも抽象  
 的の概念より結成するも皆同一あり、若し己れの前に人性的存在を有  
 し、之れに供へ、之れを喫び、之れに謝するときは、矢張偶像崇拜に外あら  
 ざるあり、生羊を捧ぐるも、辭誼を捧ぐるも、又根本的の差あるにあらざ  
 るあり、如何ある儀式も、如何ある祈願も、斷乎として其偶像崇拜たるを  
 言ふを得べし」と、誠に痛快の辯とあす、耶蘇教徒が動もすれば彼れは偶  
 像崇拜にして我れは然らずと劃然藩垓を立つれども、詳細に看來れば、  
 左様に嚴肅ある區別は本とあきものあり、耶蘇教徒が實に偶像崇拜を  
 非とせば、何故人性的の神を崇拜するとも亦非とせざるか、前後撞着と  
 謂ふべきあり、余は此に偶像崇拜の是非如何を斷言するにあらず、單に

耶蘇教徒取る所の不整合あるを叙述するものあり、

要するに、耶蘇教徒が我邦人の國家的思想と相背馳するとは上來陳述  
 せるが如く着々社會の現象に就いて之れを證明し得べきあり、是れ決  
 して揣摩臆測の說に係るにあらざるあり、然るに耶蘇教徒は嘗に我邦  
 人の國家的思想と相背馳するの行爲ある而已ならず、又父母に對して  
 孝あらざるものも之れあしとせず、然れども單に斯く言ふ而已にては、  
 耶蘇教徒必ず之れを首肯せざるべければ、今唯一例を擧げて之れを證  
 せん、三寶叢誌第百五號に不孝ある牧師と題し、左の文あり、云く、

山口縣山口に牧師服部省三と云ふものあり、常に實母よし子を天主  
 教者に爲さざれば牧師の名に背くありとて、老母の否むをも顧みず、  
 頻に説付しも、よし子は元來眞宗の熱信家にて殊に漢學を修めし人  
 あるを以て、いかで斯る邪教に迷ふべきか、却て省三の外教を信ずる  
 を悲しみ、果ては病氣を惹起し、起臥不自由の身とありしに、省三も致

方あく更に手段を變へて傳道會社に手を廻し、同會社より經典及神學の書を老母の許へ送與せしめしに、老母は痛く省三の不心得を慨き、前世の宿縁を嘆じ、右の聖書には左の二首を添へて傳道會社へ返しけるをぞ、

こどくにの造り花をばいかで見ん

豊葦原の春に逢ふ身は

我れとても野山のかやの身ではあし

あびけとや吹く風がうるさき

耶蘇教徒は動もすれば信教の自由を名とし、他人の耶蘇教の事に喙を容るゝを排斥するにあらずや、然るに身自らは却て他人の信教を妨げ、横説豎説、枉げて耶蘇教に化せしめんとす、今此に擧げたる服部省三の如き、即ち其一例あり、若し他人の我信教に干渉するを忌嫌せば、何故自らは他人の信教を妨ぐるや、是れ實に耶蘇教徒の免れ難き自家撞着

と謂ふべきあり、然るに服部省三の場合に世人の注意を促がさざるを得ざるをあり、何ぞや、是れ他にあらず、服部省三が無理に改宗せしめんとしたるは、他人にあらずして、即ち己れ自身の老母あるを是れあり、己れの老母已に眞宗に熱心あるをば、強ひて天主教に轉せよと説付くるは、毫も信教の自由を名とするものゝ精神に戻らざるか、然かのみならず、老母が已に其子の外教を信するを悲み、果ては病氣を惹起し、起臥不自由の身とありしにも拘はらず、又更に方法を換へて其否むをも顧みずして改宗を勸むるは、果して孝道に背むくとあきか、毫も教語の「父母ニ孝ニ」と云へる精神に戻らざるか、少しく東洋古來の倫理を知るものは、此事に就いて正確なる判断を下だすを難しとせざるべきあり、又一步を進めて之れを考ふるに、眞宗の信者を耶蘇教に改宗せしめんとせば、先づ耶蘇教の眞宗に優るを證明せざるべからず、然るに未だ耶蘇教徒中一人の之れを爲したるものあるを聞かず、思ふに服部省三の

如きは、未だ眞宗の教義の何たるを知らずして、天主教に歸依し、獨り己れの信ずる所のみを眞實ありと妄想し、其先入主とあるものを以て老母を強ひたるあらん、然りと雖も老母の信ずる所の如きは決して妄に之れを非とするを得ざるあり、三部經の中高尚ある道德上の教を記するを少しとせず、殊に無量壽經に「善人行<sub>レ</sub>善從<sub>レ</sub>樂入<sub>レ</sub>樂從<sub>レ</sub>明入<sub>レ</sub>明惡人行<sub>レ</sub>惡從<sub>レ</sub>苦入<sub>レ</sub>苦從<sub>レ</sub>冥入<sub>レ</sub>冥」と云ふが如き、「人在<sub>二</sub>世間愛欲之中、獨生獨死、獨去獨來、當<sub>レ</sub>行至<sub>二</sub>趣苦樂之地、身自當<sub>レ</sub>之、無<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>代者<sub>一</sub>」<sub>レ</sub>と云ふが如き、又「端<sub>レ</sub>身正<sub>レ</sub>行、益作<sub>二</sub>諸善<sub>一</sub>、修<sub>レ</sub>口潔<sub>レ</sub>體、洗<sub>二</sub>除心垢<sub>一</sub>、言行忠信、表裏相應」と云ふが如き、皆人を高尚ある道德に引誘するの言あれば如何ある人も取りて以て己れを裨補すべきあり、又觀無量壽經に「心想<sub>レ</sub>佛時、是心即是<sub>二</sub>三十二相、八十隨形好<sub>一</sub>、是心作<sub>レ</sub>佛、是心是佛、諸佛正徧知海、從<sub>二</sub>心想<sub>一</sub>生」と云ふが如きは何等の名言ぞ、未だ此の如き教を研究せずして、初めより之れを以て耶蘇教より劣れりとするは果して是あるか、服部省三の如きは擧げて論ずるに足らざるべきも、耶蘇教徒、中少しく名望あるものは、暫く公平の心を以て東洋の哲學宗教等を研究するを要す、然らざれば遂に復た服部省三の如き所爲に出でざるを保すべからざるあり、服部省三に反して大に稱揚すべきは、其老母あり、老母が東洋の主義を持し、確乎として動かざるを見れば、眞に女丈夫と云ふも不可あかるべきあり、然かのみならず其詠じたる二首の歌は、東洋は自ら東洋の教あれば、必ずしも外國の教を要せざるの主意にて其勇ましき氣概は殆んど紙上に躍出せんとす、後來日本の女學史を著はさんと欲するもの、決して此老母を忘るゝとあかるべきあり、然るに此老母に孝ならざるは服部省三と稱する耶蘇教の牧師あるとも亦永く記憶せざるべからざるあり、

余は局外に立ちて靜に是等社會の現象を觀察せるに、近來に至りて耶蘇教徒は益、我邦人の國家的思想に反せる舉動を爲し、其教育上に於ける衝突は頗る重大あらんとするに至れり、去年六月中旬熊本縣知事松

平正直氏は熊本縣飽田郡横手村長國寺に於て、町村長、町村會長を集めて曰く、「小學校教員に禁示すべき者二、一は政黨政社に關するをあり、二は耶蘇教を信するをあり、耶蘇教は外國の教あり、決して信すべきものに非ず、小學校教員は宜しく去年頒布し玉へる敕語に殉すべし、若し耶蘇教を信するものあらば猶豫なく處分すべし」と、是れは世の學者が耶蘇教に就いて已れ一個の意見を述べると同じからずして、寧ろ行政處分に關するをあり、是故に耶蘇教徒が之れが爲めに憤激せしも亦理由なきにあらざるあり、然るに去年七月二十五日又耶蘇教に關して紛紜を生ぜり、其事に就いては當時取調の回報あり、其文に云く、

山鹿高等小學校生徒退校の件に付其事實を調査せしに、右は同校高年生徒四人が基督教を信じ、校内に於て他の生徒を勧誘し、授業上妨げあるを以て、校長は之に諭して宗教は各自の信仰に任せ、素より隨意たるべしと雖も、在校の間は授業上に差支る次第もあれば、卒業ま

では用捨すべき旨を以てせしに、父兄に相談の上返答すべしと云へり、依て校長は事の間違を生ぜん事を恐れ、其父兄に直接して右の趣を述べたるに、三人の父兄は其説に同意して、生徒に諭したるも、一人の父母は遂に校長の説を容れず、生徒も依然校内に於て誘導をあし居り、教師に於て勅語の聖旨を講述するも更に耳に入れず、之が爲め何となく他の生徒にも影響を及ぼし、一般に教師の説話を耳にせざるの風を生じ、取締上にも關し、學校整理を缺くの一端ともある次第にて、何分其儘に看過し難きより、不得止右一人の生徒に退校を命じたる者あり、又該生徒は常に學校内に聖書を携帯し机上に并列し居りし事は、學務主任の郡吏其他の者に於ても之を認め居れる事實にて、必竟右の生徒が公然の所業を以て教師の訓戒に反抗し、他の生徒之に倣ふて校中一般の取締上に關する所より、不得止退校せしむるに至りたる義にて、巡查の密告を受けたるに基因せる杯の事は全く

無しと、

右の兩事件起るに及んで植村正久本多庸一外八名の耶蘇教徒は公開  
 狀を各新聞に送りて廣く世人に訴へて熊本縣知事が耶蘇教に關して  
 演説したる事及び山鹿高等小學校長が耶蘇教信者の生徒に退學を命  
 じたる事等は信教自由の大權を侵害し、國民教育の旨趣に戻るものと  
 せり、若し耶蘇教徒は其耶蘇教徒たるが爲め、學校の教員生徒たるべ  
 ならずと云ふものあらば固より不可あり、若し又耶蘇教信者の教員生徒  
 を其耶蘇教信者たるが爲めに之れを免職若しくは退學せしめば尙ほ  
 一層不可あり、何んぞあれば其所爲全く信教の自由に反すればあり、日  
 本の臣民たるものが已に憲法によりて均しく信教の自由を有する以  
 上は其人が佛教信者あるも、神道信者あるも、耶蘇教信者あるも、又如何  
 ある宗教の信者あるも、均しく學校の教員生徒とあるを得べきこと固  
 より論なきあり、若し之れに反する意見を有するものあらば、實に憲法

に違背するものに外あらざるあり、然るに憲法第二十八條には「日本臣  
 民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の  
 自由を有す」とあり、然れば日本の臣民たるものは皆均しく信教の自由  
 を有すと雖も、亦制限のあるあり、何ぞや、第一には社會の安寧秩序を妨  
 げざる事、第二は臣民たるの義務に背かざる事、是あり、伊藤伯の義解に  
 云く、

但し信仰歸依は専ら内部の心識に屬すと雖其の更に外部に向ひて  
 禮拜儀式布教演説及結社集會を爲すに至ては固より法律又は警察  
 上安寧秩序を維持する爲の一般の制限に遵はさることを得ず而し  
 て何等の宗教も神明に奉事する爲に法憲の外に立ち國家に對する  
 臣民の義務を逃るゝの權利を有せず故に内部に於ける信教の自由  
 は完全にして一の制限を受けず而して外部に於ける禮拜布教の自  
 由は法律規則に對し必要ある制限を受けざるへからず及臣民一般

の義務に服従せざるへからず此れ憲法の裁定する所にして政教互  
 相關係する所の界域あり

此れに由りて之れを觀れば、信仰の自由は如何ある境界まで達するも  
 のあるやを知るを得べし、然るに耶蘇教徒は果して毫も社會の安寧秩  
 序を妨ぐる傾向あるか、又臣民たる義務に背く傾向あるか、内村氏の不  
 敬事件の如きは能く安寧秩序を維持したるの結果あるか、吾人が皆臣  
 民として服従すべき元首の寫眞を或は打落し、或は撤去し、或は其の上  
 に他國の國旗を畫ける扇面を掛くるか、如きは善良ある臣民たるの徵  
 あるか、又學校にて教員の命に従はず、殊に全國教育の典範とされる勅  
 語に違背する生徒の如きは、能く外部の規則を守れるものあるか、耶蘇  
 教徒は單に信教の自由を名として、曉々せずして先づ能く耶蘇教徒の  
 近來我邦に於て經過し來れる事蹟如何を顧慮せざるべからざるあり、  
 然るに尙は一層深く之れを推究するに、勅語の精神と耶蘇教とは、大に

其趣を異にするものあり、故に苟も勅語を以て教育の方針とせば、耶蘇  
 教徒は之れに抗せざるを得ず、若し耶蘇教徒にして勅語に同意を表す  
 るものあらば、是れ必ず時勢の如何んともし難きを知り、姑く之れに附  
 和して、機會の乘ずべきを蹊つものあらん、然らざれば多少其教旨を枉  
 げて我邦の教育に與せんとするものあらん、勅語の中には少しも宗教  
 に關するとはあるが如し、然れども其主義は決して耶蘇教と同一あり  
 と謂ふを得ざるあり、今逐一其要點を述べん、

勅語は元來日本に行はるゝ所の普通の實踐倫理を文章にしたるもの  
 にて、其倫理は一家の中に行ふべき孝悌より始まり、一家より一村、一村  
 より一郷に推及し、遂に共同愛國に至りて終る、其意一身を修むるも國  
 家の爲めあり、父母に孝あるも、兄弟に友あるも、畢竟國家の爲めにして  
 我身は國家の爲めに供すべく、君の爲めに死すべきものあり、是れ我邦  
 人が古來歴史的の結合を爲して實行し來れる所あれば、今日より以後



益之れを繼續して各其臣民たるの義務を全うすべしと云ふにあり、殊に敕語の中に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあるを以て之れを觀れば、我邦の臣民たるものは、如何あるものも、國家の緩急に際しては、身をも犠牲に供して皇運の隆盛を圖るべしとの意あるを復た疑ふべからず、然れば敕語の主意は、一言にて之れを言へば、國家主義あり、然るに耶蘇教は甚だ國家的精神に乏し、管に國家的精神に乏しき而已ならず、又國家的精神に反するものあり、爲めに敕語の國家的主義と相容れざるに至るは、其到底免れ難き所あり、耶蘇自ら能く國家の事を知らざりしものと見え、新約全書中國家の事を説く所殆んど之れなく、纏に之れあるも遂に共同愛國の要を説くに至らざるあり、耶蘇教は實に非國家主義あり、此一點に就いては耶蘇教徒が如何ほど辯護せんとするも、到底辯護し能はざる所あり、若し強ひて辯護せば牽合附屬の詭辯に陥らざるを得ざるあり、横井時雄本多庸一

二氏を始めとし、總べて厥者は耶蘇教は國家主義ありと斷言するを能はざるあり、若し彼等にして耶蘇教は國家主義ありと云はば、未だ耶蘇教の眞意を曉らざるものと謂ふべきあり、耶蘇教の國家主義あらざるを、其全体の性質より判斷を下だすを得、耶蘇は元と國家を主として教を立てたる者にならず、種々ある國民の上に脱出し、自ら萬國普通と認むる所の教を開きたるあり、是れ實に耶蘇教の敕語と相合はざる所以あり、本多庸一氏自ら「成程耶蘇は現世國家の事に、付、明言したるをみし、是蓋し耶蘇の本意あるべし」と云へり、余が教育時論の記者に談話せしは、即ち此事あり、耶蘇は天國を立てんとを欲すれども、地上の國家は其目的とする所にあらざるあり、然るに敕語の主意は專はら地上の國家に關するものにて、毫も耶蘇の言ふ如き天國に關するものにあらざるあり、且つ思へ、愛國主義は決して耶蘇教によりて鞏固ある基礎を得べきものにならず、然るに敕語は愛國主義を喚起するの精神を有するも

のあり、

耶蘇教徒或は云く、耶蘇は、古今の差あり、東西の別あり、如何ある國家にも、如何ある社會にも、貫徹して戻らざる所の道德を立つるものあり、故に如何ある國に應用しても戻るとあるべきありと、是れ實に陳套ある耶蘇教徒の辨護にして、彼等は實に此れより外に辨護すべき根據を有せざるあり、然れども今之を實際に徴するに、耶蘇教の道德は決して古今に亘り、東西に通じて戻る所ありしと謂ふを得ざるあり、耶蘇教は歐羅巴に於て古來少しも不利ある結果を來たしたるをあるべきか、又耶蘇教は果して歐羅巴に於ける現在の弊害を救ふに足るか、古今の状態大に異なるが爲め、耶蘇教は決して古今の差あり均しく効用を爲すべきにあらざ、耶蘇教が時勢に従ひて屢變遷するは抑、何の爲めぞ、加特力教に満足する能はざるものありて、「プロテスタント」教起り、「プロテスタント」教に満足する能はざるものありて、「ユニテリアン」教起れり、耶蘇教が此の

如く變遷するもの、是れ豈に古今の状態の同じからざるが爲め教旨を枉げて時勢に適應せしめんとするの意に本づくにあらざや、又思へ、近來歐米の倫理學者は、漸々耶蘇教を離れて別に倫理學を立てんとす、英國のペンナム、ミル、ペイン、スペンサー、獨逸のヴント、ギズチキ、デューリング、丁麻克のホフディング、米國のソルター、コイト、諸氏皆耶蘇教を以て倫理の基礎とせざるあり、若し耶蘇教が古今の差あり効用を有すべきものならば、耶蘇教を離れて倫理學を立てんとするの傾向も生ずべきにあらざるあり、然るに今日にありて耶蘇教は最早陳腐に屬し、到底此れに由りて今日の倫理を維持する能はざるが故に、進歩的精神に富める學者は、倫理學の基礎を耶蘇教以外に求むるにあらざや、果して然らば耶蘇教豈に古今に亘りて毫も戻らざるものあらんや、又其耶蘇教を以て東西に通じて戻る所ありしと言ふに至りては、斷然其非あるを告知するを得べきあり、耶蘇教が已に如何ある國にも行はれて少し

も戻る所あきを實驗し得ば、始めて其東西に通じて戻る所あきを斷言すべきも、之れを實際に徴するに、耶蘇教は未だ一般に支那、朝鮮、西藏、暹羅、緬甸、印度、波斯、亞刺比亞等の諸國に行はれざるあり、是等の諸國に對して耶蘇の宣教師が如何ほど力を盡くして布教を務むるも、未だ充分に其功を奏せず、其功を奏せざるは、耶蘇教の是等の諸國に適せざるに由るあり、耶蘇教徒は耶蘇教を以て古今不變、東西一貫とすれども、儒教徒も、道教徒も、婆羅門教徒も、佛教徒も、回々教徒も、皆各其奉ずる所を以て古今不變、東西一貫ありとするものあり、然るに是等諸宗教の道德は或は一致するものありと雖も、又大に相異なるものありて存するあり、耶蘇教徒自らも亦耶蘇教の儒教、道教、婆羅門教、佛教、回々教等と同じからざるを知らん、然らば耶蘇教徒が他の宗教を奉ずるものは如何ほど其教の古今不變、東西一貫あるを主張すれども、皆之れを打消して獨り己れの奉ずる所のみを古今不變、東西一貫とせば、實に是れ甚

しき利己主義に過ぎざるあり、若し又此思想にして利己心に出でざるあらば、其固執より起る謬見に外あらざるあり、我日本も亦古來一種の國民的倫理を有せしが、勅語の出づるに及んで教育の標準とあれり、然るに此勅語の主意は決して耶蘇教と着々符合するものにあらずして、頗る其由りて立つ所の根本を異にするものあり、如何ある耶蘇教徒も耶蘇教と勅語は毫も相戻らずと謂ふに躊躇すべきあり、果して然らば其いはゆる古今不變、東西一貫は焉んかある、若し又勅語の主意即ち耶蘇教の主意と謂ふを得ば、耶蘇教徒に取りても最早我邦に耶蘇教を布教するの必要あかるべきあり、又思へ、耶蘇教が毫も勅語に戻るが如き元素を有せざるをあらば、耶蘇教徒は何故勅語の出でより以來種々ある不敬事件を演し、我邦人の國家的感情を害せしか、單に浮泛ある言論を逃べて牽強附會ある辯護を爲すべきにあらず、必ず事實に徴して之れを言ふべきあり、余が先づ初めに勅語發布以來耶蘇教徒が國家主

義に反せる事蹟を成し、之を明かせるに由りて、耶蘇教が決して勅語と着々符合するものにあらざるを知るべきあり、又之れを考ふるに、勅語の中に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラヌ之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」とあり、若し耶蘇教も古今不變東西一貫にして、勅語の主意も古今不變東西一貫ならば、兩者當に背戾する所あるべきあり、然るに勅語の主意は徹頭徹尾國家主義にして、耶蘇教は非國家主義あり、若し非國家主義にして古今不變東西一貫ならば、國家主義は其反對あらざるを得ず、若し國家主義にして古今不變東西一貫ならば、非國家主義は其反對あらざるを得ず、然るに吾人日本臣民は勅語の主意に従ひ、共同愛國を期せざるべからざるものあり、果して然らば、耶蘇教の古今不變、東西一貫は焉んかある、

耶蘇教の非國家主義あるとは、當に耶蘇自身が國家の觀念に乏しかりしに由りて知り得べき而已ならず、又耶蘇教徒が如何ほど國家の觀念に乏しかりしかを見て知るべきあり、テルチユリヤンは國家の事より己れの目的に遠きものは「と云へり、テルチユリヤンの如きは眞に耶蘇の教旨を守るものあり、レツケー氏に據ればセントシペリヤンは現在の國家の思想なくして、唯、他の世界に於て勝利を得るとのみを思惟せり、セントオーガスタンも死する時に當りては、如何ある國にあるも、其れには拘はらず、單に治者の爲めに壓せられて不信不正とあるとみければ、最早遺憾あるとみしとへり、其國家的思想に乏しきと亦以て見るべきあり、是等耶蘇の信者が非國家主義に陥るは、決して偶然にあらず、全く其教旨を奉崇するの結果あり、去年一月十二日の九州日々新聞に云く、

熊本英學校々長授任式の席上、教員奥村禎次郎ある者、同校教員總代として、左の如き演説をなせりと、本校教育の方針は、日本主義にあらず、亞細亞主義に非ず、又歐米主義にあらず、乃ち世界の人物を作る、博

愛世界主義あり、故に我々の眼中に國家なく、外人あし云々、  
 奥村禎次郎は此演説の爲め、忽ち解雇せられたり、余は未だ奥村禎次郎  
 が果して耶蘇教徒あるや否やを知らずと雖も、其演説の主意は、全く耶  
 蘇教徒の懷抱する所あり、然るに耶蘇教徒が妄に之れを公言せざるは、  
 或は其位置を失ふの恐あるが爲め、或は其人望を失ふの恐あるが爲め  
 あり、若し一朝此の如き恐あき事とあらば、耶蘇教徒は忽ち異口同音に  
 其非國家主義を吐露せん、假令ひ今日までは耶蘇教徒が勅語に反し、公  
 然其非國家主義を吐露せざるも、其舉動に現はれたるの形迹は、已に余  
 が初めに叙述したるが如く、決して復た蔽ふべからざるあり、勅語發布  
 以前にありても、耶蘇教徒は已に我邦人の國家的感情を害せると往々  
 之れあり、今唯、其一例を擧げんに、佛教第十號(明治廿二年十二月廿日發  
 行)に云く、

京都同志社に於て去月三日天長節に祝意を表したるものは唯、生徒

一二の發意にて、校の係員は曾て祝意を表するの心得なく、餘りに祝  
 意を表したるを不興氣に思ひ、發意したる生徒を處罰したりと、又東  
 京明治學院は九月廿三日の秋季皇靈祭に休業せず、生徒より迫りて  
 議論生じ、結局天長節と紀元節の外休業せぬとに校長之を定めたり  
 と、又石川縣金澤私立女學校は十月十七日の神嘗祭に休業せず、同地  
 研學會長猪瀬藤重氏は同女學校長戸田忠厚氏に向ひ其理由を問ひ  
 大祭祝日には休業せらるべしと勸告せしかども遂に聞かざりしと、  
 耶蘇教徒は唯、耶蘇の昇天日とか、誕生日とか云ふ日のみを大祭日とし、  
 我邦人が均しく祝意を表すべき天長節も、紀元節も、如何ある國家の大  
 祭日も、皆其顧慮する所にあらざるあり、耶蘇教徒の居らんと欲する所  
 は、此地上の國家にあらざして、耶蘇のいはゆる天國あり、然るに我邦人  
 が實に改良進歩の企圖を爲すものは、此地上の國家にして、耶蘇のいは  
 る天國にあらざるあり、且つ如何ある人に取りても、先づ富強にすべ

きは、己れが從屬する所の國家あり、未だ己れが從屬する所の國家の爲めを思はずして、反りて萬國の事を慮るが如きは、事の順序を誤るものあり、況して全く空想に屬する天國を先にするは甚しき謬見ありと謂ふべきあり、横井時雄氏は耶蘇反對者を批難して曰く、彼等が常に心に銘すべきものは、一時の思想、或は其慣習より上に永遠の主義あり、萬古の眞理あり、動かすべからざる天の理法ありと云ふ事是れあり、六合雜誌第百廿五號と、然れども、此の如き永遠の主義、萬古の眞理、天の理法の如きは哲學者又は理學者の日々講究して止まざる所にして、耶蘇教徒の專有する所にあらず、曾に是れ而已あらず、哲學の進歩、理學の開發に從ひて耶蘇教が益、歐洲に勢力を失ひしは、全く其教旨の謬見に係るもの多きに因由せざるはあし、然れば耶蘇教徒は決して永遠の主義、萬古の眞理、天の理法を口實として遠廻はしに非國家主義を輸入すべきにあらざるあり。

耶蘇教の非國家主義あるとは、余一人の説にあらず、耶蘇教國の學者も亦往々之れを言へり、有名ある哲學者ピエル、ベール氏は、耶蘇教律は強固ある國体に必要あるより寧ろ有害ありと云へり、ルソー氏は、民約篇の終りに耶蘇教の國家に害あるを論ずると頗る詳密ありとす、其言に云く、總べて社會の統合一致を破壊するものは、毫も價值なきものあり、云云、耶蘇教は民心を國家に結合せしむる處ではあく、反りて一切地上の物と共に民心を國家より分離せしむ、余は別に是れよりも社會的精神に反するものあるを知らずと、其言甚だ耶蘇教に適切あり、エルネスト、ルナン氏亦耶蘇教が民心を地上より分離せしむるを論じて曰く、耶蘇教徒が己れの父に抗し、又己れの國に向て戦ふは、皆基督の爲めあるとあらば、不良ある子、不良ある民あるを以て賞せらるべく、以下節略、國家の組織は神國と敵對の地位にありと、ルナン氏は哲學者としても文章家としても佛國近世の一大家あるを疑ふし、氏は兼ねて希伯

拉、シリヤ、カルデイ、亞刺比亞等の如き嚴密的克諸語に精通し、曾て耶蘇教起原史と稱する一大著述を爲せり、余が今引用せるは其第一卷第十九章の語あり、余曾てルナン氏を佛國學院の樓上に訪ひ、哲學宗教等の談話を爲せり、其時余氏に問ひて「君は耶蘇教起原史を著はされたるが、耶蘇教を信ぜらるゝや如何にと云ひたるに、氏微笑して曰く、余は少しも耶蘇教を信ぜず、耶蘇教は最早今日とありては信ずべきものにあらざ、然れども耶蘇の事蹟は研究を要す、猶ほ拿破列翁の事蹟の研究を要するが如し」と、氏は昨年卒たれども、氏の言は尙ほ耳に在り、氏が耶蘇教を信ぜずして耶蘇教起原史を書きたるゆゑ、記事精確、人を啓發するもの少しとせず、若し一たび耶蘇教を信ぜば、頑固ある信仰の力勝りて自由ある探求的精神消失するものあり、故にルナン氏の一言の如きは、淺薄ある耶蘇教徒が千萬人聯合して謂ふよりも、價值多きあり、然るに我邦の耶蘇教徒は動もすれば、己れ獨り耶蘇教の事に精しく、神學に

深きものゝ如き口吻を爲し、自ら己に迷信の爲めに暗まされたるを悟らずして、耶蘇教に關する事あらば、如何あるとも、人に向ひ説明を試みんとす、然れども余は未だ我邦の耶蘇教徒中に左程有力ある神學者あるを聞かざるあり、耶蘇云はずや、故凡自謙、若「此孩提者其在天國」即爲「至大」と、又云はずや、且自高者、必降爲卑、自卑者、必升爲高也」と、我邦の耶蘇教徒は果して能く耶蘇の此言を守れるか、己れ獨り永遠の主義、萬古の眞理、天の理法等を知ると公言するは、果して謙遜の意に出づるか、耶蘇教者にあらざして耶蘇教を論ずるものあれば、忽ち岡目ありと稱して直接には貶せざるも、間接には甚しく輕侮するもの、果して自ら卑うするものと謂ふべきか、況してルナン程の學識あきものにして自ら大神學者を以て居るものあらば、果して彼の孩提の如しと謂ふべきか、耶蘇教徒は、他人を責めざる前に先づ其脚下に注意すべきあり、今尙ほ此に米人の言を引いて最も耶蘇教に熱心あるもの多しと稱する米國にさ

へも、耶蘇教の國家的精神に乏しきと言ふものあるを證せん、ソール  
 ター氏曰く、耶蘇の政治的觀念は吾人が經驗上より知り得る一切の事  
 とは、最も奇怪なる反對を爲せり、と又曰く、耶蘇は國家の事を思はざり  
 き、又國家に就いて理想も、整理法をも與へざりき、と斯く歐米の學者が  
 余と同じく耶蘇教を以て、國家的の精神に戻れりとするもの、豈に偶然  
 あらんや、皆歴史的事實に就いて其果して然るを認めて然か言ふもの  
 あり、我邦の耶蘇教徒が如何ほど耶蘇教は國家主義に反せずと辨護す  
 るも、決して其事實を蔽ふを得ざるあり、  
 今現に新約全書中國家の事に關する字句を搜索するに、馬太傳第十二  
 章第廿五節に云く、凡國自相分爭、必墟、此文又路加傳第十一章第十七  
 節に見ゆ、其意は如何なる國も四分五裂すれば、必ず滅亡すと云ふにあ  
 り、然れども此の如き事は如何なる人も己に知る所にて、又別に國家主  
 義と稱すべき旨意を鉤出するを得ず、但、耶蘇教徒が我邦の國家主義に

反し、民心の統合一致を破るが如き痕迹あるを以て之れを觀れば、若し  
 今より盛に耶蘇教を我邦に振興せば、耶蘇教徒は、遂に國家をして墟あ  
 らしむるにあらざるかの感ある而已、其外耶蘇屢、國家の事を言へども、皆  
 天國あり、吾人の富強にせんと欲する此地上の國家にあらざ、此大日本  
 帝國にあらざ、此蓮嶽琵琶湖の美景を有する邦國にあらざして、全く空想  
 に係る天國を指すに過ぎざるあり、馬可傳第十四章第廿五節に云く、我  
 誠告爾、我不復飲葡萄酒所産者、迨他日飲新者於神之國、矣、と、果して  
 然らば天國には葡萄酒ありと見ゆ、印度の蘇摩、波斯の「ハオマ」、希臘の「ヂ  
 オニゾス」、即ち「バシヒユス」、羅馬の「リーベル」を驅りて彼處に至らしめば  
 必ず興會淋漓あらん、然れども天國ある者は本と唯、空想のみ、決して勅  
 語の主意の存する所にあらざるあり、然るに自由基督教第二卷第五號  
 に云く、基督教豈に毫も勅語と矛盾せんや、と、勅語と耶蘇教とは到底同  
 一視し難きものあるを知りて之れを言はば、欺騙に過ぎず、知らずして



之れを言はゞ其不學を表はすあり、又一步を進めて之れを考ふるに、此地上の國家は却りて是れ眞實の天國あり、吾人の住する地球は幾千萬億の星の一つとして無限の空間中に懸り、東西も南北も左右も上下も皆茫々たる無限の空間あり、天は唯地球の上のみを指すべきにあらず、地球の下も地球の左右も、如何ある方位も皆天あり、之れを要するに、吾人人類は皆蒼々たる天心に行動するものあり、果して然らば吾人は已に眞實の天國にあり、何んぞ別に空想的の天國を要せんや、

耶蘇教徒或は云ふ、成程耶蘇教は天國を希望するの宗教あり、然れども其教旨の如何ある國にも戻るとあきは、歐洲の強大ある諸國に行はるゝを以て知るべきありと、是れ毫も歐洲の事情に通せざるより起る所の謬見あり、鳥渡表面上より觀察を下だせば、歐洲の諸國は………土爾其を除くの外は………皆耶蘇教國あるを以て、耶蘇教は國家に適せざるものにあらざるが如し、然れども詳細に觀察し來れば、耶蘇教國と稱

する國に於ても、耶蘇教は決して充分に行はれ居るにあらず、殊に近世耶蘇教徒が抵抗するにも拘はらず、科學の進歩迅速あるが爲め、耶蘇教は益勢力を歐洲に失ひ、唯古代の習慣として尙ほ其形體を存するも、其精神は已に消失せり、之れを譬ふれば、猶ほ蟬の脱殻のごとく、表面上より見れば、或は誤りて生命あるものとすべけれども、近寄りて其内部を見れば、已に空々如たり、方今卓絶せる哲學者科學者等を見よ、其眞誠に耶蘇教の信者たるもの果して幾人かある、獨逸のハルトマンヴントフェルヒヨール、ヘツケル、デュボアレーモン、デュリリング、諸氏の如き、佛國のテイソリポー、諸氏の如き、英國のスペンサー、ペイン、ホックスレー、マウヅレー、諸氏の如き、丁麻克のホエフデング氏の如き、皆耶蘇教の信者にあらず、其他耶蘇教の信者にあらざる哲學者科學者を挙げ來らば、日も亦足らざるあり、有名ある比較解剖家ロイカート氏の如きは、講義中に舊約全書を嘲笑せり、歐洲の學者は固より舊慣により、耶蘇教徒と稱すべけれ

ども、其意は耶蘇教の信者と云ふにあらざるあり、其中フ・イェル・パ・ハ  
 ルトマン・ヘツケル・ブエ・ネルギ・メチキ・デー・リ・ング・ス・ペン・サー・諸氏の  
 如きは公然耶蘇教の非を言へども、其他の學者は多くは耶蘇教を度外  
 視して其是非如何を論せざるあり、何んぞあれば、已れの祖母、母、姨、姉、妹、  
 嬢等國の舊慣により耶蘇教の信者たるを多ければあり、試みに又禮拜  
 堂に往いて之を觀るに、參詣者は多くは婦人と子供あり、男子もあき  
 ならず、是等は、大抵仕立屋、靴屋、飾職、麵包屋等の如き町家の人に  
 して、獨逸、佛蘭西等の諸國にては學生の禮拜堂に往くとは……神學  
 生を除くの外は……極めて稀ありとす、況んや世の學者に於てをや、世  
 の學者の如きは、禮拜堂に於て益を得るとあき而巳ならず、迷信深き牧  
 師の説法を聽くが爲め空しく貴重ある時間を消費するの恐れあるあ  
 り、要するに、牧師は世の學者に就いて學ぶべきを多きも、世の學者は牧  
 師より學ぶべきを之れあければあり、大學校には神科大學ありて教授

*Heubach, Hartmann, Haeckel,  
 Buchner, Gieseler, Schlegel*

の中には有力ある神學者もあり、然れども有力ある神學者も、其有力あ  
 りと稱するは、其信仰の力を指すにあらざして、其學術上の力を指すあ  
 り、換言すれば、或は耶蘇の傳若くは耶蘇教史の著者として、或は希伯拉  
 語の探求家として、或は宗教哲學の専門家として世に顯はれたるもの  
 は之れあり、然れども今日純粹ある神學者即ち既定信者ある一點によ  
 りて學者間に稱揚せらるるものは、蓋し一人も之れあるをあきあり、抑  
 哲學、理學等を教授する大學中に於て同時に神學をも教授するは、舊慣  
 の然らしむる所と雖も、東洋人の眼を以て之れを觀れば、撞着の甚しき  
 ものありと謂ふを得べきあり、其故は哲學、理學等の如き眞誠の科學は  
 初めより既定的のものを有せず、先づ詮鑿して一種の理法を發見すれ  
 ば、此眞理を根據として又他の理法を探求す、然るに神學は初めより既  
 定的のものを有す、何んぞや、人性的の神あるを既定するを是れあり、此  
 の如き人性的の神は本と猶太人の空想に出づるもの、眞誠の科學に於

ては決して此の如きものを既定するを許さざるあり、故に神學は科學にあらずして全く科學の精神に戻れり、神學は寧ろ一種の迷信より起れる僞學ありと謂ふを得べきあり、シヨッペンハワー氏曰く「宗教的人は決して哲學に到達するを能はず、此の如き人は哲學を要せざるあり、眞誠に哲學的の思辨をなすものは、宗教的人にあらず、其行くや羈絆あり、危けれども自由あり」と、哲學と宗教とは合一し難きとシヨッペンハワー氏の言へるが如し、從ひて神學の哲學と大に其性質を異にするを推して知るべきあり、ヘツケル氏も亦曰く「學術は信仰の始まる所に至りて已む、此二種の人心の能力は嚴に互に相別つべきものにて信仰は詩情的の想像力に淵源し、智識は之れに反して人類の物を知り得べき悟性に淵源す」云云と、誠に確論あり、此れに由りて之れを觀れば、彼國にありても卓見の士は神學の哲學及び理學と兩立し難きを認識せり、然るに神科大學が依然として彼國に存せるは何故ぞ、是れ一は舊慣の

一時に廢すべからざるに由ると雖も、一は神學を研究するものと斷じざるに由るあり、歐洲にては已に神學の陳腐にして最早有望者の從事すべき學科にあらざるを知るもの多きが故に、充分の資財を有するもの、若くは先見の才識あるものは、法哲醫の諸學科を研究するも、極貧賤のもの、若くは迷信深きもの等は往々神科大學に入る、迷信深きもの、神科大學に入るは、如何ある人も預想し得る所なれども、貧賤者の神學を修むるは抑、何の爲めぞ、歐洲にては神學を修めて牧師とある時は、實に俗人社會の爲めに尊敬せらるゝ而已ならず、又麵包を得るに便利なる一種の職業に就くを得るあり、是れ貧賤ある學生中に往々神學を修めて牧師とあらんと欲するものある所以あり、如何ある人も先づ麵包を得て生存せざるべからず、麵包は他の學科に於ては有力ある學生の競争多きも、容易に得がたきも、迷信深き學生多き神科大學に於ては割合に得やすきあり、故に先づ麵包を目的として神學生とあるもの少

しとせざるあり、假令ひ神科大學は今日尙ほ存するも決して法哲醫の三科大學の如く振ふものにあらざるあり、其振はざるは全く其學科の性質に由るを疑ふきあり、若し後來法哲醫の諸學科が益盛あるに至らば、神學科は自ら消滅して其學術的部分は哲學科の一部分とあらん、英國にては大學の中に禮拜所を設くと雖も、是れ一は英人の概して固執多きに由り、一は大學の保守的あるに由る、シヨッペンハワー氏英人を評して曰く、

蚤に推込みたる宗教的の既定義の力は能く良心を撲滅し、遂に又一切の同情及び一切の人情を撲滅するものあり、若し蚤に信仰を推込むものを近く自己の眼を以て見んと欲せば、英人を見よ、英人は他の一切の人民よりも優り、他の一切の人民よりも悟力、精神、判断力、及び剛毅ある性質を有するも、唯、其癡愚ある寺院信仰を有するが爲め、他の一切の人民よりも卑く、隨ひて又實に賤むべしとある、彼等の寺院

信仰は、其他の能力中にありて恰も固定狂即ち偏狂の如く見ゆ、是れ全く教育を僧侶の手に委するに由りて起る、僧侶は人の幼稚あるに當りて一切信教的の事を推込み、遂に腦髓を幾分か麻痺せしむるを以て、其人は終身呆癡ある固執を表はすを免れず、是故に頗る悟力もあり、精神もあるものにして、其何故此の如くあるやを疑はしむるもあり、

此文を見るに英人の固執多き所を看破し得て極めて痛快あるを覺ゆ、又英國の大學中にはケムブリッジ、オクスフォードの兩大學を以て最大ありとす、或は云ふ、ケムブリッジ大學は進歩的にしてオクスフォード大學は保守的ありと、余を以て之れを觀れば、兩大學とも皆保守的の傾向を免れざるものあり、形而下の諸學科は姑く之れを置き、哲學の如き自由思想を有する諸學科に至りては………例外はあるべけれども………概して之れを論ずれば、之れを保守的と謂ふも決して不可あかるべきあり、

り、ミル氏の如き、ポツッル氏の如き、リュウホス氏の如き、スペンサー氏の如き、皆大學の外自由の思想界にありて發達せり、ダーウソンの如きは曾て大學にて研究せるをあるも、大學以外にありて其業を成せり、之れに反して彼兩大學の哲學教授中之れに匹敵するものゝ甚だ少きは、其保守的の傾向多きに起因すと謂はざるを得ざるあり、故に英國にて今日尙ほ大學中に禮拜所を設くるは、一は英人の概して固執多きに由り、一は大學の保守的あるに由ると謂ふべきあり、我邦の大學に科學にあらざる神學を講せざるは、我邦人の迷信を脱却せる一證にして、萬國に誇稱すべき一點あり、但、耶蘇教史の研究は學術上必要なれども、此學科は神學と分離して文科大學に於て講ずるを得べきあり、之れを要するに、歐洲にては耶蘇教は漸々勢力を失ひ、最早今日とありては氣息奄々として僅かに餘命を存するの状ふしとせざるあり、ギズチキー氏曰く「基督教が將に消滅せんとするとは公平ある觀察者の均しく疑はざる

所あり」と、ギズチキー氏は伯林大學の倫理學教授にして余の親交の友あり、今引用したるは氏の倫理學第四百九十一頁の語あり、ブヒネル氏亦曰く「英國の戶籍調に據れば、一度も禮拜堂に往きたるをあるもの、又自ら如何ある宗派あるか、如何ある信仰あるかを知らざる者の幾百萬人もあるを證せり」と、又氏に據れば、一個の僧侶が倫敦府に於て行人に「汝は耶蘇の事に就いて何か説明し得るや」と問ひたるに其人答へて「余は少しも其セントルマン〔紳士の義〕の事に就いて聞き得たるをある」と云へり、英國は歐洲中にて耶蘇教信者の最も多き處ありと稱す、然るに今ブヒネル氏の報ずる所此の如くあれば、他の諸國の狀態推して知るべきあり、又歐洲には一種の無宗教派あり、佛語にて之を「リーブル、パソソール」と云ひ、獨語にて「フライデントケル」と云ふ、此派は元と英國の「コリンズ、フーム、佛國の「ヴァルテール、ルソー」獨逸の「スツラウス、フアイエ、ルバフ」諸氏より起れるものにして、其後種々ある變遷を経て千八百八

十年に至りて萬國自由思想會を白耳義國の都府ブルッセルに設立し、今は各處に支會を有せり、其會員の數未だ詳かゝらざれども、白耳義、佛蘭西、瑞西、伊太利、獨逸等の諸國に散在するを以て之を觀れば、決して數百萬人に下たらざるべきあり、是等自由思想派は即ち無宗教にして毫も耶蘇教を信ぜざるものあり、又佛教信者の近來俄然歐洲に増加せるは、恐くは我邦人の曾て豫想せざる所あらん、余曾て佛國にある時佛國學院の梵語教授フーコー氏と談話せしに、氏曰く「歐洲に於ても佛教信者は近來頗る多く、其結社は五六種に下たらざるべし」と、其頃オルコット氏が創立に係る靈智協會の會員婦人ブラヴチキー氏は佛國巴里府にて「ル、ロトス」(蓮華の義)と稱する佛教雜誌を發行せり、後海外佛教事情の第一號を見るに、歐米にて發行する佛教雜誌の種類は數十種に下たらざるあり、明治廿三年倫敦「デーリーテレグラフ」新聞の報道する所によると、佛國巴里府には佛教の傳播盛んある由にて同國著名あるレオン、

ド、ローニー氏の佛教に就き一場の演説をありし、佛教の斯く勢力を得るに至りたるは、要するに、同教の教義は近來諸學科の學說と背反する所少なく、却て是等學者が研究發明したる眞理を其中に含有する所多きを以ての故ありとありし、又世の佛教に抗論するものは未だ其玄深微妙の教理を咀嚼するに至らざる爲めあり、然りと雖も此佛教の教義中には佛の純正哲學に雜ゆるに處々理外の空理を以てしたる所あれば、能く金石を鑑別し惑溺せざらんを尤も必要ありと述べ、大に聽衆を感動せり、同氏は日々有名の人士の訪問を受ると少あからざる由にて、目下同府に於て佛教を奉ずるものは三萬人に下ならず、而して巴里府のみならず、尙ほ奧國維納府を始として歐洲各國の都府にて佛教信者は次第に増加する勢ありと云へり、此れに由りて之れを觀るに、歐洲に於ける佛教信者も決して少からざるべきあり、然るに佛教信者の俄然増加せるは、耶蘇教信者の俄然減少せる徵候ありと謂ふを得べきあり、何づ

れにしても耶蘇教は恰も老屋の將に頽れんとするが如く、已に先輩の種々修繕したる後にて最早之れを如何ともし難き有様あり、然れども歐洲の諸國は耶蘇教の衰退するにも拘はらず、依然として繁榮し、其強大なるものは益々強大あり、果して然らば歐洲の諸國は耶蘇教に由りて強大を致すにあらざるあり。

「米國は歐洲に比すれば、耶蘇教一層盛なり」と稱すと雖も、彼國にも耶蘇教に満足せざるもの決して少しとせざるあり、ドレーパー氏の如きは公然耶蘇教を攻撃せり、其言に云く、「總べて作物語や詐欺に本づくものは、轉覆すべし、欺騙を構造し、妄念を傳播する結社は其存在するに如何ある權利あるかを示さざるべからず、信仰は道理によりて解釋すべく、神秘は事實に譲らざるべからず、宗教は久しく理學に對して占めたる其高慢ある、其押柄ある位置を去らざるべからず、吾人の思想は絶對的自由を要するあり、宗教者は已れの擇びたる區域内に留まるべきを

を領解し、哲學者を壓制するを廢止すべし、哲學者は自己の強力自己の動機の純粹あるを知るが故に、最早此の如き干涉を忍ぶ能はざるあり」と、其言極めて剴切あり、オルコット氏は印度のマドラス府及び米國の紐育府に靈智協會を創立したる人あるが、明治二十二年を以て我邦に來航し、佛教青年會にて「耶蘇教は妄誕信ずるに足らず、耶蘇教は國家の元氣を衰損せしめ、遂に其國を掠奪せんとするものあり、而して歐米今日の文明は、決して耶蘇教の力に由りて成りたるものにあらざり、耶蘇教は寧ろ歐米今日の文明の發達を妨害したるものあり、」(佛教第四號の文に據る)と論ぜり、インゲルソル氏も亦耶蘇教を以て妄誕ある宗教とし、屢々公開演説に於て之れを攻撃せり、曾て我邦に來遊せる米人モールス、フエネロサ二氏の如きも決して耶蘇教の信者にあらざるあり、アドラ  
ーソール、タージャストロイ、コイト諸氏はチャニン、グパーカー、エメ  
ルソン諸氏の遺志を繼ぎ、千八百七十八年以來米國に「ソサエチース、フォ

ル、エシカル、カルチュール」と稱する一種の倫理學會を起せしが、漸次に盛大となり、紐育フヒラデルフヒヤセントルイスシカゴの四府に分會を設けて益々規模を皇張するに從事し、千八百八十九年より倫理學雜誌を發行し、又一年後れて應用倫理學校を設立して經濟學、宗教史、倫理學の三科目を教授するにとあれり、然るに該會の主意は、耶蘇教は己に陳腐に歸し、最早今日之れに依頼するに足らざるを以て全く耶蘇教を離れ、純粹ある倫理を以て、耶蘇教に換ふるにあり、然れば米國に於ても耶蘇教を以て今日の社會に適せざるものとするもの實に多々ありと謂ふべきあり、

又更に歐洲の實況を内面より觀察するに、犯罪人の多きを實に驚くに足る、殊に倫敦巴里二府の如き最も繁華ある都府にありては殆んど毎日毎夜幾多の犯罪人を出だし、中には我邦にて未だ曾て聞かざる殘虐ある犯罪人もあり、例へば「ホワイトチャペル」の一件の如き即ち其一例

あり、若し耶蘇教が實際彼國に行はれて居て、社會を改良するの効あるものあらば、彼國は我邦よりも犯罪人少あるべきに、實際決して然らず、或は却りて我邦よりも廻に多きにはあらざるやと思へる、又歐米諸國の賣淫女の數は耶蘇教の行はれざる諸國より多きとはあるべきも、決して少きとはあらざるべし、フッペー氏の調査に據れば千八百七十年には伯林府に一萬六千人、維納府に二萬五千人、巴里府に五萬人、倫敦府に六萬人、紐育府に三萬人あり、シヨツペンハワー氏に據れば倫敦府のみに入萬人あり、コルンハウン氏に據れば五萬人あり、ルクル氏に據れば巴里府にて隠賣女郎即ち鑑札を有せざる賣淫女のみ三萬人あり、何づれにしても彼國賣淫女の數は實に驚駭するに足る、是れ耶蘇教が實際彼國を改良し得ざるの確證ありと謂ふべきあり、我邦の耶蘇教徒は未だ能く歐洲の状態を知らざるべし、資財あるものは今より去りて彼國に往いて詳細に其實況を研究するを要す、或は曾て歐洲を遊歴せるも



のもあらん、然れども歐洲社會の錯雜せる状態は行旅倥傯の間に探索し得らるゝものにあらざ、又各國の言葉にも通ぜずして其地に入りたりとて啞の旅行と同じく何の結果か之れあらん、寧ろ臥して歐洲の寫眞を見るの費用少きに若かざるあり、之れに反して彼國の宣教師は自國の事情を知りながら我邦に來りて耶蘇教を傳播するは抑、又何の爲めず、若し彼等にして耶蘇教を興さんと欲せば、先づ自國に於て爲すべきを實に限りあかるべし、然るに自國の弊風あるをも打捨て、毫も耶蘇教を要せざる日本杯に來たるは抑、又倒逆の行ありと謂はざるを得ず、若し又彼等にして愛國心あらば、何故先づ己れの國の弊風を矯むるをに従事せざるか、我邦の風俗が果して彼國に劣れりとせば、或は耶蘇教を我邦に入るゝの必要を言ふべきも、我邦の風俗は決して彼國に劣れるにあらざ、我邦の風俗は或る點に於ては劣るとあしとせざるも、又或る點に於ては寧ろ彼國に優れりと謂ふも不可あかるべきあり、又他

の方位より之れを思へ、我邦人が耶蘇教國と交際するに及んで我邦の風俗は果して改良せしか、横濱神戸等の如き耶蘇教國の人民の屢來往する所は山間僻地の風俗よりも迥に改良したるか、孰れか純樸にして孰れか奸黠ある、耶蘇教徒は勝を言語の末に求めず、實際に就いて之れを察せよ、横井時雄氏曰く「帝都の最も著しき位置に於て偉大壯觀の會堂」を建立するを許し、寒村僻地に至る迄も基督教の説教あらざるはあきの今日「六合雜誌第百四十四號」ど、果して然るか、果して然らば耶蘇教は今日まで如何ほど我邦の風俗を改良し得たるか、我邦の風俗は耶蘇教の東漸以來如何ほど耶蘇教の爲めに善美を加へしか、余は未だ毫も幾多の會堂幾多の説教の爲め我邦の利益を得たるを發見すると能はざるあり、之れを要するに、耶蘇教は決して國の改良進歩を成すに必要あるものにあらざるあり、從ひて又歐洲の盛あるは耶蘇教の然らしむる所ありと思惟するは全く謬見あるを知るべきあり、

歐洲にても耶蘇教以前に希臘の如き羅馬の如き強大なる國民ありしにわらずや、耶蘇教豈に歐洲諸國をして強大ならしめたる原因あらんや、デモステテース氏の「フリピカ」と稱する演説を讀めば其愛國心の鬱勃たる、今より想見すべきあり、プラトンの著に係る「ソリトン」を讀めばソクラテスすら愛國心多かりしを知るあり、又マチトスチツェロ諸氏の文を讀んでも如何ほど羅馬人が愛國心に富めるかを察するを得べきあり、愛國心は決して耶蘇教によりて起りしものにわらざるあり、然か而已ならず、耶蘇教は之に反して愛國心を撲滅するの傾向あり、羅馬人は元と勇氣ありしも、一たび耶蘇教其土に入るに及んで其勇氣は忽ち消滅せり、ルーソー氏曰く「帝王が耶蘇教信者とありしより名譽の競争は廢止せり、而して十字架が鷲旗羅馬の旗を退けてより羅馬の勇氣は全く消散せり」と、此事我邦人の最も省慮すべき所あり、抑愛國は自愛を擴充せしものゆゑ、耶蘇教とは反對の位置にあり、耶蘇教は此國と彼國

の差別なく、如何ある人も均しく愛すべしとするゆゑ、博愛の際限なきものあり、故に歐洲人の愛國心に富むは、決して耶蘇教より得來りたるものにわらざるあり、耶蘇教徒は其信ずる所の神の爲めには斬殺さるゝも、燒殺さるゝも、如何ある苦痛も堪ふべきも、國家の爲めに死するとはせざるあり、國家は其假りに居る所にて天國、即ち其歸せんと欲する所あり、保羅云はずや、「若唯於此生命願基督、則我儕是一切人類中最不幸者也、云云若死者而無甦、則何物能助我、使我儕飲食、明旦我儕死了」と、耶蘇教信者は此の如き世界觀を有するゆゑ、兵隊としては甚だ宜しからず、此事に就いてはルーソー氏己に民約篇の末に詳論せり、馬太傳第五章第三十九節に云く「母敵惡、若有人批爾右頰、轉左頰向之」と、全第四十四節に云く「敵爾者愛之、詛爾者祝之、憾爾者善視之、虐遇爾、迫害爾者、爾爲之祈禱」と、此の如き教旨を信ずるものは如何ある敵に對しても劍を抜くとも發砲するとも出來ざるは勿論あり、歐洲の諸國が屢、戦端

を開いて權利を争ひ、自國の富強を圖るは、全く耶蘇教に反する動機に出づるものあり、

我邦の耶蘇教徒或は云ふ、獨逸の今帝及び大英の女皇の如きは耶蘇教に熱心あるを考へざるべからずと、其旨意全く、彼國の帝王さへも耶蘇教を信ぜらるゝ事也、我邦人も亦之れを信ぜざるべからずと云ふにあり、然れども是れ亦甚だ淺薄ある考あり、獨逸の今帝英國の女皇の如き、假令ひ眞實に耶蘇教を信ぜらるゝとするも、我邦に於て何の顧慮すべき所かあらん、獨逸の今帝英國の女皇は皆一國の元首あるも、學術社會の統領にあらざるあり、其耶蘇教を信ずると信ぜざるは他の一個人に比して毫も輕重すべき所なきあり、然るに歐洲諸國の帝王が勅語中に神の事を言ふとあるは多くは政略上より起るをあり、此事に就いては古來學者の往々論ずる所なれども、近來マックスノルダウ氏最も巧に辯明せり、帝室の祖先にして古來尋常人の祖先と全く異なるものと見做さ

るゝものは格別なれども、歐洲諸國は決して然らず、如何ある帝室の先祖も皆人あり、神にあらざ、故に人民の中或は云ふ、我帝室の先祖には有功の人ありて帝位に即きたるも、今の帝王は何の勳功も無く、唯、先祖の餘惠を受けて即位せるに過ぎず、彼れも我れも同等あり、彼れ豈に我れに先ちて帝王とあるの權利あらんやと、彼の社會民政黨の如きは此の如き見解を有せるものゝ一派あり、是故に帝室と寺院と相結托し、帝王勅語を出だす時は、神の尊崇すべきを言ひ、牧師寺院にて説教する時は、帝室の敬禮すべきを言ひ、相互に提灯持とありて扶翼するの必要あり、殊に帝王は「ゴッテス、グナーデン」(神惠の義)に由りて即位したりと稱し、尋常人の有せざる神靈の性質を己れに付するを、を務むるの習慣あり、然れども力を耶蘇教に假りて帝室を扶くるの非を言ふものもなきにあらざ、ギズチキー氏の如き即ち其一人あり、耶蘇教徒は先づ能く歐洲の事情を研究して然る後判斷を下だすべし、彼國の言語にも通せず、

勿々彼國を經過し、忽ち彼國全体の事を論ずる時は決して確實ある結果を得る能はざるあり、況んや曾て彼國に到ると多き耶蘇教徒に於てをや、

又思へ、耶蘇は甚しく貨財を賤んで、貨財を蓄ふるものは天國に入るに能はずとせり、馬太傳第六章第十九節に云く「勿積財於地、即蝨蝕銹壞之處、與盜可穴而竊之處」と、又第十九章第二十三節及び第二十四節に云く、「富人入天國難矣哉、我又語爾、駝穿針孔、較富人入神之國尤易也」と、其他同様の事馬可傳第十章并に路加傳第十八章にも見ゆ、若し歐米諸國の人が眞に耶蘇教を守らば、其非常の富は何によりて致せるか、殊に富人は耶蘇教の盛に行はると稱する英米に最も多きは何故ぞ、就中米人の如きは世人稱して「モニーメイキングピープル」蓄財的人民と云ふにあらざや、其貨財を貯蓄するに切あるを亦以て想見すべきあり、然るに英米の貨財に豊富あるは、其國民をして強大ならしめたる一大原因あると

毫も疑ふべきにあらざるあり、若し耶蘇教が常に實力を有し、耶蘇の言は一も二も盡く行はれたりしならば、歐米諸國は決して今日の如く富強あるを能はざりしと固より論みきあり、故に歐米諸國の今日の如く富強あるは決して耶蘇教によりて然るにあらざして、耶蘇教は寧ろ國家を貧弱にする傾向を有するを知るべきあり、又之れを歴史に徴するに、歐洲にて耶蘇教の盛ある時は必ずしも國家の盛ある時にあらず、殊に耶蘇教中正教と稱するものゝ行はると時は國家は却りて衰退せるを多しとす、ギズチキー氏曰く「吾人の國に就いて世人が正教の盛ある時はいつも普國の最低度に達したる時ありと云ふは虚妄にあらざるあり」と、佛國のアンリ第四世が千五百九十八年を以てナンツの勅令を發したるを後千六百八十五年に至りてルイ第十四世之れを廢せしかば、有力ある佛國の臣民にして他國に散亂せしもの四十萬人あり、ルイ第十四世が一たび正教を保護せしが爲め忽ち

四十萬人の有力ある臣民を失へり、西班牙のフエリッポ二世は信心深き人ありしが、其時西班牙の人口は其結果として二百萬人を減却し、従ひて又國民の福祉は之れが爲めに消滅せり、ポツル氏は其著文明史の第二卷に於て西班牙の衰退は僧侶の盛大あるに歸するを、即ち強大ある寺院の權勢は國民の智識を殺滅し、遂に人民をして無學不識に陥らしめたるをを詳論し、又蘇格蘭も此點に於ては大に相類似するものあるをを辯明せり、又耶蘇教徒は到る處紛争の種子を播くを以て屢、迫害に遇ひたるも、其自ら已れど信教を異にするものを殺害したるの數は殆んど聽者をして毛髮竦然たらしむべし、ジョッペン、ハワー氏に據れば三百年間にマドリッド府のみにて三十萬人程信教の異なるが爲めに焚殺せられたり、マドリッド府以外の處にては如何程焚殺せられたるか未だ其數を知らざるあり、ドレパー氏に據れば千四百八十一年より千八百八年に至るまで西班牙にて信教の異なるが爲めに三十四萬人程

罰せられ、其中三萬二千人は焚殺せられたり、又ツルグ氏に據れば西班牙に於ける迫害の公報は千八百三十五年を以てマドリッド府に布告せられたるが、トルシエマダ氏の爲めに十萬五千二百八十五人、アイスネルス氏の爲めに五萬千六百七十七人、ヂエゴ、ベレス氏の爲めに三萬四千九百五十二人死せり、其他牢獄にて死せしもの三百四十一萬二百十五人、其中三萬千九百十二人は焚殺せられたり、概算すれば唯、西班牙のみにて五十萬の家族は全く頑迷の爲めに殄滅せられたり、千二百九十年に佛國のベジエー府はアルビゲンセル宗徒の根據あるを以てアルノルド氏之れを攻めて無殘にも二萬人の人口を殄滅せり、然るに是れ全く羅馬法王の自ら惹起せし所あるを忘るべからざるあり、佛國の「ユイゲノ」宗徒は屢、迫害を受け、遂に千五百七十年に至り「サンバルテレミ」の夜を以て最も殘忍ある迫害に遇ひ、六週間に二萬人乃至三萬人殺害せられたり、然るに當時の佛國王のシャール第九世は此の如く夥し

く「ユーゲノ」宗徒を迫害したるの功を以て羅馬法王より羅匈語にて「ユーゲノ」宗徒の殄滅 *Husonotornu stinges* と記せる勳章を受けたり、又十五世紀の末より以來魔女として殺害せられたるもの亦百萬人に下だらざるあり、其他耶蘇教の僧侶が哲學者理學者等を虐待し、智識の開發を障碍したること實に我邦人の豫想の外に出づるあり、然るに正教を信ぜざるものを殄滅すべしと云ふもの此十九世紀に至りても尙ほ之れあり、有名なる佛國の學者ジョセフ・ド・ノーストル氏は神學熱心の人にて一個の露西亞人に書を送りて「イメクイシシヨ」(迫害の義)の必要を言へり、氏は千八百廿一年を以て伊太利のトリノ府にて死せり、然れば今より七十一年前の事にて決して非常に舊きとはあらざるあり、然れども以上列擧せる迫害は耶蘇教徒中に起りたるものあり、換言すれば、迫害者も被迫害者も何づれも耶蘇教徒にて、其信仰の差未だ甚だしからざるものあり、然るに其全く信仰を異にするものに至りては、耶蘇

教徒は尙ほ一層殘忍ある迫害を爲せり、ムール人及び猶太人が西班牙に於て迫害に遇ひたるが如きは衆の稔聞する所あるべきも、其他亞米利加、亞非利加、南洋諸島の土人が耶蘇教徒の爲めに迫害を受けたるを一々叙述せば、如何ある讀者も毛髮の竦立し、皮膚の粟を生ずるを覺えざるべし、然れども今一々之れを叙述するの暇なきを以て僅々二三の例を擧げん、ラス・カザス氏に據れば米國にては四十年間に千二百萬人程殺害せられ、キューバ島の土人の如きは盡く殄滅せられたり、又ゲルラント氏に據れば耶蘇教徒は南亞米利加に於て土人に對し殘酷あるををみせり、殊に「ゼジュエイトン」宗徒の如きは往々土人を獵して之れを捕へ、因りて洗禮を行へり、若し其土人洗禮を諾せざれば之れを禁錮して其洗禮を諾するを待てり、又カリフォルニアにては一層甚しきとあり、耶蘇教徒は西班牙の兵を率來り、土人を捕へる爲めに罫ワナを設け、或は兵を遣はして之れを捕へしむ、若し土人耶蘇教を信ぜざれば先づ之れを禁

鯛して飢ゑしめ、是に於て始めて肉を示し、若し耶蘇教に化すれば之れを食はしむべきも、若し化せざれば與へずと云ひて強ひて之れを耶蘇教に化せしめんとせり、耶蘇教徒は殖民地に於て餘り暴虐あるを爲せるも、北米の土人は耶蘇教を以て詐僞の新法と見做して曰く、「吾人は耶蘇教に化するを要せず、何んぞあれば、耶蘇教徒は吾人より甚しき詐僞、竊盜、暴飲をみせばあり」と、ニカラグワの土人曰く、「耶蘇教徒は勞働を好まず、彼等は賭博者、兇惡者、驢神者あり」と、然るに耶蘇教徒之れに答へて此の如きは唯、耶蘇教徒中の不善あるものありと云ひしに、土人曰く、「然らば善人は何處にあるや、吾人は唯、不善人を見るのみ」と、此れに由りて之を觀れば、耶蘇教徒が如何ほど土人を虐待せしか、又概して如何ほど不善ある行を爲し、かを推測するを得べきあり、彼國の土人が「我々蕃民は一層善良ある人民あり」と慨嘆せしも亦怪しむに足らざるあり、其他種々悽慘ある例證は余が曾て著はしたる内地雜居續論附録第

二に掲載せり、之を要するに、耶蘇教徒は過去の歴史に於て無殘ある成績を爲し、世の發達進歩を障碍せると殆んど測量し得べからざるあり、勿論耶蘇教の爲めに利益を生じたるも多々之れあり、即ち其中世の頃に當り暗黒世界と稱すべきほど、學問藝術の衰微したるに、獨り寺院に於て之れを保存せしが如き、其幾多の慈善的運動を爲し、が如き、其多年個人的倫理を維持せしが如き、皆其功に歸せざるべからず、然れども古來各國共に、耶蘇教の爲めに無殘にも幾百萬人の生命を失へるを思へば、其利益は其弊害を償ふに足らざるを疑ふあり、歐洲の歴史に暗きものは或は唯、耶蘇教が歐洲を裨補したるのみを確信して、其弊害の如何を概念するを能はざるべし、余も亦歐洲が耶蘇教の爲めに幾多の利益を得たるをば決して之れを否定せざるあり、唯、其功罪相償ふを能はざるべきを公言するに過ぎざる而已、ギズチキー氏曰く、

耶蘇教の幾重にも福祉を人類に付與したるは固より論あきあり、然

れども神壇の下に於て神語の爲めに幾百萬人とあく、絞殺されたるを觀れば……又如何様に憎惡及び睽離を各國民の中に生じ、從ひて又戰爭を誘起し、爲めに全國の人民を滅殺し、其文化を破滅するを觀れば……此蓄害は果して彼の福祉によりて償ひ得らるゝや否やを疑はざるを得ざるあり、

彼れど此れどを比較商量し來れば、歐洲が耶蘇教の爲めに利益を得たりと云ふよりも、寧ろ弊害を蒙りたるを多しと云ふを妥當ありとすべきあり、固より今日とありては科學進歩の爲め、耶蘇教も其勢力を失ひ、從ひて又往日の如き迫害は復た見るとあかるべきあり、果して然らば耶蘇教の勢力を失ひたるは實に人類一般の爲めに賀すべきとあり、然れども耶蘇教徒は今日にありても尙ほ憎惡及び睽離の種子を各處に傳播するものあり、彼等は神學と稱する一種の偽學を有し、自己の如く思惟せざるものは盡く之れを憎惡して、或は直接に或は間接に名譽を

擱裂し、資格を貶黜し、種々ある攻撃を爲して已まず、即ち言論に文章に尙ほ迫害を爲すものあり、フリードリヒ、ザルヘルム第三世曾て宮中説教僧アイレルト氏に謂ひて曰く、人類の仲間にて神學者より困難あるものはあく、神學者より協和し難きものはあらず、彼等と交渉するに當りては如何ある場合に於ても忽ち睽離を生じ偏頗を來たすを免れず、世人或は神學的憎惡と云ふを言ふ、然るに此種の憎惡は最も惡性のものありと、其言恰も耶蘇教徒の弊に當れり、耶蘇教徒は又多少政略を廻らして隠々種々ある方法を設けて布教を圖り、又種々ある手段を用ひて人に改宗を強ひ、他人信教の自由を損傷するとも亦少しとせざるあり、佛教第四十二號に云く、

近來耶蘇教徒の青年輩は、數人相結んで各地に出遊し、僞りて佛教徒と稱し、到る處に佛教演說會を開く、其演說の最中、突然聽衆の中より質問者出で、辯士を難詰す、辯難稍久ふして、辯士乃ち窮す、窮し却て耶蘇



教を稱賛し、自今佛教を棄て耶蘇教を信せんと誓ふ、而して實は辯士、質問者と同穴の狐、聽衆を瞞着して該教に引入るゝの策あり、何ぞ其猾手段の甚しきや、聞く近頃耶蘇教信者年々減少すと、其挽回の策、此猾手段、能く其効を奏するや否、

耶蘇教徒が是迄爲し來れる事蹟を歴史に徴するに、預想以外の手段を用ひて餘宗のものを引入れたるを往々之れあるとあれば、佛教の報道する所も亦全く根據なきものと斷言するを得ざるべきあり、元來東洋諸國は何づれも固有の宗教を有するに、歐米の宣教師が今日布教の爲めに來たるは、徒に憎惡及び睚離を生ずるの端緒あるに過ぎず、若し初めより耶蘇教を東洋に傳播するものあかりせば、東洋の宗教社會は極めて安穩ありしあらん、然るに歐米の宣教師が一たび耶蘇教を東洋に傳播せんと企圖せしより、徒に幾多の争亂を惹起して已まざるあり、我邦天草の變、支那蕪湖の變、皆耶蘇教の爲めに起れるを、追想すべきあり、

之れに反して耶蘇教が是れまで毫も東洋に利益を増進したるを、なきを忘るべからざるあり、シヨッペンハワー氏曰く、

歐羅巴の政府は總べて國教を侵害するを禁ずれども、自らは宣教師を婆羅門教及び佛教の行はるゝ諸國に派遣するを憚らず、派遣せらるゝ所の宣教師は又熱心には是等諸國の宗教を根本より攻撃し、己れの地位を其間に占めんとす、然るに若し一たび支那帝か若くは東京キョウの高官が是等宣教師の首を斬るに當りて、忽ち其非を喧呼するは、抑、又何んたるをぞや、

シヨッペンハワー氏の此論は最も公平無私ありと謂ふべきあり、又ライン氏に據れば、曾て「セシユイテン」の徒が天草に來りて耶蘇教を傳播せんとしたるは、實に我邦舊來の信教を妨害したる而已ならず、又日本を葡萄牙か若くは羅馬法王の領分とあさんとするの企圖に出でたるを復た疑なきあり、然れば幾多の耶蘇教徒が當時殄滅せられたるも、亦當

に殄滅せらるべき根據を有したり、換言すれば、我れ先づ之れを殄滅せんと企圖したるにわらず、彼れ已に殄滅せらるべき隠謀秘略を爲したるあり、要するに、耶蘇教徒は到る處紛争を生ずるの弊を免れざるものあり、假令以往日の如く迫害を逞くするをあかるべきも、其言論に其文章に紛争し、己れの如く思惟せざる者の名譽を傷害し、己れに異なる信教を有するものを攻撃して已むとあかるべきあり、路加傳第十二章第四十九節に云く、「我來以火投地、我何欲哉、乃其火得燃耳」と、又馬太傳第十章第三十四節に云く、「勿意我來致平於地、我來非致平、乃致興我耳」と、耶蘇教徒の紛争を好むは遠く耶蘇の教に淵源するものにして決して一時の境遇によりて然るにわらざるあり、

耶蘇教の國家主義に反すると及び歐洲諸國の富強あるは、決して耶蘇教によりて然るにわらざるを、并に耶蘇教は近來頓に其勢力を失ひたるが爲め、往日の如き悽慘ある歴史は再演することあかるべきも、尙ほ

精神上の紛争を止むるをあかるべきとは已に詳細に辯明せり、次ぎに忠孝の事を述べん、東洋古來の教は皆忠孝を以て第一とし、勅語の精神も亦忠孝を以て最大の倫理とするものなり、然るに耶蘇教には忠孝の教殆んど之れわらざるあり、僅に之れに類するものあるも決して東洋古來の教と混同すべきものにわらざるあり、耶蘇が直接に忠君の道を教へたること決して之れあきあり、我邦の耶蘇教徒が百方附會して耶蘇教にも忠君の教ありと唱道するは、皆強辯に過ぎざるあり、馬太傳第二十二章及び馬可傳第十章第十七節に據るに、曾て人あり、耶蘇に「納稅於該撒、宜否」と問ひたるに、耶蘇乃ち其税金を我れに見せよと云ひたり、因りて其税金を見せたるに、耶蘇問ひけらく、斯像と號は誰れあるやと、因りて又該撒ありと答へたるに、耶蘇之れに謂ひて曰く「然則以該撒之物歸該撒、以神之物歸神矣」と、此事は我邦の耶蘇教徒が耶蘇の間接に忠道を教へたるの憑證として引用する所あれども、是れ却て耶蘇の愛國心を

に乏しかりし確證に外あらざるあり、當時ユデア國は全く其獨立を失ひ、羅馬帝國の領分となり、「デナリウス」と稱する羅馬の貨幣其地に通用せり、故にユデア國の慷慨家は遺憾に堪へず、機會の乘ずべきあらば羅馬帝國に反してユデア國の獨立を圖らんとせり、此の如き時期に際するを以て若し耶蘇が税は納むべからずと、言はば羅馬の政府に背くものあり、若し税を納むべしと言はばユデア國民を救助するものにあらざるありと思惟して、或る人試に耶蘇に問ひたるあり、然るに耶蘇果して税を羅馬政府に納むべしと答へたり、若し耶蘇が愛國の士あらば、ウシントンが北米の獨立を圖りしが如く、必ず慷慨の士を嘯集し、正義の旗を繚して、ユデア國の獨立を企つべきあり、然れども耶蘇の主眼とする所は其いはゆる天國にして地上の國家にあらざるを以て、ユデア國が他國の屬地あると然らざるとは、決して其愛とする所にあらざるあり、故に冷淡にも「以該撒之物歸該撒、以神之物歸神矣」と云へり、此一語

にて其毫も愛國心あかりしを證するに足るあり、然るに横井時雄氏は六合雜誌第二百二十五號に之れを辯じて曰く、

イエスはユダヤの愛國者あり、然れども不幸にして、國勢衰微し、自立するを能はずして、外國に屬するに至りし以上、羅馬政府の外國政府あるに關はらず、その偶像教政府あるに關はらず、尙ほ且つ之に貢を納むべきを教へり、況んやもし其國獨立して一天萬乗の君主を戴きたらん、に於てをや、

耶蘇の愛國心に乏しかりしとは、余が已に説明せるが如く、其税を羅馬政府に納むべしと冷淡ある返答を爲し、によりて明瞭あるに、横井氏は同一の返答を以て耶蘇が忠道を教へたるの證とみせり、然れども耶蘇が單に税を羅馬政府に納むべしと云ひたるは果して忠君の主義と見做すべきものあるか、忠君と云ふは唯、滯りなく税を政府に納むるに止まるとあるか、耶蘇教徒の忠君は此の如く單一あるを指すに外あ

らざるか、若し税さへ滞りなく納むれば如何ある不敬事件を演ずるも、不可あるをみしとするか、横井氏の辯護は決して余の首肯するを能はざる所あり、且つ又耶蘇が愛國者たりし確證は一も之れなく、却て愛國者たらざりしとは種々ある點より辯明するを得べきあり、然るに前に挙げたる文に據れば横井氏はユデアの國勢衰微して最早如何んどもし難き也、耶蘇は單に税を羅馬政府に納むべしと云ふに止まりしも、若し其國が獨立して一天萬乗の君主を戴き居りしとあらば如何ほど忠臣たるの功蹟を成し、かを知らずとの意を述ぶるものあり、然れども當時ユデア國にはヘロッドと稱する王ありたり、然るに耶蘇はヘロッド王に對して如何ある忠義を爲し、か、ヘロッド王は固より暴君あるも、耶蘇は曾て之れを諫止したるをあるか、又之れを矯正したるをあるか、又策を之れに獻したるをあるか、孔子の曰く「臣不可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>爭<sub>レ</sub>於君、故當<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>誼<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>爭<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>」(孝經諫爭章第二十)と、然るに耶蘇は曾てヘロッド王

を諫めたるをみきあり、孟子曰はずや「責難於君、謂<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>恭、陳<sub>レ</sub>善閉<sub>レ</sub>邪、謂<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>敬、吾君不能<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>賊」と、然るに耶蘇は曾て難事を君に責めたるをみき、君の邪心を禁閉したるをみきあり、又馬融が忠經に云く「入則獻<sub>レ</sub>其謀、出則行<sub>レ</sub>其政、云云苟利<sub>レ</sub>社稷、則不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>其身」(百工章第四)と、馬融の此教は百工の忠として立てたるものあり、耶蘇は大工の子にて曾て自ら大工たりしともあれば、殊に此に百工の忠に關する所を引用せり、然るに耶蘇は少しも百工の忠に類するをせしにあらざり、其磔殺せられたるも忠君の爲めにあらざるあり、要するに、耶蘇は決して忠君を重んじたるものにあらざり、又忠君を實行したるものにあらざるあり、凡そ國家は其隆盛ある時に當りて忠義の士を要すと云ふよりも、寧ろ其衰微の秋に當りて多く之れを要すと云ふべきあり、文天祥が詩に云はずや「時窮節乃見」(ユデア國が泰平無事の時ならば、忠義の臣も施す所あるべきも、耶蘇の時には曾てユデア國が羅馬の領分とあり居る而已ならず、

又、其王ヘロッドは暴君にして、虐政を施せり、是れ豈に忠義の士の盤根錯節を試みるの秋あらずや、然るに耶蘇が全く是等國家の事を度外視して、徒に天國のみを説けるは、其忠君を重んぜざるの確證あり、若し又我邦の耶蘇教徒の如く、耶蘇の税を羅馬政府に納むべしと云ひたるを讚美して、忠道の教とせば、余は少しく其結果の如何を恐れざるを得ず、今假りに本邦が不幸にして他國の領分とありたりとせば、我邦慷慨の士は必ず義兵を擧げ、之れが恢復を圖り、奮闘決戦、他國の羈轡を脱却するにあらざれば已まざるべし、然るに其時獨り耶蘇教徒のみ、冷淡にも「以該撒之物、歸該撒、以神之物、歸神矣」と云ひて、矢張税を他國の政府に納むるを以て最上の忠義とすべきあり、是れ甚だ怪訝すべきをあるが如しと雖も、今我邦の耶蘇教徒が唱道する所によりて、之れを推測すれば、其結果は必ず此の如くあらざるを得ざるあり、耶蘇の徒弟中には多少主君に服従すべきを言ふものあり、然れども

是れ亦決して東洋古來の教と混同すべきものにあらざるあり、使徒保羅達羅馬人書第十三章第一節より第六節までに云く、

各人宜服在上之權、蓋未有權不由神也、所有之權者、皆爲神所命、故逆權者、逆神之命、且逆者、必致定罪於已也、蓋有司不施畏於善行、乃於惡者、爾不宜畏權乎、爾行善、則獲其褒、以有司乃神之僕、致爾得益、然爾若行惡、則宜畏矣、蓋彼非徒然操刀、彼乃神之僕、以怒討行惡者、爾故必服之、不惟緣怒、乃亦緣良心焉、蓋爾緣此宜輸稅、以彼乃神之僕、常守斯職、

是れ執權者に服従するの要を述べたるものも、鳥渡表面上より淺近ある考察を下だせば、東洋の忠君と同一あるが如し、然れども詳細に其旨意を分析し來れば、其間大に相異なるものあるを見るあり、第一、保羅の主意は執權者は神の命ずる所あるが故に之れに従順するべしと云ふにあり、即ち其服従を要するは、社會の秩序を維持するが爲めと云ふ、先祖以來恩惠を受けたるが爲めと云ふ、或は又其他實際上の關係より起

るにあらざして、全く執權者を以て神の命ずる所と爲し、神に服従すべしとするが故に執權者にも服従すべしとするあり、換言すれば、其實執權者夫れ自身に服従するにあらざして、唯神に服従する而已あり、若し執權者を以て神の命ずる所にあらざると假定せば、毫も之れに服従すべき謂はれるかあるべきあり、然るに東洋古來の教にては主君に忠あるべきは、其神の命ずる所あるが故に然るべしと云ふにあらざり、忠は臣民の當に盡くすべきものと直覺的に定めたるあり、故に孔子は「進思盡忠、退思補過、將順其美、匡救其惡、孝經事君章第二十一」と云へり、是れ決して主君は神の命ずる所あるが故能く之れに事へざるべからずと云ふの意にあらざるあり、又之れを思へ、保羅のいはゆる神は本と猶、太人の空想に出でたる神にて神道の神、儒教の天、道教の無名、佛教の眞如、婆羅門教の一体三分杯と全く其性質を異にするものあり、果して然らば、耶蘇教以外の宗教の行はるゝ所にありては、執權者は決して耶蘇の神に命

ぜられて其位地を得たるものと見做すべからず、然らば耶蘇教徒は是等の執權者に對しては少しも服従すべき理由を有せざるべきあり、例へば我邦の天皇の如きは幾千年以來の皇統を紹いで日本國民の元首とあられたるも、少しも耶蘇の神の餘惠を受けられたるにあらざるあり、若し耶蘇教徒が保羅の言を以て最上の忠ありと思惟せば、我邦の天皇に對しては絶えて忠義の心あるべきあり、又更に之れを考ふるに、保羅の言大に實際に戻るものもあり、即ち其蓋有司、不施畏於善行、乃於惡者」と云ひ、「以有司乃神之僕、致爾得益」と云ひ、「彼乃神之僕、以怒討行惡者」と云ふが如き、皆實際に於て必ずしも然らざるあり、桀紂の如き幽厲の如き暴虐無道の王も、古來少しとせず、又有司の苛虐不正あるものに至りては、枚擧に違わらず、有司豈に盡く善良あらんや、殊に羅馬帝ウラウヂウス、ドルーズ、チロの如きは羅馬府を焚燒したるの後、耶蘇教徒を以て放火者ありと稱して之れを迫害せり、然ればチロの所爲は保羅

の言ふ所と全く相背馳せり、聖書の註釋家は強辨以て本文の旨思を廻護するを常とするが、此點に就いては頗る廻護の路に窮せり、是れ保羅の言の本と確當あらざるに由るあり、且つ又帝王と有司の區別なく總べて執權者たるものは、耶蘇の神の餘惠を受けて其位置を得たるにあらず、或は先祖の遺勳により、或は自己の力によりて執權者とありたるあり、決して猶太人の空想に出でたる神の然らしめたるにあらざるあり、要するに、保羅の言は全く迷信の餘に出でたるものにて、東洋忠君の教と混同して論ずべきものにあらざるあり、又使徒保羅達三哥羅西人二書第三章第廿二節に云く、「僕歟、爾宜、凡事、聽中從爾屬、肉身之主、勿下第在、目前之役、如中取三悅於人、者、乃以、誠心、且畏、神焉、」と、是れは主従の關係に就いて教を立つるものにて忠君のと言ふものと見做すべからず、己れの主人に事ふるは是れ一家の私事、一國の主君に對するると同日に論ずべきにあらざるあり、且つ又主従の關係にしても、如何ある事も主人の

命あれば、必ず従ふべしとは甚だ宜しからざる教あり、天下の主人皆善良あるにあらず、故に其奴僕に或は詐偽、或は誘惑、或は呪詛、或は要撃、或は竊盜を命ずるをあらん、現に我國幾多の壯士は不良の主人の不良ある嚇使を奉ずることあり、是れ豈に讚美すべきをあらんや、然れば奴僕と雖も、主人の命あればとて如何あるをも奉ずべきにあらざるあり、是を以て東洋には時ありて諫諍すべきの教あり、是れ其大に耶蘇教に異ある所あり、然か而已ならず、保羅は主人に事ふるに神を畏れよと云へり、然れども神を畏るゝの故を以て主に事ふるが如きは、眞に誠心を以て主人に事ふるものにあらず、何んぞあれば、主人に事へざるべからざる根據は唯、神を畏るゝにあればあり、我邦の如きは耶蘇教の未だ内地に入らざる前に、忠實ある臣僕却て多かりき、是等の徒豈に曾て耶蘇の神を耳にせしとあらんや、次ぎに彼得の言を擧げん、彼得前書第三章第十七節及び第十八節に云く、

宜敬衆人、愛諸兄弟、畏神、尊王焉。僕歎宜以畏懼服爾主、不惟於善良者、即於苛刻亦然。

此文に由りて之れを觀れば、彼得は國王を敬ひ、主人に従ふべきを述べ、晉に善良ある主人に従ふべき而已ならず、又苛刻ある主人にも逆ふべからざるを言へり、然れども此の如き事は、前の保羅の教旨と共に皆耶蘇の言はざる所あり、是れ全く彼得保羅二氏が羅馬帝國に布教するに當りて、其地の人情風俗を察し、君上に服従し、主人に隸屬すべしと教ふべきの必要を感じたるに出でたるあらん、即ち我邦の耶蘇教徒中強ひて忠孝の教を探りて我邦の風俗に同化せんとするが如く、彼等も亦多少羅馬帝國の主義に同化したるあらん、然れども單に主君を尊敬して之れに服従する而已にては、未だ東洋古來の忠君主義と同一視すべからざるあり、東洋の教にては主君賢明ある時は、之れを扶翼し、主君暴虐ある時は之れを諫止せざるべからず、孔子曰く「昔者天子有爭臣七

人、雖亡道、不失天下、」孝經諫爭章第二十と、馬融が忠經忠諫章第十五にも「忠臣之事君也、莫先於諫」と云へり、甚しきは主君を諫むるも主君之れを聽かざれば死節に終はるべしとせり、忠經に云く「夫諫始於順辭、中於抗議、終於死節、」(忠諫章第十五と、……余は此に今日にありても尋常の臣民が此の如きことをあすべきや否やを論定するにあらず、唯歴史上より觀察し來れば、東洋主義の大に耶蘇教に異なる者あるを證明するに止まるあり、……又勅語に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とあり、其意は我邦人は如何あるものも國家の緩急あるに際しては、生命を擲ちて皇運の安全を企圖せざるべからずと云ふにあり、然るに耶蘇は勿論、耶蘇の徒弟も少しも國家の爲め、又は君主の爲には生命をも擲ち、之れが安全を維持せざるべからざるを信言はず、是れ彼等は國家の外に天國あるを信じ、君主の上に神あるを信ずればあり、彼等は神の爲めには欣然生命を擲つべきも、國家の緩急あ



るに際しては冷淡に傍觀し去るべきあり、耶蘇教徒に取りては如何なる國が繁榮するも、如何なる國が滅亡するも、是等の事は其意に介する所にあらず、彼等は此現世を輕視し、偏に己れの精神を未來に救はんを企圖すればあり、我邦の耶蘇教徒が是れが爲め如何程我邦の天皇に對し、又我邦の大祭日に際して冷淡あるかは、余が引用したる例證によりて知るべく、又我邦の耶蘇教徒が屢不敬事件を演ずるを以て之れを觀れば、彼等は彼得の尊王の教を守るものにあらざるを知るべきあり、勿論耶蘇教徒にあらざるものにして不敬事件を演ずるものなきにあらず、然れども是等は耶蘇教徒の不敬事件を演ずるものとは、全く其動機を異にせり、故に一たび之れを勸戒せば、復た同一の不敬を爲さざるべきも、耶蘇教徒の不敬は其教旨を實行するによりて生ずるものあれば、其耶蘇教徒たる間は、決して復た同一の不敬を演ずるをみかるべしと謂ふを得ざるあり、然るに若し彼等が一時從順を示すとあらば、是れ

全く社會の制裁を恐れて然かするに外あらざるあり、然らざれば唯名稱のみの耶蘇教徒にして、真正の耶蘇信者にあらざるものあり、之れを要するに、耶蘇教は非國家主義にして、共同愛國を重んぜず、其徒は己れの主君も如何なる國の主君も皆之れを同一視し、隱然宇宙主義を取る、是故に到底勅語の精神と相和するを能はず、敕語は固より如何なる宗教の信者も之れを拒絶するをみきも、耶蘇教徒自ら之れに反せざるを得ざるの傾向を有するものあり、

父母を愛敬するは是れ人類必然の關係より起るものにて、未だ國家あらず、未だ主君あらざるに當りて孝養の風俗は已に各處に發達したるあらん、是れ一々歴史に徴せざるも先祖崇拜の一般に行はれたるによりて察知するを得べきあり、今猶太人の如きも他の人民と同じく古來孝道を重んぜしと見れば、舊約全書中往々孝道に關するの教みきにあらず、出埃及記第廿章第十二節に云く「宜<sub>五</sub>敬<sub>二</sub>爾父母、致<sub>四</sub>爾日可<sub>三</sub>長

在ニ爾神耶和華所賜爾之地ニと、是れ實に猶太教十誡の一あり、此事亦復傳律例書第五章第十六節に出づ、出埃及記第廿一章第十五節に云く「擊ニ其父、或擊ニ其母ニ者、必置ニ之死ニと、又第七節に云く「詛ニ其父、或詛ニ其母ニ者、必置ニ之死ニと、其父母を重んじたるを固より疑ふきあり、又利未記第十九章第三節に云く「爾曹諸人、當畏ニ其母其父、守我諸安息日、我乃耶和華爾之神」と、是れ亦父母を重ざるの意あしとせざるあり、余は決して猶太教中孝道の教あるを否定せず、是れ明白ある歴史的事實あればあり、然れども耶蘇教に至りては頗る之れと異なるものありて存するあり、勿論耶蘇教にありても孝道の教と謂ふべきもの全く之れあきにはあらず、馬太傳第十九章第十九節に云く「敬ニ爾父母」と、父母を敬するは是れ孝道ありと謂ふべきあり、孔子も亦「今之孝者、是謂能養、至於犬馬、皆能有養、不敬何以別乎」爲政篇と云へり、然れば耶蘇も孔子も此點に於ては大差あきに似たり、又馬可傳第七章に據るに、猶太人耶蘇の徒が古來の

習慣に背き、手を洗はずして麵包を食ふを見て、耶蘇に詰問して曰く「爾門徒何不遵古人遺傳、乃以未盥之手、食餅乎」と、耶蘇乃ち之れに答へて曰く「爾誠棄神之誡、而執爾遺傳者、蓋摩西曰、敬爾父母、又曰、詛父詛母者、必致之死、惟爾則曰、人若謂其父母、云、爾所可得於我者、已爲啞啞、譯即禮物、後爾不許之復事其父其母、是爾以所受遺傳、而廢神之道上也」と、是れ亦耶蘇が間接に孝道を教へたるものと見做すを得べきあり、保羅も亦孝道の要を説かざるにあらず、其達以弗所人一書第六章第一節より第四節までに云く「子歟、爾曹在ニ主、聽ニ從父母、此爲所宜、敬ニ爾父母、此爲加於應許誡中之首、致爾獲祥、久居於地、父歟、爾勿激爾子之怒、乃以主之教訓警戒、而養育之」と、又其達哥羅西人一書第三章第七節に云く「子歟、爾於凡事、宜聽從雙親、蓋此爲主所悅」と、兩親の言ふ事あらば如何あるとも必ず之れに服従すべしと云ふは、主君の命あらば如何あるとも服従せざるべからずと云ふと同じく、實際上甚しき弊害を

在<sub>二</sub>爾神耶和華所<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>爾之地<sub>二</sub>と、是れ實に猶太教十誡の一あり、此事亦復傳律例書第五章第十六節に出づ、出埃及記第廿一章第十五節に云く「擊<sub>二</sub>其父、或擊<sub>二</sub>其母<sub>一</sub>者、必置<sub>二</sub>之死<sub>一</sub>」と、又第七節に云く「詛<sub>二</sub>其父、或詛<sub>二</sub>其母<sub>一</sub>者、必置<sub>二</sub>之死<sub>一</sub>」と、其父母を重んじたるを固より疑ふべきあり、又利未記第十九章第三節に云く「爾曹諸人、當<sub>レ</sub>畏<sub>二</sub>其母其父<sub>一</sub>、守<sub>レ</sub>我諸安息日、我乃耶和華爾之神」と、是れ亦父母を重ざるの意ありしとせざるあり、余は決して猶太教中孝道の教あるを否定せず、是れ明白ある歴史的事實あればあり、然れども耶蘇教に至りては頗る之れと異なるものありて存するあり、勿論耶蘇教にありても孝道の教と謂ふべきもの全く之れなきにはあらず、馬太傳第十九章第十九節に云く「敬<sub>二</sub>爾父母<sub>一</sub>」と、父母を敬するは是れ孝道ありと謂ふべきあり、孔子も亦「今之孝者、是謂<sub>二</sub>能養<sub>一</sub>、至於犬馬、皆能有<sub>レ</sub>養、不<sub>レ</sub>敬何以別乎」爲政篇と云へり、然れば耶蘇も孔子も此點に於ては大差なきに似たり、又馬可傳第七章に據るに、猶太人耶蘇の徒が古來の

習慣に背き、手を洗はずして麵包を食ふを見て、耶蘇に詰問して曰く「爾門徒何不<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>古人遺傳<sub>一</sub>、乃以<sub>二</sub>未<sub>レ</sub>盥之手<sub>一</sub>食<sub>レ</sub>餅乎」と、耶蘇乃ち之れに答へて曰く「爾誠棄<sub>二</sub>神之誡<sub>一</sub>、而執<sub>二</sub>爾遺傳者<sub>一</sub>、蓋摩西曰、敬<sub>二</sub>爾父母<sub>一</sub>、又曰、詛<sub>二</sub>父母<sub>一</sub>者、必致<sub>二</sub>之死<sub>一</sub>、惟爾則曰、人若謂<sub>二</sub>其父母<sub>一</sub>云、爾所<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>於我<sub>一</sub>者、已爲<sub>二</sub>略<sub>レ</sub>、譯即禮物、後爾不<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>之復事<sub>一</sub>其父其母、是爾以所<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>遺傳<sub>一</sub>而廢<sub>二</sub>神之道上也<sub>一</sub>」と、是れ亦耶蘇が間接に孝道を教へたるものと見做すを得べきあり、保羅も亦孝道の要を説かざるにあらず、其達<sub>二</sub>以弗所人<sub>一</sub>書第六章第一節より第四節までに云く「子歟、爾曹在<sub>レ</sub>主、聽<sub>二</sub>從父母<sub>一</sub>、此爲<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>宜、敬<sub>二</sub>爾父母<sub>一</sub>、此爲<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>於應<sub>一</sub>許誡中之首、致<sub>二</sub>爾獲<sub>レ</sub>祥、久居<sub>二</sub>於地<sub>一</sub>、父歟、爾勿<sub>レ</sub>激<sub>二</sub>爾子之怒<sub>一</sub>、乃以<sub>二</sub>主之教訓<sub>一</sub>警戒、而養<sub>二</sub>育之<sub>一</sub>」と、又其達<sub>二</sub>哥羅西人<sub>一</sub>書第三章第七節に云く「子歟、爾於<sub>二</sub>凡事<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>聽<sub>二</sub>從<sub>二</sub>雙親<sub>一</sub>、蓋此爲<sub>二</sub>主所<sub>レ</sub>悅<sub>一</sub>」と、兩親の言ふ事あらば如何あるとも必ず之れに服従すべしと云ふは、主君の命あらば如何あるとも服従せざるべからずと云ふと同じく、實際上甚しき弊害を

來たすと之れなしとせず、然れば保羅の言、固より完全なる教と見做すべきものにあらざるあり、然れども以上引用する所によりて之れを観れば、耶蘇教にも全く孝道の教ありしと斷言すべからざるを復た疑ふべきあり、然れども又他の方位より論じ來れば、孝道は耶蘇教によりて維持すると甚だ難かるべく、又其孝道は頗る東洋古來の教に異なるものあるを發見すべきあり、第一、耶蘇は父母に冷淡ありき、耶蘇は十二歳の時、已に其徴候を表はせり、路加傳第二章第四十一節以下に云く、

夫其親每歲當逾越節筵、上耶路撒冷、耶蘇年十有二時、遵節筵例、咸上耶路撒冷、卒期而返、子耶蘇仍留耶路撒冷、其母與約瑟不知之、意其在同行者中、行一日之程、乃於親知之間訪焉、不遇、則返耶路撒冷、尋之三日後、遇之於殿、坐教師中、且聽、且問云云、其母謂之曰、兒也、何行如此、此於我乎、爾父與我、愀然尋爾、耶蘇謂之曰、奚尋我耶、豈不知我當在我父之所乎云云、

此れに由りて之を觀れば、耶蘇は最早幼少の時より唯神を以て己れの父とみし、眞實の父母に對しては、頗る冷淡ありしを疑ふべきあり、耶蘇の父約瑟は耶蘇の幼少ある時に死去せしと雖も、母も弟妹もありたり、耶蘇は初め姑く父の業を紹いで大工たりしも、神即ち我父ありと確信するに及んで、大に其性行を變じ、己れの家業は全く打捨て、他處へ去りたり、是を以て耶蘇一家のもの及び其他故郷のもの皆耶蘇を愛するの念あかりき、エルネスト、ルナン氏も亦耶蘇が幼少の時より、親權に反し家業を打捨てたる事を論じて曰く、父母の關係は彼れに取りて輕微なる事ありしを、毫も疑ふべきにあらざり、家族は彼れを愛せざりしと見ゆ、然るに其れと同時に彼れも亦家族に對して冷淡ありしを見る、耶蘇は已に幼少の時に當り一種出世間の觀念の爲め全然家族より引離され、骨肉の關係の如きは、總べて其願慮する範圍外に歸するに至れり、耶蘇が曾てカフルナフム市より故郷のナザレット市に至りたるに、家族

は耶蘇に反抗し、耶蘇を以て神靈と見做さざりき、然か而已ならず、耶蘇の母及び弟妹は、耶蘇を以て發狂せりとし、腕力によりて之れを捕へんとせり、ナザレットの市民は、耶蘇を捕へ、斷崖の上より突落して之れを殺さんとせり、馬太傳第十二章第四十六節以下に云く、

耶蘇語衆時、其母及兄弟立於外、欲與之言、或告之曰、爾母及兄弟立於外、欲與爾言、乃答告之者曰、何者爲我母、何者爲我兄弟乎、遂伸手指其門徒曰、視我母也、我兄弟也、蓋凡行我天父之旨者、彼即我兄弟也、姊妹也、母也、

同様の事亦馬可傳第三章第卅一節乃至第卅五節及び路可傳第八章第十九節乃至第廿一節にも見ゆ、是等の傳説に據りて之れを考ふるに、耶蘇が如何ほど骨肉の關係あるものに對して冷淡ありしかは辨を疎だずして明かあり、又耶蘇の考にては天父の下にありては如何あるものも相互に兄弟姊妹にして、骨肉の關係あるものも、然らざるものも、情愛

上些の區別を爲すべきにあらざるあり、此點より見來たれば、耶蘇の教は墨子の學と暗合する者にて、孔孟の教とは大に其主義を異にするものあり、又路可傳第十一章第廿七節及び第廿八節に據るに、或る時衆中一婦人あり、聲を揚げ、耶蘇に謂ひて曰く、「孕爾之腹、及爾所吮之乳、福矣」と、然るに耶蘇之れに答へて、「未若聽神道而守之者、爲有福」と云へり、耶蘇の教の是非は姑く之れを置き、耶蘇が實母に對して冷淡ありしを、は歴史的事實と見做すを得べきあり、耶蘇は家族を組織し、一家團欒の和氣を生ぜしめんとせしにあらざ、寧ろ到る處骨肉の親をも分裂し、相互の間に不和を來たせり、路可傳第十八章第廿八節乃至第卅節に據るに、耶蘇彼得に謂ひて曰く、「我誠告爾、夫爲神之國、離屋宇、或父母、或兄弟、或妻子、而今世不獲倍蓰、來世不獲永世者、未之有也」と、耶蘇の意は天國の爲めには父母兄弟妻子を捨てざるべからずと云ふにあり、耶蘇又「愛父母過於我者、不直乎我也、愛子女過於我者、不直乎我也」(馬太

傳第十章第卅七節と云ひ、又、凡就我而不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>於愛<sub>レ</sub>父母妻子兄弟姊妹、與<sub>レ</sub>己生命者、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>我徒、(路加傳第十四章第廿六節)と云へり、此れに由りて之を觀れば、耶蘇の教は治國齊家を主とする孔孟の教と正反對にありと謂ふも、亦不可<sub>レ</sub>あかるべし、從て又其勅語の精神と並行し難きを推して知るべきあり、勿論耶蘇が舊慣を破りて新に教を開くに當りて頗る峭刻ある言論を吐きしも其已むを得ざるに出でたるあらん、今日の人は當時の情狀を察して恕する所あかるべからず、然ども耶蘇の教は耶蘇の言にあり、今其情狀如何を察して之を變更するを得ざるあり、耶蘇教徒の奉信すべき所は唯一部の聖書にあるが故に、其中過激にして中正を得ざるの教あるときは、其結果は深く自ら戒むるにあらざれば、必ず其信者の行爲に發表するに至るべきあり、服部省三が強ひて已れの老母を天主教に化せしめんとして遂に不和を來たせしが如き、其遠因あかるべからざるあり、横井小楠曰く「天主教の如きは、西洋も

本意とする事にあらず、云云唯以是喻<sub>レ</sub>愚民<sub>レ</sub>の一法に備ふるのみ(小楠遺稿第三百八十五頁)と、小楠の如きは實に卓見の士ありと謂ふべきあり、耶蘇教徒は種々辭を造りて已れの非を飾らず、深く是等の點に省慮すべきあり、又路加傳第十四章第卅三節に云く「爾不<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>捨<sub>レ</sub>所有者、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>我徒也」と、若し耶蘇が云へる如く、一切有する所のもの、即ち家屋器具財寶等を捨て去らば、家族は如何んして成立つべきか、子孫は如何んして養育すべきか、治國齊家は決して耶蘇の主眼にあらざるを知るべきあり、又馬太傳第八章第廿一節及び第廿二節に據るに、一個の徒弟あり、耶蘇に請ひて曰く「主、容<sub>レ</sub>我先往<sub>レ</sub>葬<sub>レ</sub>父」と、然るに耶蘇之れに答へて「爾從<sub>レ</sub>我任<sub>レ</sub>夫死者、葬<sub>レ</sub>其死者」と云へり、耶蘇の此言の如きは東洋古來の主義と決して相容れざるものあり、孔孟の教にては孝道は父母在世の時に限るにあらず、父母已に死去せるの後尙は一層鄭重にすべきものありて存するあり、孝經紀孝行章に云く「喪則致<sub>レ</sub>其哀、祭則致<sub>レ</sub>其嚴」と、又喪親章

に云く「生事愛敬、死事哀戚、生民之本盡矣」と、此の如き旨意ある故、親が已に死亡したればとて、若し其死骸を溝壑の中に捨て去らば、不倫の甚しきものとあるべきあり、論語爲政篇にも「死葬之、以禮」とあり、孔子の此言は耶蘇が「任夫死者、葬其死者」と云へると全く相背馳せり、孟子も亦曰く「養生者、不足、以當大事、唯送死、可以當大事（離婁下）」と、其死後の孝を重んずると亦甚しと謂ふべきあり、安井息軒亦曰く「浮屠爲君父、修冥福、猶有追遠之意、耶蘇則死即絕之、不敢復祀、視之如犬馬（辨妄四）」と、是れ能く佛耶二教の差異を看破せるものあり、果して然らば、耶蘇の教の大に東洋古來の教に異なるを復た疑ふべきあり、耶蘇云はずや「我來以火投地、我何欲哉、乃其火得燃耳」路加傳第十二章第四十九節と、又云はずや「勿意我來致平於地、我來非致平、乃致興戎耳、蓋我來使、人疏其父、女疏其母、婦疏其姑、而人之敵、即已之家人也」馬太傳第十章第卅四節乃至第卅六節と、此に至りて耶蘇が孝道を重んぜずして偏に天國のみ

を希望せしと愈、明瞭にして、決して復た隠蔽するを得ざるべきあり、耶蘇教の全体の性質より之れを言へば、其忠孝を重んぜざるは固より當然の事あり、耶蘇は君の上に眞君ありとし、父の上に眞父ありとし、唯神のみを以て眞君眞父とし、君と父とを以て假君假父とせり、要するに、神の下にありては如何ある人も同等にして、些の階級あるべきにあらざとせり、換言すれば社會平等主義あり、ルナン氏曰く「耶蘇は或る點より言へば、無政者あり、何んとあれば少しも國政の觀念を有せざればあり」と、之れに加ふるに、耶蘇は少しも家族の念慮を有せざりき、故に耶蘇が忠孝を重んずべき謂れあし、假令稀れに孝道に關するを言ふも、決して之れに重きを置きたるにあらざり、又徒弟に教ふるに之れを主とすべきを以てしたるにあらざるあり、耶蘇が多く孝道に關するを言はざるは、其主眼とする所此にあらざるに由るあり、安井息軒已に耶蘇教徒を論じて曰く、

今也以君父爲假、別有眞君眞父、尊於君父者、以耶蘇之故、獲罪於假君父、眞君父深愛之、爲之增天上之榮、其受罪益甚、榮之益大、以此導民、民無復所畏懼、凡可以利己者、何事不爲、是以奉其教者、寧背君父、不敢違耶蘇之教、寧害肉身百年之命、不敢失天上無窮之榮、盛惑至此、刑罰不足以威之、爵祿下足以勸之、爲之君父者、不亦難乎(辨妄二)。

息軒の言能く耶蘇教の眞情を鑿ち得たるものあり、總べて耶蘇教國の民は耶蘇教の影響を受け、忠孝を重んぜず、忠は佛語にて「ロワイヨーテ」と云ひ、英語にては「ロヤルチー」と云ひ、獨語にては「ロヤリテ」と云ひ、伊語にては「レヤルタ」と云ふ、然れども是等の語は元と佛語の「ロアー」法律より來れるものにて、純粹ある忠誠の義よりも寧ろ法律的服従の義勝てりとす、且つ彼國の學者は古來決して之れを以て重要ある倫理と見做したるにあらざるあり、又孝は羅甸語の「ピエタス」より導來り、英語

にては「パイエチー」佛語にては「ピエテ」獨語にては「ピエテート」伊語にては「ピエタ」と云ふ、然れども此語は其意味甚だ漠然として或は信心或は愛國或は友愛或は孝心を意味するをあり、故に單に「ピエタス」と云ひたりとて必ずしも孝心の事とみらず、大抵は信心の意あり、純粹ある孝と云へる單一語は西洋に之れあきあり、是れ其孝を重んぜざるが爲め、孝と云へる單一語の必要あかりしに由るあり、然るに印度には却て之れあり「ヴァートサリヤ」Vatsalyaと云ふ、日本は支那の孝と云へる語を養ひ取りたる故別に自國にて作爲するの必要あかりしあり、要するに西洋は東洋の如く古來忠孝を重要ある倫理とせざるあり、西洋にありては一家の中は皆平等あり、父子夫婦兄弟姉妹は法律上に於て多少權利を異にするものあるも、道德上に於ては全く同等あり、故に皆相互に汝を以て呼ぶ、父の子を呼ぶも、子の父を呼ぶも、皆汝あり、國家の組織も純粹に耶蘇の教に據れば全く之れを平等にし、一切の階級を打破し、貧富貴賤



を一様にせざるべからざるあり、然るに今日尙ほ君主を戴くものあるは實際已むを得ざる事情あるに由る而已、東洋にありては君臣父子夫婦兄弟姉妹老少等皆不平等にして服従的秩序的の倫理行はれ、就中忠孝は古來人倫の最大あるものとみれり、勿論社會の狀態は古今大に同じからざるものあるが故に忠孝の教も些の變更ある、いつまでも唯古代の風俗のみに法るべきにあらず、然れども是等の事は全く別問題に屬す、何んぞみれば、余は此篇に於て東洋主義殊に勅語の精神と耶蘇教の旨意と如何様に相異なるかを證明するを主とすればあり、

耶蘇教徒は他の耶蘇教徒と相結托し、此のづから精神的の別世界を爲すの傾向あり、若し非耶蘇教國に對するときは、耶蘇教國は皆合一して自ら「クリステンドム」(耶蘇教界)と稱し、耶蘇教信者にあらざるものは、其賢愚に拘はらず、其善惡に論み、皆之れを「ペーガン」(偽神崇拜者)と云ひ、又「ヒーゼン」(全上)と云ひ、殆んど人類にあらざるが如く輕侮し、其尊

己卑他の甚しき、決して儒教の異端に於ける、佛教の外道に於けるの比にあらざるあり、此の如き情狀ある故、我邦の耶蘇教徒は……其己に我邦に同化せる者の外は……我邦の佛教徒神道者及び其他の非耶蘇教者に於けるよりも、寧ろ歐米の耶蘇教徒と親密なる關係を有し、身は我國にありながら、心は己に彼れと相結托せり、其國家主義を忌嫌するの原因亦此にあるを知るべきあり、歐米人が他國を取るに當りて先づ耶蘇教を傳播するもの、其故あきにあらざるあり、又耶蘇教徒の學校に限りて或は英和學校或は佛和學校と稱す、何故必ずしも英佛を先きにして日本を後にするや、世には英和辭彙と題する字書あり、是れ英語和譯の義にて、他意あるにあらざれども、學校は必ずしも辭彙の如く英佛を先にし、日本を後にせざるべからざるものにあらず、然るに我邦の耶蘇教徒が和英和佛と言はずして、殊更に英和佛和と言ふは、全く耶蘇教國を重んずるの心に出づるあり、兼ねて中に包藏する所豈に毫も外に表

はれざるをあらんや、動機作用は隱微あるを多けれども、又却て瑣細なる事に就いて其痕迹を發見するをあしとせざるあり、又之れを考ふるに、耶蘇教が民心を分離するの結果を生ずるは固より唯、邦國の上に就いてのみ言ふべきにわらず、又家族に就いて之れを言ふも毫も異なるをあし、若し子にして耶蘇教信者とあらば、其父とおのづから疎遠となり、寧ろ骨肉の關係あき他處の耶蘇教徒と親密となり、信教の異なるが爲めに骨肉の親を割裂するの結果を生ずると到底免れ難き所あり、此れに由りて之を觀れば純粹ある耶蘇教徒の忠孝を重んぜざる所以は如何ある人も容易に領解するを得べきあり、

耶蘇教徒或は曰く、忠孝は道德の基本にあらずと、乃ち種々分解を試みて、以て忠孝の教を打破し得たりと思惟する者の如し、然れども是れ亦思はざるの甚しきあり、余は未だ今日の學士中忠孝は倫理學の基本ありと唱道するものあるを聞かず、若し此の如き説を唱道するものあら

ば、未だ探求的精神を有せざるものと謂ふを得べきあり、然れども忠孝の東洋古來の教に於て根本とされるとは歴史的事實あり、孔子云はすや「夫孝、徳之本也」と、有子云はすや「孝弟也者、其爲仁之本歟」と、後世の儒者も亦忠孝を重んじ、勅語の主義も亦決して此れに外あらざるあり、然るに耶蘇教は重きを忠孝に置かず、是れ其大に東洋の倫理に異なる所あり、耶蘇教は未來を重んじて現在を賤む、即ち出世間的の元素勝ちて世間的の元素少きあり、其教固より世間に關するものあきにあらず、然れども是れ皆未來の爲めあり、慈善を行ふも、祈禱を爲すも皆己れの精神を未來に救はんが爲めあり、然るに今日は社會、國家、教育、法律、兵事等に關して改良進歩を企圖すべきと多く、決して重きを未來に置くべき時にあらず、耶蘇の出世間的の教よりも寧ろ「ストア」學派の智者は公事に關せざるべからずとの主義却て今日に切要ありとす、ソールター氏曰く「古代の宗教は重きを神に祈るとに置きたれども、今日の宗教は寧ろ人類

に對して喚起する所あかるべからず」と、ギズチキ―氏曰く「忠誠の感情は家族の中にあり、神の信仰にあるにあらざ」と、是等諸氏は皆耶蘇教の出世間的元素多くして最早今日の社會に適せざるを謂ふものあり、然るに勅語の精神も亦徹頭徹尾世間的にして少しも出世間的の元素を含有せざるあり、是れ亦耶蘇教の教育と衝突を來たす所の一原因あるを疑ふきあり、

次に耶蘇の博愛を論ぜん、我邦の耶蘇教徒は云ふ、耶蘇は博愛を主とするものありと、然るに東洋にも古來博愛の教あり、即ち孔孟の教是れあり、博愛の語は孝經三才章に出で、又汎愛の語は論語の學而篇に出で、廣く衆人を愛するの意あり、是故に歴史的事實を探求せずして大早計に判斷を下ださば、耶蘇教も孔孟の教も此點に於ては同一轍に出づるが如し、然れども詳細に見來たれば、決して然らざるものありて存するあり、孔孟の博愛は順序あるものあり、孔子曰く「不愛其親、而愛他人者、

謂之悖德、不敬其親、而敬他人者、謂之悖禮、孝經聖治章と、此れに由りて之れを觀れば、孔子は博愛に順序を設けたり、孟子曰く「智者無不知也、當務之爲急、仁者無不愛也、急親賢之爲務、堯舜之知而不徧物、急先務也、堯舜之仁、不徧愛人、急親賢也、盡心上」と、孟子も亦孔子と同じく博愛に藩垓を設くるものあり、勅語にも「博愛衆ニ及ホシ」とあり、此「及ホシ」の一語は孟子が「老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼」と云へると同じく親近より次第に擴充するの意あり、即ち其博愛の際限あきものにあらざるを知るべきあり、孔子の博愛主義に類して大に異なるものは、墨子の兼愛主義あり、其言に云く、

若使天下兼相愛人、若愛其身、惡施不孝、猶有不慈者乎、視子弟與  
 臣若其身、惡施不慈、不孝亡、有猶有盜賊乎、故視人之室、若其室、誰  
 竊、視人身、若其身、誰賊、故盜賊亡、有、猶有大夫之相亂家、諸侯之相  
 攻國者乎、視人家、若其家、誰亂、視人國、若其國、誰攻、故大夫之相亂

家、諸侯之相攻國者亡有、若使天下兼相愛、國與國不相攻、家與家不相亂、盜賊無有、君臣父子皆能孝慈、若此則天下治(兼愛篇上)又云く、

視人之國、若視其國、視人之家、若視其家、視人之身、若視其身(兼愛篇中)

此れによりて之れを觀れば、墨子の兼愛は、耶蘇の博愛と同じく博愛の實際限るべきものにて、即ち無差別的の博愛あり、淮南子汜論訓に據れば墨子は孔子の差別的の博愛に反して起るものあり、然るに兼愛主義にては忠孝の道成立つべからざるが故に孟子力を極めて楊墨を排斥し、洪水猛獸に比せり、其言に云く、「楊氏爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君、是禽獸也」(滕文公下)と、若し孟子をして今日にあらしめば、其墨子を排斥したるが如く、耶蘇をも排斥せん、否、孟子が曾て墨子を排斥したるは已に耶蘇を排斥したると異なるをみざるあり、墨子の説が如何

ほど耶蘇の教と相類するかは、已に支那の學者の注意する所とあり、羅江郭氏が瀛海論卷中に云く、

西洋三教、同出一源、蓋墨氏之本旨、而緣飾以桑門天方之說、煦煦爲仁、子子爲義、兼天下而愛之、撒遂萬物以利之、無君臣父子夫婦兄弟之倫、而一以朋友之道處之、博施尙同、而昧於本末親疎之道、耶蘇以濂水寶血普救世人、所謂摩頂放踵利天下者也、(略中)雖然晚近士大夫重利輕義、骨肉親戚之間、一粟一帛、較算必精、(略中)而偶有贏餘、則好爲博施振窮之善舉、往々釀數萬千百金之資、以贍夙不相識之鰥寡孤獨、而其親族故舊、有不免於飢寒者、厚所薄而薄所厚、顯背聖經、自蹈堯舜猶病之誚、舉世方且參然稱之、以爲好善樂施、是墨氏之教、本自行於中國、耶蘇其小焉者也、

先年我邦に渡來せる黃遵憲が答中村敬宇書に云く、「僕嚮讀墨子、以謂泰西術藝、盡出其中、至尙同兼愛尊天諸篇、則耶蘇之說教、米利堅之政体、

亦彙括之」と、是等清人の論、固より精緻を缺く、引いて以て我説を強うするに足らず、然れども清人をして此の如き見解を生ぜしむるは、本と耶蘇と墨子の甚しく相似たるが爲めあり、殊に耶蘇の博愛は墨子の兼愛と此の異點を見ざるあり、故に耶蘇の博愛と云ふよりも寧ろ兼愛と云ふを正しとすべきあり、余は孟子が墨子を排斥せしが如く、一概に耶蘇を排斥するものにあらず、余は耶蘇教中善良ある分子あるを知らざるにあらず、余は唯、此に耶蘇の博愛と東洋古來の博愛と如何様に其意味を異にするかを辨明するに過ぎざるあり、

又耶蘇教徒は耶蘇教を以て人類的博愛を主とするものありとし、世の自利主義を撃破するに足るが如くに誇稱すれども、餘り強く此説を唱道するを得ざるべし、何んぞあれば、耶蘇教の中亦自利主義あしとせざればあり、神に祈るも慈善を行ふも、皆己れの精神を未來に救ひ、永世の快樂を得んが爲めにあらずや、耶蘇曰く「爾宜欣喜歡樂、以在天爾所得之

賞大也」馬太傳第五章第十二節と、耶蘇教徒一生の苦心は過分の褒賞を未來に得んが爲めあり、果して然らば全く利己的の元素を有せずと謂ふを得ざるあり、ハルトマン氏曰く「基督的世界觀は未だ充分に幸福を捨つるを能はず、基督的の苦行者と雖も、徹頭徹尾自利的あり」と、耶蘇教徒の中に甚しき苦行を爲し、ものあり、レツケー氏に據れば、ゼローム氏は一個の僧が唯、大麥の麵包と濁水とを以て三十年間生存せるを見、又一個の僧が穴中に住し、一日に五箇の無花菓より外食せざるを見、又一個の僧が「イーストル」(耶蘇再<sup>生</sup>の日)の外は毛髪を斬るをなく、決して衣服を洗ふをなく、解裂するまでは衣服を變ふるをなく、兩眼の暗黒にあるまで飢餓し、皮膚は浮石の如く、あるを見たり、亞歷山府のセント、マカリウス氏は六ヶ月間沼の中に寐ね、裸體にして有毒の蠅に食はしめたり、氏は常に八十磅の鐵を携ふるを常とせり、其弟子のセント、イユーセビウス氏は百五十磅の鐵を携へ、三年間管井の中に住せり、セント、セピヌス氏は

一ヶ月間水中にありて己に腐敗せる穀物の外は食はざりき、セント、ベ  
 サリオン氏は四十日四十夜刺のある叢中に住し、四十年間決して臥す  
 るとあかりき、セント、パコミウス氏は十五年間安臥せしとあし、セント  
 マルシヤン氏の如きは一日に一回食し、常に飢渴の苦を免るゝと能は  
 ざりき、其中或は一日に食物を六「オンス」と僅に野菜を食ひ、決して寐ぬ  
 るとあきを以て食事中に睡眠を催はし、或は食物の口より落るともあ  
 りたり、或は又二日に一回食するもあり、或は又一週間全く斷食するも  
 あり、亞歷山府のセント、マカリウス氏は一週間少しも安臥せず、唯、日曜日  
 に僅に生菜を食とせり、又ジョンと云へる聖徒は三年間岩に倚りて祈  
 禱をあせり、或る隠者は猛獸の穴に住し、或は智井に住し、或は墳墓に住  
 せり、或は又一切の衣服を賤視し、猛獸の如く匍匐して己れの亂髪より  
 外は身體を蔽ふものあきあり、又メンポタミヤ及びシリヤの一部分に  
 於て「グレーザー」と稱する一種の宗徒あり、曾て家屋の中に住するにあ

く曾て肉若くは麵包を食ふとあき、一生涯山際に生命を送り草を食ふ  
 と家畜に異あらざるあり、アゼンス府のセント、マルン氏は三十年間裸  
 體にて沙漠の中に住せしが、毛髮其身體を蔽ひて猛獸の如くあれり、其  
 他身體の清潔あるは精神の汚穢ある證ありとして身體を洗はざるも  
 のゝ如きは枚擧に違わらず、中には六十年間も身體を洗はざるものも  
 あり、セント、シメオン、スチライツ氏は繩を以て身を纏ひしが、其繩深く  
 肉中に没し、遂に肉身を腐蝕し、惡臭起り、蝨蟲生じ、氏が身體を動かす毎  
 に其蟲下に落來り、氏の寢牀を填充せり、氏繼續的に三柱を造れるが、其  
 一は高さ六十尺にして周圍三尺六寸あり、氏其上に立ち迅速に首を足  
 まで下げて禮拜し、三十年間其状態を維持せり、觀者氏が禮拜するを數  
 へしに二千二百四十四回にして疲れて繼續するを能はざりき、セント、  
 シメオン氏は一年間一脚にて立ちたりしに、他の一脚は恐ろしく膿を  
 醸し、蟲夥しく生じたり、氏の傳を記せるものは其蟲の落つるを拾ひ復

た其疵口に入れたり、然るに氏曰く「神の與へたるものを食へ」と、是等苦行者は極端の克己を爲すものあり、然れども其國家の安危も、家族の禍福も皆放棄して偏に己れの精神を未來に救はんを企圖するものあれば、ハルトマン氏が言へる如く、徹頭徹尾自利的あり、我邦の耶蘇教徒の如きは固より嗤笑すべき苦行を爲すものにあらず、然れども彼等動もすれば言ふ、耶蘇教に化すれば神靈ある生命を得と、其意は耶蘇教徒にあらざるものは、如何ある宗徒も如何ある學者も、皆神靈ある生命を有せず、寧ろ禽獸か木石の如き存在に過ぎずと云ふにあり、是れ豈に甚しき自利的の見解あらざるや、且つ思へ、禽獸にせよ、草木にせよ、一箇の原子にせよ、皆神靈あるものあり、關尹子曰く「無一物非天、無一物非命、無一物非神、無一物非玄、既如此、人豈不然、人皆可曰天、人皆可曰神、一字篇と、然るに自己と信教を異にせる一切の人類を擧げて盡く、神靈ある生命を有せざるものと見做すは、抑又謬見の甚しきものと謂ふべきあり、

上來論述せるが如く、耶蘇教の東洋の教に異なる要點は四種あり、第一、國家を主とせず、第二、忠孝を重んぜず、第三、重きを出世間に置いて世間を輕んず、第四、其博愛は墨子の兼愛の如く、無差別的の愛あり、然るに耶蘇教徒或は云ふ、是等區別の點は佛教にも存せり、何んぞ獨り耶蘇教のみに就いて論ずべけんやと、然るに佛教にては國家及び忠孝に關する教ありて、耶蘇教と同日の談にあらず、仁王經の護國品の如きは即ち護國の教を記するものあり、金光明最勝王經の正法正論品も亦王法治國の要を説くものあり、佛爲優填王說王法政論經及び佛爲勝光天子說王法經の如きは専ら王法を論ずるものあり、王法經に云く「佛告大王、王如父母愛念無差、國人如子並懷忠孝、復次大王爲天子者、情懷思怨、薄爲賦歛、省其徭役、設官分職、不務繁多、黜涉惡人、賞進賢善、不忠良者當速遠離、順古聖王、勿行刑戮」と、又諫王經に云く「王治當以正法、無失節度、常以慈心養育人民、當受忠臣剛直之諫、無以讒言殘賤民命、爲法之法、當宜宣聖道教

〔民爲善〕と、佛教本と出世間的の教みれども、世間上の事に關する教も亦備はれり、右の外須大拏經、前世轉經、涅槃經、華嚴經、法句譬喻經等にも王法治國の教あり、然れども君父の恩を論ずるは大乗本生心地觀經報恩品を以て最も切ありとす、其文に云く、

國王恩者、福德最勝、雖生人間、得自在故、三十三天諸天子等、恒與其力、常護持故、於其國界、山河大地、盡大海際、屬于國王、一人福德、勝過一切衆生、福故、是大聖王、以正法化、能使衆生悉皆安樂、譬如世間一切堂殿柱爲根本、人民豐樂、王爲根本、依王有故、亦如梵王能生萬物、聖王能生治國之法、利衆生故、如日天子能照世間、聖王亦能觀察天下、人安樂故、王失正治、人無所依、若以正化、八大恐怖、不入其國、所謂佗國侵逼、自界叛逆、惡鬼疾病、國土飢饉、非時風雨、過時風雨、日月薄蝕、星宿變怪、人王正化、利益人民、如是八難、不能侵故、譬如長者唯有一子、愛念無比、憐愍饒益、常與安樂、晝夜不捨、國大聖王亦復如是、等示群生、如同一子、擁護之心、晝夜無捨、如是人

王、令修十善、名福德王、若不令修、名非福主、所以者何、若王國內、一人修善、其所作福、皆爲七分、造善之人、得其五分、於彼國王、常獲二分、善因、王修同福利故、造十惡業、亦復如是、同其事故、一切國內、田地園林、所生之物、皆爲七分、亦復如是、若有人王、成就正見、如法化世、名爲天主、以天善法、化世間故、諸天善神、及護世王、常來加護、守王宮故、雖處人間、修行天業、賞罰之心、無偏黨故、一切聖王法、皆如是、如是聖主、名正法王、以是因緣、成就十德、一名能照、以智慧眼、照世間故、二名莊嚴、以大福智、莊嚴國故、三名與樂、以大安樂、與人民故、四名伏怨、一切怨敵、自然伏故、五名離怖、能卻八難、離恐怖故、六名住賢、集諸賢人、評國事故、七名法本、萬姓安住、依國王故、八名持世、以天法、持世間故、九名業主、善惡諸業、屬國王故、十名人主、一切人民、王爲主故、一切國王、以先世福、成就如是十種勝德、大梵天王、及忉利天、常助人王、受勝妙樂、諸羅刹王、及諸神等、雖不現身、潛來衛護、王乃眷屬、王見人民、造諸不善、不能制止、諸天神等、悉皆遠離、若見修善、歡喜



讚歎、盡皆唱言我之聖王、龍天喜悅、澍甘露雨、五穀成熟、人民豐樂、若不親近諸惡人等、普利世間、咸從正化、如意寶珠、必現王國、於王隣國、咸來歸服、人與非人、無不稱歎、若有惡人、於王國內、而生逆心、於須臾頃、如是之人、福自衰滅、命終當墮地獄之中、經歷畜生、備受諸苦、所以者何、由於聖王不知恩故、起諸惡逆、得如是報、若有人民、能行善心、敬輔仁王、尊重如佛、是人現世安穩豐樂、有所願求、無不稱心、所以者何、一切國王、於過去時、曾受如來清淨禁戒、常爲人王、安穩快樂、以是因緣、違順果報、皆如響應、聖王恩德、廣大如是、

又父母の恩を論じて云く、

父母恩者、父有慈恩、母有悲恩、母悲恩者、若我住世、於一劫中、說不能盡、云云、世間悲母、念子無比、恩及未形、始自受胎、經於十月、行住坐臥、受諸苦惱、非口所宣、雖得欲樂、飲食衣服、而不生愛愛念之心、恒無休息、但自思惟、將欲生產、漸受諸苦、晝夜愁惱、若產難時、如百千刀、競來屠割、遂致無常、若無

苦惱、諸親眷屬、喜樂無盡、猶如貧女、得如意珠、其子發聲、如聞音樂、以母胸臆而爲寢處、左右膝上、常爲遊履、於胸臆中、出甘露泉、長養之恩、彌於普天、憐愍之德、廣大無比、世間所高、莫過山岳、悲母之恩、逾於須彌、世間之重、大地爲先、悲母之恩、亦過於彼、若有男女、背恩不順、令其父母、生怨念心、母發惡言、子卽隨墮、或在地獄、餓鬼畜生、世間之疾、莫過猛風、怨念之微、復速於彼、一切如來、金剛天等、及五通僊、不能救護、若善男子、善女人、依悲母教、承順無違、諸天護念、福樂無盡、如是男女、即名尊貴、天人種類、或是菩薩、爲度衆生、現爲男女、饒益父母、若善男子、善女人、爲報母恩、經於一劫、每日三時、割自身肉、以養父母、而未能報一日之恩、所以者何、一切男女、處于胎中、口吮乳根、飲噉母血、及出胎已、幼稚之前、所飲母乳、百八十斛、母得上味、皆與其子、珍妙衣服、亦復如是、愚癡鄙陋、情愛無二、昔有女人、遠遊佗國、抱所生子、渡伽河、其水暴漲、力不能前、愛念不捨、母子俱沒、以是慈心、善根力故、即得上生、色究竟天、作大梵王、以是因緣、母有十德、一名大地、於母胎中、爲

所依故、二名能生、經歷衆苦、而能生故、三名能正、恒以母手、理五根故、四名養育、隨四時宜、能長養故、五名智者、能以方便、生智慧故、六名莊嚴、以妙瓔珞、而嚴飾故、七名安穩、以母懷抱、爲止息故、八名教授、善巧方便、導引子故、九名教誡、以善言辭、離衆惡故、十名與業、能以家業、付囑子故、善男子於諸世間、何者最富、何者最貧、悲母在堂、名之爲富、悲母不在、名之爲貧、悲母在時、名爲日中、悲母死時、名爲日沒、悲母在時、名爲月明、悲母亡時、名爲闇夜、是故汝等、勤加修習、孝養父母、若人供佛、福等無異、應當如是、報父母恩、忠孝の教は佛教にありては此の如く詳密あり、豈に耶蘇教の比あらんや、其他忠孝の教は維摩經、法華經、大集經、正法念經、雜寶藏經、孟蘭盆經、四天王經、報恩經、不思議境界經、毗奈耶律、彌沙塞律等に散見す、梵網經、述記上卷に云く「孝順父母師僧王寶、孝順至道之法、孝名爲戒、亦名制止」と、單に孝道のみを論ずるものには、孝子經、父母恩難報經、父母恩重經并に宋の明教大師の孝論等あり、就中孝子經の如きは、孝道を論ずると最も切あ

りどす、佛教には此の如き教あるを以て先祖崇拜の盛ある我邦に適合するを得たり、

又耶蘇教に據れば神の下にありては人類は一切平等にして男女も尊卑の別あるとあし、要するに、社會平等主義あり、然るに日本支那にては古來男尊女卑の風俗を有し、學者も亦之れを唱道せり、我邦男尊女卑の古俗は陰陽二神に關する神話によりて之れを證すべく、又支那にては易の繫辭に「天尊地卑、乾坤定矣、云云、乾道成男、坤道成女」とありて男尊女卑は孔子の唱道する所に係る、然るに男尊女卑の語は、始めて列子の天瑞篇に見ゆ、其文に云く「男女之別、男尊女卑、故以男爲貴」と、其他莊子の天道篇にも男尊女卑の説を載す、又淮南子齊俗訓に「帝顓頊之法、婦人不辟、男子於路者、拂之於四達之衢」とあり、是れ其極端の例證あらん、男尊女卑の是非如何は姑く之れを置き、其和漢古來の風俗たりしと復た疑あきあり、然るに佛教にも亦男尊女卑の教あり、釋迦は本と一切平等の教を立

て、婆羅門、刹利、毘舍、首陀の四姓の別を殄滅するを試みたりと雖も、男女を以て同等とせしにあらざり、即ち其比丘比丘尼を區別して比丘尼を以て比丘より劣等あるものとせしが如きは是れあり、此事はオルデンベ  
ルヒ氏も亦其佛教論中に詳論せり、佛教にありては戒律の數、男は二百五十戒、女は五百戒にて其數倍加せり、是れ豈に男女を同等と見做すものあらんや、又法華經提婆達多品に云く、女身垢穢、非是法器、云何能得無上菩提、云云、又女人身猶有五障、一者、不得作梵天王、二者、帝釋、三者、魔王、四者、轉輪聖王、五者、佛身、云何女身速得成佛、と、佛教には此の如く男尊女卑の説あり、是れ亦佛教の能く我邦に同化し得たる一原因あり、  
佛教は本と婆羅門教と同じく萬有神教の性質を有するものなれども、後世は多神教の如くあり、諸佛の數、其幾千萬あるを知らず、故に我邦の古代の神話と調和するを得たり、殊に其中相互に類似せる神佛あるが爲め、兩部習合も起り、本地垂迹の説も出で、遂に能く同化の効を奏

するを得たり、然れども耶蘇教は唯一神教あるも、佛教の如く、能く我邦に同化し得んと頗る疑ふべきあり、但、佛教に取りては耶蘇教を己れに養ひ取るを出來ざるにあらざり、已に婆羅門教は基督を以て毗溼奴の化生とし、名づけて訖利溼那と云へり、ウーベル氏に據れば、訖利溼那の名も基督の名より得來たるものあらん、佛教者も婆羅門教徒の如く、基督を以て或は觀音、或は勢至、或は藥師の化身と唱道するを得べし、又久米邦武氏の祭天の古俗は服部天遊に倣ひ、天照大神と耶蘇の神とを合一せんとして敗北せるものあり、是れ亦方法如何によりては出來得べからざるにあらざり、已に行基法師の如く毗盧遮那佛と天照大神を合一せしものあるを以て知るべきあり、然れども耶蘇教徒の方より、合一を試むる……或る程度までは出來得べきも……最も難事とするあり、  
佛教の始めて日本に入る時は、佛教に匹敵すべき哲理的の宗教は勿論之れなく、漢學は已に之れあるも、未だ盛に起らず、是を以て高妙の哲理を

好むもの、出世間的の思想あるもの、無常の觀念あるもの等之れを喜び、佛教は賤々乎として東漸せり、然れども今日耶蘇教の我邦に入るは、其事情大に佛教東漸の時に異なり、佛教は哲理的の宗教にして耶蘇教より一層高尙あるものあり、耶蘇教は俗耳に入り易しと雖も、又甚だ膚淺あるものあり、且つ耶蘇教にあるにして佛教にあきとは殆んど之れあらずるべく、又假令ひ佛教に無しとするも、其不足は儒教若くは其他東洋の哲學派に於て見出だすを得べきあり、耶蘇教徒動もすれば云ふ、路加傳第六章第卅一節に「爾欲人施諸己者、亦如是施諸人」とあるは、孔子の「己所不欲、勿施於人」(顔淵篇)と云へるに勝ると、甚しきは耶蘇の言を以て金則とし、孔子の言を以て銀則として、優劣の差等を付せり、耶蘇の言も孔子の言も共に實行上の法則として甚だ裨益多かるべきは固より論みさあり、然れども耶蘇の言は尙ほ頗る制限を要す、何んとあれば、人は必ずしも不正ある施を欲するをあしとせざればあり、孔子の言は

反面的の教あれども危き所はあかるべきあり、其他耶蘇教の東洋古來の宗教及び哲學に優れる所あるを發見するに困むあり、然かのみならず、耶蘇教は西洋にても己に陳腐に屬し、最早今日に適せざるものどあり、故に今日尙ほ耶蘇教を主張するものは守舊の甚しきものあり、然るに我邦にありても哲學科學等の如く耶蘇教と相背馳せる學術旺盛然として起れるが故に耶蘇教は決して佛教東漸の如く容易に我邦に蔓延すべしと思はれざるあり、耶蘇教徒はかもへらく、耶蘇教は西洋にすら蔓延せり、豈に遂に我邦に蔓延せざるをあらんやと、是れ全く古今の事情の大に相異なるを知らざるより起る謬見あり、耶蘇教の西洋に蔓延せし時は、高尙ある宗教は絶て無かりき、故に能く普通人民の望に應ずるを得たり、又當時にありては未だ今日の如き科學あざりき、故に其神話も一旦は廣く傳播するを得たり、然れども我邦今日の情狀は大に之れと異なるものあるが故に再び西洋古代の歴史を繰返さば

るべきあり、

余は斯く論之來れども耶蘇教は拒絶すべし殄滅すべしと主張するにあらず、若し耶蘇教徒が我邦の國家主義に反せず、出來得べき丈、東洋の風俗に同化し、専ら個人的倫理を維持するを務めば、豈に我邦を利するものありとせんや、然れども若し其非國家主義を斷行し、民心の統合一致を破壊せば、其我邦に不利あると亦甚しと謂ふべきあり、ルーソー氏耶蘇教徒の眞意を述べて曰く、「全体此の苦難の谷(即ち世界)に於て自由あるも、奴隸あるも、其れに拘はらず、重要あるは、天堂に入るをあり、然かのみならず、謙退抑損は唯、之れが爲あり」と、誠に名論となす、レッケー氏耶蘇教徒が曾て羅馬帝國にありて非國家主義を斷行せしを論じて曰く、

耶蘇教が愛國の情に於ける關係は始めより甚だ不幸ありき、耶蘇教徒は明瞭ある理由により、ユデアの國民的精神と相離れ、又尙ほ殘れ

る羅馬の愛國心と相反せり、羅馬は彼等に取りて反耶蘇教徒の權勢ある故之れが轉覆は千年統治に必然ある前曲あり、彼等は羅馬の速に滅亡せんを期し、其精神に反して不法の團體を組織し、過去を裝飾したる英雄の運命を絶望的よりも一層惡しく追想し、愛國心の記號及び發現たる國民的觀物に與かるを斷然拒絶せり、一切の叛逆には容易に與みするが如きとは無かりしも、彼等の情操を隱蔽するに少く、彼等の教は全く衆庶を出來得べき丈、公共生活の事業及び熱望より引離し去るにありたり、彼等は一時國家の事より己れに無關係あるものはしと揚言誇稱せり、彼等は兵器を取るの權を甚だ疑はしきものと思惟し、一切兵隊の特質として殊に美あるもの、即ち一切自尊的并に有望的の性質を著しく非耶蘇的ありと見做せり、彼等の住所と利益は他世界にあり、彼等は羅馬が己に耶蘇教國とありたる後も、如何ある法律の下に住するも、其れは全く無關的ありと公然之れ

を言へり、克己主義は其運動の最上點にして全耶蘇教國の熱望を索  
 莫ある生命に引着け、一切の愛國心を極端的絶對的に拒絶するを以  
 て高尚ある理想とし、羅馬帝國滅亡の一原因とありしを疑ふきあり、  
 若し嚴に耶蘇教の教旨を實行せば、我邦は羅馬の覆轍を履むの恐ありし  
 とせず、我邦人の猛省すべき所實に此にあり、メスリエル氏おもへらく、  
 若し嚴に耶蘇の教旨を斷行せば、國民の零落を來たし、一切社會の關係  
 を破壊すべし、何んとあれば、總べて地上の目的を遂ぐるとは、耶蘇教の  
 精神的幸福に反すればありと、此事はビュヒネル氏の「勢力及び物質」と  
 題せる書の第五百十頁に出づ、知るべし、耶蘇教の非國家主義あること、  
 余一人の説にあらざるを、マチトス氏曰く「國家は統合一致を爲し、唯一  
 の精神を以て支配すべし」と、國の統合一致を破壊するものは皆危険な  
 る元素ありと謂ふべきあり、

宗教は俗人の哲學、哲學は學者の宗教、俗人の絶えざる間は宗教も迹を

絶たざるべく、殊に高尚ある哲學、科學等を解する能はざるもの及び婦女  
 子等に取りては耶蘇教は其効あきにあらず、然れども耶蘇教は智識の  
 開發に従ひて其勢力を失ふとは復た疑ふきあり、殊に哲學盛れば、宗  
 教衰へ、宗教盛れば、哲學衰ふと古今同一轍に出づるが如し、シヨッペン  
 ハワー氏曰く「神學と哲學は同一の秤の兩端の皿の如く、其一が益々揚  
 れば、其他は益々降るものあり」と、又曰く「一切現存せる宗教は即ち哲學に  
 屬せる帝位を奪へるものに外ならず」と、哲學と宗教とは並立し難きも  
 のあり、但し哲學は如何ある人にも普及し難きものあれば、宗教の生命  
 も亦隨分久しく存すべく、方法如何によりては人を益するを少からざ  
 るべし、然れども宗教は兒童教育に適するものにあらず、兒童は未だ宗  
 教の何たるか、如何ある宗教を撰ぶべきかを知らざるが故、此時早已に  
 一種の宗教を教込むは、其信教自由を害するものなり、必ず其成長して  
 充分の理解力を有するに及んで其撰擇に任すべきあり、ペヌマロッチ

氏曰く「憐愛、信任、感謝の感情及び敏速なる服従は、余が之れを神に應用する前に當りて先づ我中に發達せしめざるべからず、神を愛し、神に謝し、神に信任し、及び神に服従する方向に達せん前に、先づ人に信任せざるべからず、人に服従せざるべからず、現に見る所の兄弟を愛せざるも、のが如何んして見ざる所の天上の父を愛するを得んや」と、幼稚あるものに宗教を教込むの弊は經驗ある教育家の痛論する所あり、終りに臨んで尙ほ一言すべきをあり、我邦の耶蘇教徒は余が此論を以て他山の石と見做すべきに、却て人身攻撃を爲し、宗教家の用ふべからざる言句を用ひ、得意然たるものゝ如し、耶蘇云はずや「敵爾者愛之、詛爾者祝之、憾爾者善祝之、虐遇爾迫害爾者、爾爲之祈禱」と、我邦の耶蘇教徒は能く此教を守れるか、余は唯「國家的教育的の問題を解釋せるに、彼等が唯、個人的、人身的の攻撃を爲すは、卑怯にあらざるか、是れ其誠實ある論辨によりて是非を争ふの力なきが故に、其攻撃の點を變ふればあり、

Lombroso  
Genie and Insanity

換言すれば、其個人的、人身的の攻撃を爲すは、其是非の争に敗北したるの證にして、其結果たるや、全く國家的教育的の問題を忘れたり、若し彼等にして正々堂々と學説の是非如何を論ぜば、相互に裨補する所あらん、然れども余に適當せざる罵詈は風の聲水の音、少しも余をして痛癢を感せしめず、唯、其人の陋醜あるを憐む而已、ロムプロソ氏に據れば癡狂は最も宗教者に多し、頑迷の極まる所、眞理も人情も辨へざる至るものあり、麻奴の法典第二章第六十二節に云く「婆羅門は常に尊敬を以て毒の如くに畏れ、常に輕侮を甘露の如くに欲しべし」と、余は耶蘇教徒の讒誣に遇ふ毎に、此言を追想して自ら慰藉するを得、若し「外如羊、内實殘狼」(馬太傳第七章第十五節)にして徒に罵詈を極むるものあらば、是れ公然其眞正の耶蘇教信者にあらざるを表白して且つ自論自駁を爲すものあり、固より一々辯駁するに足らず、大鷲は高く飛んで蚊蠅を捕へざるあり、

教育と宗教の衝突終

附録第一

寄開發社書

拜啓陳者本年一月以來小生の「教育と宗教の衝突」と題せる文貴社雜誌に御掲載被下難有奉存候然るに右は餘り長文と相成申候故全文を寄送不仕爲めに讀者の中誤解せらるゝ人無之とも難申候間一寸數言左に辨明可仕候

若し讀者が唯是れ迄記載せる部分のみによりて判斷を下ださば或は甚しき誤謬を免れざるをあるべし余は該文の末に詳に佛教東漸と耶蘇教の傳播と大に相異なるものあるを辨明せんとするものあり是等の事は單に個人の思惟する而已にては確實ならず必ず歴史的事實によりて證明するを要するあり抑歴史的事實は古今相類するとはあり然れども同一の事を繰返すとは無きものあり佛教東漸のときは我邦に佛教より高尚ある教なく又儒教の已に之れあれど



も、出世間上の教殆んど之れあき故に佛教は其之れに抵抗するものあるに拘はらず、駭々乎として入り來れり、然れども今日にありては己に佛教のあるあり、耶蘇教如何に我邦に傳播せんとするも、決して當時佛教の東漸と相比すべきにあらず、又佛教には詳密ある忠孝の教あり、忠孝を論ずると大乘本生心地觀經を以て最も切ありとす、單に孝道を論ずるものは、佛說孝子經、佛說父母恩難報經、佛說父母恩重經並に契嵩の孝論等ありて甚だ備はれり、其他維摩經、法華經、正法念處經等にも忠孝の事散見し、決して耶蘇教の比にあらず、耶蘇が多く忠孝を説かざるは其之れを重んぜざるが爲めに出づるあり、余は詳細に是等の事を該文の末に論ずべきあり、又近來科學の著しく進歩するに従ひ、迷信を打破し、耶蘇教は之れが爲めに消滅の途に就けり、己に科學を講ずる我邦には耶蘇を誘引するを極めて難く、決して佛教の始めて我邦に入るときに比にあらざるあり、佛教は本と萬有

神教あれども後世に及んでは多神教の姿をみせり、然るに我邦古代の宗教も多神教にして兩者の中互に相類似せるもの多かりしゆゑ、兩部習合も起り、本地垂迹の説も出で、佛教は漸次に同化するを得たり、然れども耶蘇教は是等の性質を缺くが故に我邦に同化する最も困難あり、然れども我邦に同化して忠孝の教を養ひ取らんとするの傾向あるは、余の甚だ奨励せんとする所あり、佛教神道等亦迷信あきにあらず、然れども余は今單に耶蘇教に関する問題を解釋せんを要するが故に他を言はず、若し佛教神道をも併せて論ぜば、蓋し亦際限あかるべきあり、余は耶蘇經文中に高尚ある教あるを否定せず、又耶蘇教徒中に有徳の人あることをも決して否定せず、然れども余が曾て教育時論の記者に耶蘇教と勅語の旨意と相同じからざるものあるを言ひしに、耶蘇教徒中に兩者少しも相異なるをあきが如くに論辯し、往々人身

攻撃をあすものありしが故に遂に大に余が意見を詳述せざるを得ざる場合とあり、余の目的は勅語の旨意と耶蘇教は其歴史的發達を異にせるを證明せんとするにあり、其時ありて迷信を排斥するは是れ余が褊狹ある迷信界を脱却して無限の自由思想界にあるに由るあり、余は釋迦も耶蘇も孔子もソクラートも皆古の聖人として均しく之れを尙ぶ、然れども我邦の耶蘇教徒が強辯以て歴史的事實を蔽はんとするは余の非とする所あり、是故に余は學者の義務として之れを辯明するに至れるあり、耶蘇教徒或は云ふ、余が新聞雜誌より引用せる不敬事件の類は、虚聞に類するもの多しと、是れ亦憑證あくして言ふべきとにあらざらず、然れども他の例によりて之れを考ふれば、新聞雜誌の報道或は虚聞に屬する事あるが故に余が引用せる例證中一二の虚聞之れあしども斷言し難し、然れども夥多の例證盡く根據あきものにあらざるあり、且つ又耶蘇教徒の數、佛教徒より迴に少

きに、不敬事件は迴に多きとにも注意せざるべからざるあり、何づれにしても未だ余が文の全篇を讀了せずして大早計に判斷を下ださば、龜の頭を見て直ちに蛇ありと誤認するが如きとあしとせざるべきあり、

此書、狀何卒後號に御掲載被成下度奉希候草々不備

二月二十八日

井 上 哲 次 郎

開發社御中

附 録 第 二

再 寄 開 發 社 書

拜啓齋きに小生の「教育と宗教の衝突」と題せる論文貴社雑誌に御掲載有之候てより以來種々批評を試みる人も有之候處中には随分誤解も御座候間左に其要點のみ極簡単に陳述可仕候

余は教育と宗教の衝突を論ずるに當りて全く國家的、社會的、公共的の問題を解釋するを目的としたり、其中雜誌新聞等に出でたる事項を引用したれども、固より個人の私言私行を評論せんが爲めにあらず、問題解釋上之れを引用するの必要ありしによる而已然るに反對論者は間、國家的、社會的、公共的の問題を離れ、主として私人的、人身的、狙撃的の辯難を爲せり、是等の事は當に學術の境界を離るゝ而已ならず、又之れを爭論するも毫も益あかるべきあり、又中には一私人に對し、宗教家の自ら吐づべき誹謗を爲すものあり、是等は自ら其是非

の争に敗北したるを自白するものと見做すを得べし、何んとみれば、彼等は耶蘇教即ち國家主義ありと證明することは出來ざるが故に人身攻撃によりて其弱點を償はんとすればあり、耶蘇云はずや、敵爾者愛之と、彼等は能く耶蘇の教を守れるか、若し眞理と人情を顧みず、愈、人身攻撃を爲さば、愈、自ら其眞正の耶蘇信者にあらざるを證するものあり、異説を述ぶるものを以て他山の石と見做すを能はざるは、偏固の甚しきものあり、

又余が種々新聞雜誌より引用したる材料の不確を言ふものあり、余も是等のことが盡く事實あるべしとは思はず、故に前回の書狀中に「余が引用せる例證中一二の虚聞之れあしども斷言し難し」と云へり、然れども又反對の極端に走りて盡く虚聞ありとは謂ひ難かるべし、中學校の不敬事件が尊敬事件にてありしとは、少し信じ難きが如し、然れども余は決して故意に事實を曲げるが如きものにあらず、余が

引用せる例證中果して事實にあらざるものあらば、其相違せる點だけは、欣然改正すべきあり、

耶蘇教徒或は云ふ、敎語の實行は敎語に關する儀式よりも重しと、是れ固より余の同意する所にして、余は少しも之れに反するものにあらず、勿論如何ある人も完全無缺あるにあらざるが故に、些の弱點ありしとせず、孔子曰く「若聖與仁、即吾豈敢」と、耶蘇亦曰く「爾何爲以善稱我乎、於神而外、無一善者」と、孔子耶蘇の如き聖人すら此の如く言へり、羅甸の諺に曰く「過失あくして生れ來るものはあらず」と、眞に然り、然るに耶蘇教徒は自ら敎語の精神を以て貫徹せられたるものと思惟するか、果して完全無缺にして些の弱點あきか、余は本と國家的、社會的、公共的の問題を解釋するを目的としたるに、彼等が之れを離れて人身攻撃を爲すは、其眼中國家あきの證あり、余は或る耶蘇教徒と同じく、敎語の實行を重しとす、則ち國家主義は日本の自主獨立に必要に

して、其後來の繁榮は此れに由りて希望すべきあり、然れども儀式は總べて顧慮するに足らずと云ふは、余の大に非とする所あり、妄に古來の習慣を破壊し、秩序を妨害するは、余其是るを知らざるあり、憲法第二十八條に據るに、日本臣民として安寧秩序の妨くべからざるを論みきあり、若し儀式は一切取るに足らずとせば、國祭日も、議會開閉の節も、皆儀式を廢せざるべからず、然かのみならず、婚姻式も、葬式も、「クリスマス」の儀式も、耶蘇會堂の儀式も、即ち祈禱式も、洗禮式も、又辭誼握手、脱帽、即ち一切の禮式も、皆廢するを要す、宴會の席にありても、唯、飲食する而已にて、少しも禮式を要せざるべし、或る耶蘇教徒の理想は此の如くにして始めて達し得らるべきあり、彼等は儀式も亦實行の一に屬するを忘れたり、然かのみならず、儀式は取るに足らずと言ひながら、猶ほ敬禮は爲すべしと謂ふは、自家撞着のみ、或は又敬禮と崇拜は全く相異なるが如くに見做すものあり、此兩者

は固より辨別するを得、然れども其精神は同一あり、人類相互に辭誼するは崇拜の簡略あるものあり、奴僕が主人の憐みを請ひて恭敬を盡くすは崇拜の至れるものあり、此主人を尊敬するの精神を神に移さば即ち宗教的崇拜とある、是れ神を人の如く見做す所より起るものあり、

余は耶蘇教の非國家主義あるを云へども、耶蘇教は如何ある點に於ても非ありと云ふにわらず、聖書中には人を裨益すべき名言少しとせず、其個人的倫理を維持するに於ては効ありとせざるあり、又耶蘇教徒中には誠實ある善人も多々之れあり、余は決して是等の事實を蔽ふ者にわらず、但、耶蘇教は非國家主義ある也、今より以後此弊を除き、出來得べき丈、我邦の習慣に同化するを希望するものあり、然れども其非國家主義を斷行し、民心の統合一致を破壊せば、其我邦に不利あると亦甚しと謂ふべきあり、云云、

耶蘇教徒或は云ふ、若し新聞雜誌の報道に據りて論城を築かば、耶蘇教徒以外のものと雖も、非國家的反教語的の事ありとせずと、彼等は此の如く論じ來りて頗る個人的復讎に類する辯を弄すれども、此事は姑く之れを置き、彼等は二種の相異なる事情を混同せり、國家の事は顧慮するに足らずと云ふ主義を抱いて之れを實行すると、主義は是るも諤りて之れに反するをあるは同一に見做すべきにわらず、何んぞあれば、全く其動機を異にすればあり、誤りて己れの主義に反するものは又心を悛めて本位に反るを得べけれども、若し己れの主義にして非國家的ならば、之れを實行する程危険を覺ゆべきあり、彼等は口を開けば實踐躬行と云ふ、實踐躬行固より善し、然れども非國家主義の實踐躬行は徒に我邦を戕賊するのみ、

耶蘇教徒或は余が何にか別に爲めにする所ありて、教育と宗教の衝突を論じたるが如くに云へり、是れ全く證據なきの言、固より辯ずる

に足らざるあり、

然るに彼等或はスペンサー氏の言を擧げて余に辯解を求む、余はスペンサー氏とは一面識もあり、又其書中の論は往々引用するともあり、然れども余はスペンサー氏の辯護人にあらず、豈に一々スペンサー氏の言を辯釋するに暇あらんや、然れども彼等がスペンサー氏の言を擧げたるは別に旨意の存するあり、何んぞや、此れに由りて服従の害を示さんと欲するあり、余も亦極端の服従の害多きを知る、然れども少しも服従の元素あければ、社會は決して成立つと能はず、スペンサー氏も國法に服従し、慣習に逆はず、未だ不敬事件を演せしとあらざるあり、服従全く非あるか、人性的の神に服従するとも亦非あるべきあり、若し充分に耶蘇の教旨を守らは全く精神上の奴隸とあり、智識は其時より進むと能はざるあり、然かのみならず、服従は耶蘇自ら之れを爲せり、路加傳第二章第五十一節に耶蘇の父母に服従せし

とを記して云く、耶蘇偕之、歸拿撒勒、而承順之、と、承順は服従あり、又耶蘇は羅馬に税を納むべしと云ひて服従の意を表はせり、ルナン氏耶蘇の事を記して曰く、コロニートの不羈的且つ無政的主義は其主義にあらず、其既定の權勢に對せる服従は形式上完全ありとす、と、保羅及び彼得も亦服従の要を言へり、又思へ、東洋古來の聖賢は孔孟を始めとし、後の程朱及び我邦の諸先輩に至るまで皆服従主義を教へたり、然れども彼等は決して鄙劣ある精神を有したるにあらざるあり、耶蘇教徒又云ふ、我邦に行はるゝ西洋書中にも、非國家的の言あきにあらずと、是れ固より余の知る所、然れども是等は又全く別問題に屬し、同時に辯明するの要あきものあり、假令ひ國家に害あるが如き書類にしても學術的に講究するは格別あり、其害ある所を捨て、其益ある所を撰ぶとも出來ざるにあらず、彼れ是れ相異なるを同一視すべきにあらざるなり、

或る耶蘇教徒は亦一疑問を設けて曰く、若し耶蘇教が國家的にあらざるが故に國家に不利あるものありと云はと、哲學科學も亦不利あらん、何んといふれば、是等も國家的にあらざればありと、是れ亦全く相異なるものを同一の如くに見做すより起れる謬見なり、哲學にては其組織如何によりては共同愛國を以て一種の倫理と論定するを得べく、又科學は宗教の如く、直接に世道人心に關するものにあらざるあり、愛國心は國家を繼續するに必要ありと雖も、之れが爲めに外國人を敵視すべしと云ふべきにあらざり、外國人を厚遇するは國民の美俗と稱すべきあり、

耶蘇教徒或はおもへらく、世の輕薄に赴き、禮儀地を拂ふを以て耶蘇教徒の罪に歸せんとするものありと、此の如きものあるは、余の未だ聞及ばざる所あり、耶蘇教徒中に自家の効を過大に誇稱するものありたるゆゑ、余は其如何はと我邦の風俗を改良し得たるかと云ひた

るのみ、余は、耶蘇教徒が余の主義を誤解せざらんを希望して已まざるあり、

或は又余が論文中自國の教權を引用したりとて訾毀するものあり、是れ亦全く此問題の何たるを知らざるに坐するのみ、余が該文を草したるは本と時論記者の間に始まり、勅語の主意と耶蘇教の異同如何を明かにするにあり、勅語の文を引用せざれば、如何して其異同を明かにするを得ん、勅語は一時局處に行はるゝ教權と謂ふと雖も、其實我邦古來の普通倫理を記せるものあれば、其主義の耶蘇教と衝突せるは、東洋主義と西洋主義の衝突と見做すを得べきあり、然れども余が論文は固より時事の問題を解釋するものにて、余が哲學組織を述ぶるものにあらざり、即ち余が學問の枝葉に過ぎざるあり、唯、枝葉を見て豈に全體を論ずるを得んや、云云、嘗てソクラテース氏を訾るものあり、人之れを氏に告ぐ、氏曰く、否、彼れの言ふ所は余に適せずと、余

も亦他人が余に適せざる訾毀を爲す時は、耳邊の蚊聲と一般、毫も心に懸るをみかるべきあり、

右何卒次回の雜誌に御掲載被下度候勿々不具

三月二十日

井上哲次郎

附録第三

雜説十則

人の幼稚あるや、自主獨立の力あくして、専ら父母若くは他の長老に依りて生長するを得、智識上に於ても亦此の如く、腦力の孱弱あるものは、偏に他力を頼み、却て自力の他力に勝るを知らざるあり、宗教的信仰を脱却するを能はざるものは、兒童の未だ母乳を廢するを能はざるが如く、其自力の不足を表白するものあり、若し初めより一種の宗教を固執し、唯、其既定的のもの而已を根據として、曾て其正邪如何を問はず、總べて之れに異なる主義の出づるあれば、必ず之れに對して辯護せざるべからずと預定するは、已に其位置を誤まれり、眞理を求むるものは先づ各種の宗教を研究して、後其歸する所を定めざるべからず、是れ固より各自の成し得べきとにあらざると雖も、苟も教學を以て自ら任ずるものは、此方針を取るを要するあり、若し夫れ然らずして、強いて辯護すれ



ば諛辭も出で、遁辭も出づ。孟子曰く「古之君子、過則改之、今之君子、過則順之」云云。今之君子、豈徒須之、又從而爲之辭」と、今日の宗教社會には、從而爲之辭のもの、果して其幾千百人あるを知らざるあり、

人の論文を批評せんと欲せば、先づ其完結するを羨つべきあり、何んども、あれば、文辭結撰の法、初め言はずして後に言ふべきとあり、初め言へるも、後に之れを制限すべきとあるが爲めに、前後の照應連絡如何を見るの要あればあり、人の未だ其論文を卒へざるに之れを駁撃するは、恰も兩個の力士が土俵の上に儼然相對して後始めて格闘すべきに、一個の力士が他の未だ準備せざるに逸早く之れを挑むが如く、甚だ卑怯あり、又劔客を見よ、兩個の劔客各、道具を着、手に竹刀を執り、相對して禮を成し、後始めて相闘ふ、然るに若し一個の劔客が漸く半分道具を着たるとき、他の劔客が早已に竹刀を以て之れを撃たば、誰れが其卑怯を笑はざらん、論文の未だ完結せざるを駁撃するも亦之れと異ならず、故に未完

の論文を駁撃するものに其完了を羨ちて後之れを駁撃すべしと云ふは至當の事にて、具足を着け了りたるの後正々堂々と相闘ふべしと謂ふに異あらざるあり、

溪水の美觀は戦ひて白く和して碧あるにあり、唯、其碧ある而已にては未だ其美觀を盡くさず、時ありて白きをみかるべからず、人も亦此の如く時ありて異説を闘はずは却て希望すべき所、何んぞ復た是れを恐るゝを須ひんや、勝利は戦はずして得らるゝものにあらざるあり、

耶蘇教は歐米人の到る處多少傳播することを得たり、然れども未だ充分に耶蘇教以外の哲眼を以て其是非如何を論破せしものあるを聞かず、支那、印度、波斯、埃及、土亞刺比亞等の諸國にありても、耶蘇教は未だ哲理的の批評に遭遇せず、耶蘇教は我邦に於ては未だ曾て他邦に遭遇せざる批評に遭遇すべきあり、我々日本人は西洋の如き一種頑固ある宗教的偏見あり、東西各種の哲學宗教等を研究するの便を有すればあり、

耶蘇教は假令己に衰微したるも尙ほ歐米諸國に行はるゝ宗教あるを以て我邦人が歐米の學藝を採るに從ひ耶蘇教をも引入るゝの傾向あるは、自然の勢に出づるものあり然れども學藝は日に月に進歩し其我れを裨益するものあるを固より疑ふなければ、之れを引誘するを一日も怠るべからず、耶蘇經典も亦東洋古來の經書と同じく服膺すべき格言を載するを少しとせず、如何ある學者も之れを誦讀して可あり、然れども儒教も佛教も皆取るに足らずとして徒に耶蘇教のみを唯一の宗教の如くに唱道するは余其是あるを知らざるあり、或は云ふ、儒教も佛教も皆陳腐ありと、何ぞ知らん、耶蘇教も亦陳腐あるを、今日にありて尙ほ日に保羅彼得等の名を繰返して已まざるは、猶ほ衰殘の儒者が顔回曾參等の名のみを繰返して別に之れと均しく尙ぶべきものあるを知らざるがごときあり、

耶蘇教徒は新舊の兩約書を「バイブル」と稱して之れを讀み、新約全書の

不足は間、舊約全書によりて之れを補ふを得、然るに猶太教は國家的の性質を有す、故に或は云ふ、耶蘇は重きを國家に置かざるも、此缺點は舊約全書によりて之れを補ふを得べしと、然れども舊約全書は猶太教の經文にして新約全書は耶蘇教の經文、兩者固より混同すべからず、又猶太教は國家的の性質を有すと雖も、其國家は神政的國家にして吾人の今日取る所と同じからざるあり、

耶蘇教の非國家的あるを已に本篇に於て種々ある點より辯明せり、猶ほ此に一二の脱漏を補はん、耶蘇曰く「我國不屬此世、我國若屬此世、則我僕必爭、免我見付於猶太人、然我國不由乎此也。」(約翰傳第十八章第卅六節)と、耶蘇が現在の國家を輕んじたるを此文によりて明瞭あり、耶蘇又曰く「愛其生命者、反喪之、惟不愛其生命於斯世者、將存之至永世。」(約翰傳第十第二章第廿五節)と、耶蘇は此の如く現在を賤み、未來を重んぜり、故に地上の國家を重んずるが如きは其教旨にあらざるを推して知るべきあり、

耶蘇又曰く「蓋凡欲救其生命者、必喪之、惟爲我而喪生命者、必救之、人若利盡天下、而自喪自亡、何益之有」路加傳第九章第廿四節乃至廿五節と此文の旨意に據れば、耶蘇が人を社會の利益より引離し去りて一種無形の精神世界に導入るゝと復た疑ひあり、レツケイ氏は羅馬の耶蘇教を論じて曰く「甚だ善良ある人と云へる句が古代の羅馬人に暗指したる初發の觀念は蓋し偉大ある、秀絶せる愛國心ありしあらん、此の如き人が己れの國の爲めに思ふの欲情及び熱望は其人の徳義の高卑と直接の比例を爲せり、制慾的基督教は倫理的炎情を斷然他の方向に導き、公共的道德は從ひて必然的に衰退せり」と若し一たび愛國心を輕侮するが如き風俗を生ぜば、國民は遂に分離壞裂して復た奈んどもし難きに至るべきあり、耶蘇の教旨が實際に非國家的の影響を及ぼしたるとは羅馬に鑒みて知るべきあり、若し士官兵隊にして深く耶蘇教を信せば、遂に敵に向ひて發砲するとの是非を疑ふに至らん、曾て一個の軍士あ

り、耶蘇に我れ當に何をか爲すべしと問ひたるに、耶蘇之れに答へて曰く「毋強暴於人、毋誣詐於人、以所得之糧足矣」路加傳第三章第十四節と、此教固より善し、然れども殊に軍士に適切あるものにあらざ、單に此教を守る而已にては、其勇氣は出世間的の觀念の爲めに消失するの恐れありしとせざるあり、チーン、ミルマン氏曰く「寺院の耶蘇教に關する見解に據れば、全く世界一切世界の關係及び義務、并に其貨財、其娛樂、及び大望の對象を遠離するとは救助を得んと欲する願望を滅殺するよりも寧ろ増進せり、何故彼等僧侶は此合死的世界の爲めに戦ふべきか、寧ろ此世界を脱するに若かざるにあらざや」云々と、マツシヨン氏も亦之れに類する言論あり、士官兵隊の勇氣は決して耶蘇教によりて鼓舞し得らるゝものにあらざるあり、

曾て漢學の盛ある時、菅原道真は和魂漢才と云へり、是れ漢學も其儘之れを養取るべきにあらざ、和魂を以て之れを應用すべきの意を述ぶる

ものあり、如何程外國の教は取るべきもの多きも、亦た我れ自ら取捨して鎔鑄するを試みるの精神あるべからざるあり、今之れを一個人に譬へん、若し徒に他人の説のみを聞いて少しも自ら考出だすと無ければ、無主義の人と謂ふべきあり、一箇の國民も亦然り、其國民に一種固有の精神を養成するの必要あり、是れ菅原道具の已に道破せる所にして吾人の今日繼續すべき所あり、耶蘇教に對しては、新井白石、安井息軒等の諸先輩已に立論あり、皆欽慕すべき我日本の先見の士あり、本居宣長、平田篤胤等の諸氏皆日本古代の學を重んじ、日本を以て世界の中心の如くに見做せり、其見解今日にありては、間笑ふべきものありと雖も、其日本を重んずるの精神に至りては、敬服の外之れなきあり、余は今日先輩の遺志を紹ぎ、充分に我説を吐露し、亂撃の衝に立ちて、日本古來一脈の精神を維持せり、余は自ら耶蘇教徒攻撃の犠牲に供せん、彼等は尙ほ種々ある虚説を捏造し、余を譏誣し、余が名譽を汚黷し、余が位置を排

擠して己まざらん、然れども余は決して余が持論を變ぜざるべきあり、若し後來我輩の志を繼いで起るものあれば、日本は遂に溶化分散を免れざるべきあり、

若し一たび内地雜居を許さば、歐米人の幾千萬人どあく、内地に入來るに従いて、耶蘇教も亦勢援を得て、一層の蔓延を爲さん、然れども内地雜居を許すの曉よりして純粹なる日本國民は其迹を滅せん、今一杯の清淨ある水に幾滴の醋を澆込まば、其水は其時より性質を變じて、酸味を帯びたる一種奇殆のものどあらん、我日本國民も之れと同じく一たび外人をして雜居せしめば、種々ある言語、風俗、相貌等を有する種々ある人種、前後左右に接來るが爲め、雜駁あるものどあり、純粹なる性質を失ふを復た疑ふべきあり、然かのみならず、對外的精神は遂に之れが爲めに消滅せん、對外的精神消滅せば、愛國心も亦從ひて消滅せん、愛國心消滅せば、日本人は如何んして世界の中に雄大ある國民とあるを得ん、是れ

我邦人の今日猛省せざるべからざる所あり、  
 此書一たび世に出づるに及んで駭者紛々として出で賛成者は殆んど  
 之れあきの看あらん然れども多數の人は必ずしも正しきにあらず、新  
 説の初めて世に出づるや、人忽ち怪訝して之れを駭し、遂に之れが爲め  
 に陶鎔せらるゝものあり、老子曰く「知我者希、則我貴、是以聖人被禍懷玉」  
 (第七十節)と、我れ此言を追想して感慨無限あり、

附録第四

横井時雄氏の報道

拜啓教育と宗教の衝突なる論文中に御引用有之たる不敬事件なるものに關  
 し、御依頼に由り、夫々取調べ候處、左の通りの結果を得申候、之れは充分公平に  
 して確實なるものと認め候に付き、正誤に御用有之候て差支なき義と存候  
 云云、

先づ第一に該論文中引用されたる所謂不敬事なるものと數ふれば、大凡十  
 件なりとす、其中にてギリシヤ教會に關するものは聞合するの必要なしと思惟  
 したるに付き、其手續を爲さざりき、其他の事件に就きては事實左の通りに相  
 違なしとす、

一、内村鑑三氏の不敬事件なるものは、已に同氏の辯明あり、別に小生の言を俟  
 たず、

二、名古屋の代言人云々の件に付ては直ちに之れを該地に聞合せたるに有賀  
 武雄氏より左の如き回報ありたり、

拜啓時下愈々御賢勝奉賀候然に過日平田平三氏へ御照會の一件即ち曾て小生が當地美以美教會を脱したる願末等は天則第三篇第六號及び教育報知第三百五十二號等に記載の事實に相違無之但し其記事に德義家云々信用厚き云々は小生の敢て當る處にあらず、而して該記事所載の如き文詞の末に此等の弊害は基督教の本体より流出したるに非ずして外國傳道會社より補助を受るより生したる結果なる事及び小生は今後外國傳道會社の庇陞の下に立つ教會には關係せざる等の趣旨を附記し脱會と同時に(二十三年)十三日頃(に)當地金城新報に掲載致したる處諸新聞雜誌は該新報より轉載又は摘載したり、天則井に教育報知に記する處は摘載にて右箇點の部分は省略せしなり云々、

右直接に貴下まで御回答如此得貴意候敬具

明治廿六年四月九日

有賀武雄

横井時雄君

三、北海道典獄大井上輝前氏が囚徒に例年一月元旦に天皇陛下の御眞影を拜せ

しむるの例なりしと昨年より廢止したりと云ふ事に付きては幸ひ大井上氏目下出京中なれば委數同氏に就きて聞合せたる所全く無根の妄説なりと申すも明瞭せり、元來御眞影は囚徒に拜せしむべきものにあらず、之れを拜せしめしと嘗てあるとなしと云へり、己に其例なきものを如何で廢止するを得んや、同氏の言に目下基督教徒にして教誨師たるものありと雖も、是れ囚徒に向つて基督教を説く爲めのものにあらず、教誨師の務は倫理の講説に止まり、決して宗教のたとを云はず、但し囚徒中より特志を以て基督教を聞かんを欲する者は別に集合を設けて之れを教ゆるとなり、

拜啓御申越之事を左に記し眞正なる事實を陳述仕候、

山口に牧師服部章藏なる者あり、省三なる者は天主教會内にも南メソヂヤト教會内にも日本基督教會内にも居らざるなり、章藏と云ふ實体を謬りし者と見ゆ、然らざれば眞に空想に假借人の外なし、章藏の母を淑子と稱ふ、是

れは實体的人間なり、天主教信者に成さざれば牧師云々實体的章藏は牧師の名に辱るゝて辱も母に強ひたるとなし、是は虚言の極假人に當るとなり、然りも雖も章藏が始め明治十一年在東京の時母を招きて東京見物となさしめしとあり、是時始て彼にキリスト教のとを語り、又教友等の來て語りしとありき、此時章藏は傳道師にあらず、海軍兵學校の教授たりき、同十二年官を辭し、四月郷里に歸省したる時又語りしとあり、其後同年十月出て、馬關に行き、傳道に着手したり、爾後語りしとあるも他出常なるを以て語るも能はず、今も尙然り、蓋し致方なきとなればなり、以上の如きは強て説諭するにあらず、親子の情愛又迷路を脱せしめんとの心よりせし者、即ち一般の人情よりし、又基督教信者のするとなり、

淑子は元來眞宗云々、是れは事實なり、

省三の外教云々、病氣と云々、不自由の身となる云々、章藏が基督教を信するに由て臥牀の身となると一度もなし、然し章藏生れて第三日俗の所謂血の道病に罹りたり、是れは母の持病となり、長く臥す時は三四年、短きも三四月、決して毎年此爲め臥牀せざるとなし、是れは章藏の常に患る所、母の常に苦

む病なり、然るに明治十年東京に招きし時、即ち章藏も聖道を語り、教友も來て語りたる時、言を替れば章藏が信者となつて後始て相逢ふたる時より殆んど六ヶ月東京滞在中に持病を起したるとあり、或は強言すれば其事共を取て言ふべきか、然れども章藏が信者たらざりし前より即ち生れて三日目より年々歳々此病に臥すもにて俄然章藏傳道の爲め血の道となりしには決してあらざるなり、更に手段を變へて傳道會社に云々此事も亦決してなきとなり、若し疑はば傳道會社に問ふて後明なるとなり、然し何人か明治十三年二月頃に東京より小冊子を惠贈したる者ありき、當時章藏は馬關に滞在傳道ありたり、而して毎月一回山口に傳道の爲め來れり、其時は必ず郷里吉發村に歸省するとなりけるが、二月の頃山口傳道の時歸省したれば、母一小冊子を出し、是は何處の誰より書を送りしならんか、我は不用なり、之れを返さん欲す、只名當なきを以て之れに苦む、如何にせば可ならんか相談したり、仍て不用となれば返すも可ならん、然し惠贈故洋風に従ひ姓名を記さざりしならん、返すにも名當に詮方なしと申せしに、母曰く、東京に耶穌教の本局はないかと、章藏答へて地上に本局毫もなし、獨天上にあるのみ、然し是

非返したいさのとならば東京耶蘇教會堂にて記し送るべし、左すれば何れへか行くならんぞ申せしが、然らば其様にせんぞ申したり、其後如何せしか毫も知らざりき、去て十四年と覺ゆ、東京にある大會に出席し、教友にして弟子たりし故海軍少佐中村正亮氏を問ひたり、其時同氏曰く、予は先年君の母に小冊子を送りたりしが、北堂は見られたるならんか、君知らざるやと問へり、此に於て始めて正亮氏の惠贈に掛りし者なるを知り、後母に逢ふたる時惠贈者の誰なるを訝りたり、氏は章藏の母の善く知る者たり、東京より歸國の時も同氏の大人に同伴したる位なり、此時章藏は始めて母の歌を添て章藏の云ひし如くにして返したるを知れり、

以上は皆明治十年に始り、十三年迄にありし事實にて當時此様なるとは毫もあるをなし、獨母の病は今猶ほあり、此節も既に臥牀しあり、即ち明治十年以前ある如くなり、

是に由りて觀れば、三寶叢誌第百五號に載せたる記事は甚だしく服部氏を誣ゆるものと謂ふべきなり、

五、山鹿小學校生徒事件に付きては皆て東京の有志家中にて其事實を詳細に

取調べたるもあり、其頃縣廳の屬官某が取調べて當時在京の知事に送りし回報なるものは甚だ事實に相違す、此事は其當時内務大臣及び文部大臣の手許まで委曲上申し置きたり、蓋し生徒佐久間某を退校せしめたるは全く校長赤星某が生徒各自の信教自由に干渉したるの結果なること明白なり、生徒の抗論せしは學校外に在りて基督教を研究するの自由を唱へしものにして、決して校内に在つての自由を唱へたるに非ず、而して昨年來新小學令に従つて舊小學校を廢し、新たに小學校を起すに當り、有志家と知事との間に種々談判を遂げたる末、竟に赤星氏を雇はざるに決し、佐久間某の出校するを許したり、即ち左に基督教新聞より轉載する所は小生が山鹿の有志家江上貞雄氏より親しく聞きし所なり、

彼の昨年天下の議論を惹起したる熊本縣山鹿高等小學校は去る十月中舊制を廢し、文部省の新小學令を施行するに付き、郡會を開きて協議したる處、曩きの佐久間俊彦退校事件よりして種々紛紜を生じ、議合はざりしかば、縣廳に於ても大に之れを憂苦し、種々調停を試みたる末、遂に十二月五日今回新組織の學校には校長赤星爲巳教員里子直太郎の二氏は採用せず、又た曩



きに退校を命ぜられし佐久間俊彦氏は登校するも差支なしとの事にて漸く相談廻り、辛ふつて破裂に至らずして済みたりと云ふ、是れにて先づ一段落を告げし者なるべし、

六、熊本英學校々長就任式席上に於ける教員奥村禎次郎氏の演説なるものは當時頗る双方に於て争論ありしものにして、別に其の正しき記録あるなく、小生が先日奥村氏に面會して尋ねたる所に由れば、其演説中日本主義にあらず、亞細亞主義に非ず、世界の人物を造る博愛主義なり、眼中國家なく外人なしなどの語ありしものゝ如し、云云、

七、京都同志社に於て明治廿一年一二生徒の發意に由りて天長節祝會を開きしが爲め校の掛員は之れを咎めて處罰したりと云ふとは甚しき譏誣の言なり、小生小崎弘道氏に面會して之れを聞合せたるに同志社に於ては他の或官立學校よりも寧ろ以前より天長節の祝會を開くの例ありしと云へり、八、金澤私立女學校に關するとは同地の阪野嘉一氏より左の通り回答せられたり、

金澤女學校云云此件は三四年以前の事に御座候、當時同校之規則は天長節

紀元節の外は大祭日を休業せざる事に其筋へ屈出、許可を得たる事なり、然るに猪瀬某と戸田氏との論談ありし事も事實なり、戸田氏のは(祝日は勿論守るべし、祭日に至りては我輩は上帝の外禮拜せざる者故に祭るの意味を以て休業するを潔とせず、然ども此祭と云ふは祝の意なれば無論謹而守るべし)偕て祭祝との意義の議論なりき、其後縣廳より戸田氏を召喚して左の如く談せられたり、

其校も他の學校と同様に惣て同祭日を守るやう規則を改正せられては如何世間で彼是やかましく申立事面倒に相成候ては困る、

戸田氏は之れに答へて曰く、我々は宗教上の主義をまげて上帝の他禮拜せよとの事には決して服従せざるも、所謂國祭日とは祝日の意と云ふ事なれば、敢て規則を改て此日に休業する事をこばまざるべし、勿論同主義の北陸英和學校等は之れを休業する規則に相成居儀故本校も右等と同様に規則を改正すべし、

此の如くして其後は三四年此方國祭日は惣て休業する事に定め、之れを實行しつゝあるなり、

又立野英和學校の件に付て同トく阪野氏より左の通り回答ありたり、  
立野英和學校云云、

小生が無袴にて勅語奉讀したる事は事實なり、何故此の如くなりし歟、無論過失なり、其手續書は左の如し、

一月九日午前八時同校授業始にて勅語奉讀なす事に相成居候小生は職員中にはあれど、教授にてもなく、只理事たる而已故餘り學校には干渉致さず、此日寄宿生徒に用向有之、午前八時廿分頃學校に至りしに、職員生徒皆講堂に集り、勅語奉讀の準備を爲し着坐したるも、校長は出校せず、定刻より延引する事廿分餘、甚だ不都合なる場合へ、小生の至りしを幸ひさし、幹事は校長の來らざる不都合を述べ、校長に代りて勅語奉讀を小生に依頼せり、小生も其不都合を思ひ、之れを諾して奉讀せり、(但し之が爲に登校したるにあらざれば固より禮服杯の用立なし、只羽織而已着し居たり)奉讀後自分服裝之不都合に心付、翌朝生徒職員の前にて昨日の奉讀は不都合なり、是れ全く小生の過失なれば改めざるべからず、余は此不注意の責免るべからず、依て謹て理事の職を辭すと申述べたり、

右に付無論之れを無効とし更に校長禮服用奉讀せり、

前に校長出校せざりしは幹事と校長の間に行違ひの事有之、結局幹事が校長の言葉を聞たがへたるに因る、

九、肥後八代某小學校生徒不敬事件に付ては小北寅之助氏より左の通り調査の結果を申越されたり、

八月二十九日發刊日本新聞に掲けたる肥後八代某小學校に關する記事は八代南部高等小學校の事にて、當時該新聞及び國教雜誌に掲載したるより、驚々天下の新聞に顯はれ、一犬虛に吠て萬犬之に應するの譬の如く、一時天下を紛擾せしめたり、然るに該事件の此く天下に轟々たりしは、抑も原因あるもにて、全体此の八代は宗教界は勿論殊に政治界に於て兩黨の軋轢甚しく高等學校生徒間にも自然暗々裏に軋轢をなすの摸樣ありて即ち之れが關係ある生徒は進歩的の子弟にて、之れを教員に密告せし者は保守的の子弟にて、常に反對の位置にあるものなり、當時教員に密告せしとは扇子を以て御眞影の外圍なる箱を折りたりとの密告にてありし故、教員は大に驚き、之れを取調へたるに、該生徒は敢て之れを折たるにあらず、御眞影安置の

上なる教場の西北隅に雀の巢ありて雀は始終其處に来るが故生徒は時々之れを追ひ立てたるもありしか、當時某生徒も何氣なく雀を追ひ爲めに、御眞影下に至りて其雀を逐はん爲めに扇子を以て手を打ちたるなりと答へたり、因て校長は兩生徒を取調べたるに、密告の目的は某生徒を陥擠せん爲めの鄙劣手段たるを看破したれども、場所柄か場所柄にて常に校長より出入を嚴禁しある處ゆへ、管理者は某生徒に三十日斗り出校を禁じたり、某生徒は大に悔悟し、平素の輕卒より出たるを以て大に謹慎せし故、管理者は再び出場を命じたり、此事を國教雜誌及び日本新聞に記載したる原因は當地佛敎家の一人此事を捏造し、日本新聞にある如く傳道師云々の事實相違の記事を送りたるものなり、其生徒は決して此の如きとは、吐き居らざるを、當時該校長及び受持教員の始末書等にて明なるとなりとす、當時の形狀を約言すれば無邪氣なる單純なる青年の活潑の行爲遂に嚴禁の場所に侵入して雀を逐ひたるまでなり云云、左に日本新聞記事と事實相違するの點を擧げん、

一 御眞影は講堂に安置あり、第一教場にあらず、

二 御眞影は板間の壁上に安置せる二重箱に藏めあれば扇子如きものゝ以て打ち落さざるべきものにあらず、

三 教師の呼寄せたるまき傳道師云々、とあれども當地生徒は最も恐謹の体にて前記の事を答へしのみにして、傳道師云々の事は申したるをなし、

四 退校とあれども事實相違にて、只三十日間餘出校を差止めたる而已なり、

右之通り事實相違無之候也

學校關係人

松岡彌四郎印

其他鄙見陳述したき事不少候へ共、餘り長文と相成候て御迷惑と存奉候、何も大略仕候、草々頓首、

明治廿六年四月十日

横井時雄

井上哲次郎様

侍史

余は事實の取調を横井時雄氏に依頼したるに、右の報道を得たり、余は氏に、其勞を謝すると同時に一言の述ぶべきとあり、余が各種の新聞雜誌より引用したる中に多少の訛傳ありたるを疑なし、然れども耶蘇教徒不敬の痕迹は決して蔽ふべからざるなり、余は事實相違の點のみは正誤すべしと雖も、余が耶蘇教に就いて下だせる判断は少しも變更するを得ざるなり、余が本篇を草するに當りて又不敬事件に關する報道を得たり、三月十三日の日本新聞に云く、耶蘇學校の不敬、毎時ながら特性を顯はすまでも云ふ可きか、新潟市に於ける或る耶蘇學校にては、去月十一日の紀元節に例の人目を繕ふ爲め式ばかりなる遙拜式を行ひしが、當日生徒一同が將に陛下の御尊影に對し、敬禮を行はんとするに當り、教師某は皇室に對し、不敬に渉る演説を爲したるより、生徒等も其演説により竟に敬禮を行はずして罷みたりとぞ、耶蘇學校に不敬の言動あることは、頗々吾人の耳朶に達す、憤慨に勝ふ可けんやとて東北日報は記せり。

又讀賣新聞の記載する所によれば

昨年十一月四日即ち天長節の翌日北米桑港に於ける基督徒青年會の會員

石川定邦なる者、天皇陛下の御眞影に對し奉り大不敬の言を發したる事發露し、並に青年會は昨年十二月金剛艦歡迎會に對し冷淡極りし事、加之ならず該會員某匿名書を以て同歡迎會を攻撃したると以て、同地在留の邦人は大に茲に激昂し、聯合會なるものと組織して談判委員を派出し、以て青年會の罪を詰責したるに、青年會は言を曖昧に托して白狀せざりしを以て聯合會は再び會議を開き、右の所爲は青年會全体の意見と認むる事、青年會は日本帝國臣民たるの本分を忘却せる者なれば、將來國民的運動をなすに際しては、斷然相提携せざる事等の諸項を議決したりと云ふ。

是等の事亦多少の訛傳なしとも斷言し難し、然れども夥多の不敬事件豈に其因由する所なしとせんや、是れ余が本篇を著はして解釋を試み以て耶蘇教徒の反省を促す所以なり、

明治廿六年四月十五日

井上哲次郎識